

年報

# 津山弥生の里

第 18 号 (平成 21 年度)

2011

津山弥生の里文化財センター

## 序

平成 20 年 11 月 4 日、『地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律』が施行されました。この法律でいう歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地環境」と定義されており、ハードとしての建造物とソフトとしての人々の活動を合わせた概念です。

歴史的風致は、単に歴史上価値の高い建造物が存在するというだけではなく、その地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開されてこそ形成されるものです。この歴史的風致は、現状を維持するだけでなく建造物の復元や修景等の手法によって、積極的に市街地の環境を向上させることを目的としています。

津山市では、この法律に基づく「津山市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成 21 年 5 月、文部科学省、国土交通省、農林水産省の 3 省に計画認定申請を行いました。その結果、同年 7 月に県内では初めて、中国地方では山口県萩市に次いで 2 番目、全国では 11 番目にこの計画が認定されることになりました。

計画の認定により、従来、文化財サイドでは対象にならなかった事業についても、国からの補助を受けられることになり、文化財保護行政を遂行していく上で一つの大きな画期となりました。

現在、この計画に基づく事業は、4 課にまたがって実施されています。しかし、それぞれの担当課から事業実施効率の悪いことが指摘されており、平成 23 年度からは、「歴史まちづくり推進室」を新設し、一体的に取り組んでいくことになりました。また、これまで市長部局に置かれていた文化振興課と文化財課が統合し、新たに文化課として再出発することも決定されました。新組織の設置により、本市の文化財保護行政が益々充実発展していくものと期待しております。

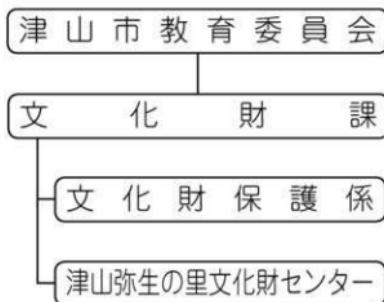
最後になりましたが、今後とも本市の文化財保護行政に対して、ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げあいさつとさせていただきます。

平成 23 年 3 月 31 日

津山弥生の里文化財センター

所 長 行 田 裕 美

## 平成 21 年度機構図及び職員配置



課長 行田 裕美(文化財センター所長兼務)

文化財保護係長

小郷 利幸(同次長兼務)

主査 平岡 正宏(同主査兼務)

主任 仁木 康治(同主任兼務)

主任 豊島 雪絵(同主任兼務)

主事 岡崎 靖史(同主事兼務)

嘱託員 野上 恒子

△ 岩本えり子

△ 田渕千香子

### 例　　言

1. 本書は、津山市教育委員会・文化財課が平成 21 年度に実施した事業概要などについてまとめたものである。
1. 平成 21 年度の埋蔵文化財発掘調査は、小郷利幸、仁木康治、平岡正宏、豊島雪絵、出土遺物の整理は上記の他、野上恒子、岩本えり子、田渕千香子、指定文化財の保存管理は、岡崎靖史が主として担当した。本書の執筆は各担当者が行い編集は平岡がおこなった。
1. 本書のデータは、PDF フォーマットで保管している。

# 目 次

序 i

機構図及び職員配置 ii

例言 ii

第Ⅰ部 津山弥生の里文化財センター事業概要	1
I - A 展示事業	3
I - A - 1 入館者数	3
I - A - 2 啓発、普及活動	3
I - A - 3 寄贈資料	4
I - B 文化財センター日誌抄（平成 21 年度）	4
I - C 埋蔵文化財発掘調査	6
I - C - 1 平成 21 年度届出関係一覧	6
I - C - 2 現地説明会	6
第Ⅱ部 調査の概要	7
II - A 市内遺跡試掘・確認調査報告	9
II - A - 1 院庄構城跡確認調査	9
II - A - 2 旧津山藩別邸庭園（衆楽園）確認調査	13
II - A - 3 津山城跡（京橋御門跡）確認調査	16
II - A - 4 各種開発に伴う試掘・確認調査（天神原遺跡）	20
II - A - 5 各種開発に伴う試掘・確認調査（院庄館跡）	24
第Ⅲ部 文化財の保護・管理	29
III - A 文化財の保護	29
III - A - 1 文化財保護委員会	29
III - A - 2 新指定の文化財	29
III - A - 3 文化財防火訓練	29
III - B 指定文化財の保存管理	29
III - B - 1 国指定文化財	29
III - B - 2 県指定文化財	29
III - B - 3 市指定文化財	29
III - B - 4 その他の文化財	30
III - C 歴史民俗資料館の管理運営	30
III - C - 1 加茂町歴史民俗資料館	30
III - C - 2 勝北歴史民俗資料館	30
III - C - 3 久米歴史民俗資料館	30
III - C - 4 阿波民具館	30
第Ⅳ部 資料紹介・研究ノート	31
IV - A 明治の衆楽園における曲水宴の時代背景と意義	33
IV - B 美作の狛犬（2）真庭市	45
IV - C コロビ山の開発～安黒一枝の日記から（3）～	53
IV - D 第 28 回津山市文化財調査報告会 講演録「院庄館跡と構城跡」	57



第Ⅰ部  
津山弥生の里文化財  
センター事業概要



## A. 津山弥生の里文化財センター展示事業

### 1. 入館者数

昨年度の入館者数は下表のとおりである。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
大 人	115	232	95	58	80	112	72	133	49	51	56	106	1,159
学 生	258	102	32	15	58	14	135	128	5	119	13	240	1,119
合 計	373	334	127	73	138	126	207	261	54	170	69	346	2,278

表1 平成21年度総利用者数内訳

### 2. 啓発、普及活動

#### 【刊行物】

『年報 津山弥生の里 第17号』

『県営ほ場整備事業(久米地区)に伴う試掘確認調査報告書』

(津市埋蔵文化財発掘調査報告第80集)

『山根地A遺跡・下石屋遺跡』

(津市埋蔵文化財発掘調査報告第81集)

#### 【講演会・研究会】

第28回津山市文化財調査報告会（参加者120名）

日 時 平成22年3月13日（土）

場 所 グリーンヒルズ津山 リージョンセンター

内 容 「院庄館跡と構城跡」

講演1「院庄」とは何か～中世院庄の歴史・地理学的分析】

九州大学学術研究員 前原茂雄先生

講演2「文献資料からみた院庄館・構城」

岡山地方史研究会 森 俊弘先生

講演3「城郭史からみた院庄館・構城」

城郭談話会 中西義昌先生



前原先生（上）森先生（下左）中西先生（下右）

美作考古学談話会（会員30名）

第1回5/9（土）

「『銅鏡百枚』と三角縁神獸鏡」（豊島雪絵）

第2回7/11（土）

「津山城京橋門跡について」（豊島雪絵）

第3回9/5（土）

「遺物の分析からわかること（続）」（小郷利幸）

第4回11/14（土）

「倭城を巡る」（行田裕美）

第5回2/6（土）

「改築され抜けた城郭」（平岡正公）

第6回3/8（土）

「衆楽園関連の発掘調査について」（仁木康治）

#### 【速報展】

発掘調査速報展

『津山の歴史を掘る－日上歎山古墳群特集－』

須恵器（杯・高杯・甕・壺・提瓶・台付壺・器台ほか）

土師器（壺・甕・高杯・鉢）

円筒埴輪・形象埴輪（馬・人物・家・鶴・石見型盾）

石器（ナイフ形石器・槍先形尖頭器・剥片・砥石）

鉄器（鉄鎌・刀）

#### 【収蔵資料の貸し出し・調査等】

##### 【考古資料】

○京都大学諫早直人さん一貫西3号墳馬具の図面を論文に掲載依頼（5月）

○くらしき作陽大学澤田秀実さん殿田1号墳・コウデン2号分墳出土陶棺片分析のため試料提供依頼（5月）

○田口義之さん医王山城跡の写真を新びんご今昔物語

「利鎌山城と福田氏」に掲載依頼（7月）

○河本雅子さんに西吉田北遺跡の縄文土器・砥石外7点を貸し出す（7月）

○岡山県立博物館特別展「土と火のオブジェ—縄文土器・土偶から現代備前焼まで—」に十六夜山古墳出土埴輪外8点を貸し出す（9月）

○愛媛大学垣見奈緒子さん寺田古墳・門の山8号墳外出土鉄刀を調査（9月）

○新潟大学田中祐樹さん九日場古墳の馬具を調査（10月）

## B. 文化財センター日誌抄（平成21年度）

- ◎岡山県生涯学習センター高畠知功さん美作国府跡出土瓦器、勝間田焼の調査（10月）
- ◎岡山県立博物館特別陳列「くらしの中のガラス」に川崎六ツ塚5号墳外出土のガラス小玉・管玉を貸し出す（11月）
- ◎岡山県立博物館交流展「古代出雲展—国宝青銅器の世界—」に荒神裕遺跡出土の銅鏡1点を貸し出す（12月）
- ◎名古屋大学梶原義実さん美作国府跡・久米庵寺の図面を図書に掲載依頼（11月）
- ◎出雲市文化財課三原一高橋さん有本遺跡出土ガラス管玉の調査（1月）
- 【民俗資料】
- ◎津山郷土博物館特別展「古い津山の写真展」に水鉄砲、扇風機外18点を貸し出す（10月）
- ◎赤木宏高さんにかんざし外7点貸し出し（1月）
- ◎誠道小学校永島和弘さんにキセル1点貸し出し（3月）
3. 寄贈資料
- 下記の方から資料の寄贈がありました。寄贈いただいた資料は文化財センター資料として保存活用させていただきます。（敬称略）
- 【民俗資料】
- |              |      |    |
|--------------|------|----|
| 河野蘭雄（津山市志戸部） | 押し切り | 1点 |
| 福島滋（津山市坪井下）  | 直播機  | 1点 |
| 鈴木康之（津山市河辺）  | 掘炬燵  | 1点 |
- 4月8日 重要文化財中山神社本殿保存修理工事定例会議（行田、小郷、岡崎）
- 4月9日 障害者に史跡津山城跡を開放するための登城路警備
- 4月14日 文化庁宇内調査官（建造物担当）本源寺、中山神社ほか視察（～15日）
- 4月18日 山田原古墳の現地確認
- 4月19日 医王山城跡説明板設置の立会（小郷、岡崎）
- 4月29日 医王山城跡登山会・津山やよいライオンズクラブ説明板贈呈式（藤田教育長、小郷、岡崎）
- 5月9日 第1回美作考古学談話会の開催（豊島）
- 5月11日 文化庁西岡技官（建造物担当）中山神社ほか視察（～12日）
- 5月21日 全国公立埋蔵文化財文化財センター連絡協議会総会出席のため北九州市に出張（小郷、～22日）
- 5月26日 重要文化財中山神社本殿第3回保存修理委員会（行田、小郷、岡崎）
- 6月6日 神楽尾城跡保存協力会第24回総会に出席（小郷）
- 6月7日 美作の中世山城連絡協議会総会に出席（行田）
- 6月11日 京橋門跡確認調査開始（豊島、～7月15日）
- 6月10日 中道中学校チャレンジワーク（～12日）
- 6月17日 東中学校チャレンジワーク（～19日）
- 6月30日 市町村文化財担当者会議のため岡山市に出張（小郷、岡崎）
- 7月11日 第2回美作考古学談話会の開催（豊島）
- 7月16日 全史協中国地区協議会出席のため岡山市に出張（～17日、行田、岡崎）
- 7月22日 九州テクノリサーチ大澤正己さん鉄滓等の調査
- 7月28日 全国公立埋蔵文化財センター blocker役員機関等に関する会議出席のため岡山市（古代吉備文化財センター）に出張（行田）
- 8月3日 天神原遺跡確認調査（～11、豊島）
- 8月5日 津山やよいライオンズクラブによる沼弥生

住居址群草刈奉仕作業	総社市に出張（行田・小郷・岡崎）
8月11日 勅使遺跡確認調査（小郷）	2月6日 第5回美作考古学談話会（平岡）
8月12日 史跡美作国分寺跡に啓発看板を設置	2月17日 県文化財課光永綾括副参事ほか構城跡の確認調査を視察
8月24日 正善庵遺跡確認調査（～25日、小郷）	2月19日 埋蔵文化財担当職員研修会のため岡山市に出張（行田・小郷・平岡）
8月26日 岡山県史跡整備市町村協議会総会出席のため高梁市に出席（行田・小郷・豊島・岡崎）	2月23日 市文化財保護委員構城跡の確認調査を視察（～26日）
9月5日 第3回美作考古学談話会（小郷）	2月28日 院庄構城跡確認調査現地説明会（20名参加）
9月27日 第1回史跡美作国分寺跡公有化事業地元説明会	3月1日 史跡津山城跡確認調査（～27日）
10月5日 岡山県文化財保護審議会柴田会長、黒田委員ほか大隅神社ほかを視察、史跡院庄館跡確認調査（小郷）	3月8日 クリーンセンター建設に伴う確認調査開始（～31日、豊島）
10月9日 第1回津山市文化財保護委員会開催、沼道跡復元住居の設計について、鈴木充先生と協議	3月14日 第28回津山市文化財調査報告会開催（120名参加）
10月16日 津山やよいライオンズクラブ沼弥生住居址群に記念植樹	3月15日 文化庁伊東調査官（工芸部門）高野神社収蔵庫を視察
10月28日 美作地区文化財指導者研修会出席のため鏡野町に出張（豊島）	3月23日 史跡津山城整備委員会開催
11月9日 北陵中学校チャレンジワーク（～11日）	3月24日 第2回津山市文化財保護委員会開催
11月12日 衆楽園確認調査（～12月25日、仁木）	3月27日 第6回美作考古学談話会（仁木）
11月14日 第4回美作考古学談話会（行田）	3月28日 第2回史跡美作国分寺跡公有化事業地元説明会、日上町内会による日上畠山古墳群草刈・雑木の撤去
11月17日 国庫補助事業ヒアリングのため県庁に出張（小郷、岡崎）	
11月19日 全国公立埋蔵文化財文化財センター連絡協議会研修会出席のため鳥取市に出張（行田、仁木）	
12月4日 県文化財課光永綾括副参事衆楽園の確認調査を視察	
12月9日 県古代吉備文化財センターへ保存処理研修（小郷・豊島・野上）	
12月17日 史跡津山城整備委員会開催	
1月24日 文化財防火訓練（津山郷土博物館）	
1月25日 沼弥生住居址群復元住居完成式典、文化財防火査察（～26日）	
1月28日 「津山市歴史的風致維持向上計画」のヒアリングのため国土交通省へ出張（～29日、行田）、横野和紙製作の記録映像撮影のため金沢市に出席（～29日、岡崎）	
2月1日 構城跡確認調査（～3月3日、平岡）	
2月5日 岡山県史跡整備市町村協議会研修会のため	

## C. 埋蔵文化財発掘調査

### 1. 平成 21 年度届出関係一覧

埋蔵文化財発掘の届出（法第 93 条）

遺跡名	所在地	工事種別	期間	面積 (a)	津山市発見	発信日	届出者	実施日	備考
福井横尾遺跡	福井 15-6	個人住宅	未定～ 9.30	384	津教委文第 46 号	4.14	立会	5.25 10.14	遺構・遺物無し
福田大塚跡	福田 1220	宅地造成	8.1～ 8.31	858	津教委文第 83 号	5.8	立会	H22.5.28	遺構・遺物無し
河辺御守遺跡	河辺 2175-11	個人住宅	未定	1,060.07	津教委文第 101 号	5.12	立会	5.15 7.6	遺構・遺物無し
金井畠田西遺跡	金井 162	個人住宅	定	448.5	津教委文第 146 号	6.5	立会	7.8	遺構・遺物無し
押入西遺跡	押入 10-4 外	宅地造成	未定	1,207.48	津教委文第 153 号	6.15	立会	10.14	事後確認
田原御裏り遺跡	田原 2168-5 外	宅地造成	未定	236	津教委文第 170 号	6.22	立会	10.16	遺構・遺物無し
美作国府跡	山北 23-6	個人住宅	未定	198.85	津教委文第 176 号	6.26	立会	7.13	柱穴・土器片少量
十四坂山遺跡	備前下 85-3	宅地造成	未定	345.79	津教委文第 189 号	7.3	立会	7.17	遺構・遺物無し
竹ノ口遺跡	沼 50-20	市街	未定	233.39	津教委文第 196 号	7.7	立会	7.24	落込み・遺物無し
正善院遺跡	東一宮 62-6	集合住宅	9.10～ 9.31	746.26	津教委文第 198 号	7.8	確認	8.24～ 25	遺構・遺物無し
城北二ノ塚跡	神代 70-1	道傍設備	10.11.20	93	津教委文第 233 号	7.27	立会	10.15	遺構・遺物無し
日上小原田遺跡	日上 1368-1	宅地造成	未定	469	津教委文第 251 号	8.4	立会	10.13	遺構・遺物無し
山方古觀音寺遺跡	山方 426-1 外	宅地造成	10～ 12	366	津教委文第 260 号	8.7	立会	9.1	遺構・遺物無し
勤使遺跡	高野本郷 2435-1 外	個人住宅	未定	884.82	津教委文第 267 号	8.10	確認	8.11	遺構・遺物無し
津山城跡	山下 5-11	事務所	未定	1,405.05	津教委文第 321 号	9.9	立会	10.2	遺構・遺物無し
小原中松遺跡	小原 444-14	個人住宅	11.15～ 12.15	442	津教委文第 391 号	10.8	立会	11.9	遺構・遺物無し
膳部上河原遺跡	膳部 668-1 外	宅地造成・個人住宅	12.1～ 1	870.3	津教委文第 413 号	10.16	立会	12.11	遺構・遺物無し
正善庵遺跡	東一宮 69-5 外	集合住宅	1.10～ 3.30	368	津教委文第 569 号	11.16	立会	2.1	遺構・遺物無し
正善庵遺跡	東一宮 67-12	宅地造成・個人住宅	12.20～ 5.20	298.12	津教委文第 613 号	11.25	立会	3.2	遺構・遺物無し
川西遺跡	新野町 805-4	宅地造成・個人住宅	1.10～ 3.30	319.62	津教委文第 651 号	12.2	立会	2.12 3.18	遺構・遺物無し
京免遺跡	沼 13-11 外	宅地造成	2.10～ 4.30	955	津教委文第 718 号	12.11	立会	5.14	事後確認
東一宮天王寺遺跡	東一宮 1110-1	個人住宅	未定	231.44	津教委文第 786 号	12.28	立会	2.8	遺構・遺物無し
西湖御跡	泉下 1510-1	駕籠取り設置	3.20～ 3.31	1,106	津教委文第 874 号	1.6	立会	3.24	遺構・遺物無し
宮尾遺跡	宮尾 573-2 外	宅地造成	未定	1,142	津教委文第 880 号	1.14	確認	2.25	遺構・遺物無し
正吉寺遺跡	東一宮 67-11	個人住宅	3.5～ 3.31	252	津教委文第 887 号	1.20	立会	H23.3.16	事後確認
小原廻廊遺跡	小原 941-3	宅地造成	未定	104.78	津教委文第 889 号	1.25	立会	1.28	遺構・遺物無し
福田寺遺跡	福田 1243-3 外	墓地造成	未定	169	津教委文第 995 号	2.9	立会	4.2	遺構・遺物無し
津巣山遺跡	市原 452-2	携帯電話基地局	4.13～ 6.11	70	津教委文第 1007 号	2.10	確認	4.13	遺構・遺物無し
正善庵遺跡	東一宮 67-2 外	宅地造成	3.10～ 3.31	918	津教委文第 1020 号	2.18	立会	H23.3.16	事後確認
美作国分寺跡	国分寺 484-2	法面改修	5.10～ 8.31	300	津教委文第 1165 号	3.15	立会	5.20～ 8.31	遺構・遺物無し
下高野西有里下遺跡	下高野西 597-7 外	宅地造成	4.10～ 10.1	180	津教委文第 1163 号	3.15	立会	H23.3.16	事後確認
天神原遺跡	河辺 1392-4 外	歩道整備	5.10～ 6.10	664	津教委文第 1259 号	3.31	立会	未実施	

埋蔵文化財発掘の届出（法第 94 条）

遺跡名	所在地	工事種別	期間	提出者	津山市発見	発信日	指示事項	実施日	備考
久米・萬寺	宮尾 516-8 外・道路	H22.3	津山市北 520	津山市北 520	津教委文第 904 号	1.25	立会	H22.12 14～ 15	遺物無し・ 遺物有
黒岩 5 号塚・ 同 6 号塚外	備前 708-1 外	総合ごみ処理センター	H22.4	津山市北中下 1300	津教委文第 1113 号	3.8	発掘調査		
			H26.3	管理委託地點					

埋蔵文化財発掘調査の報告（法第 99 条）

遺跡名	所在地	遺跡種別	発表期間	面積 (m <sup>2</sup> )・原因	津山市発見	発信日	発表担当	備考
津山城跡	大手町 5-1	城跡	6.10～ 7.30	43・酒肆整備	津教委文第 179 号	6.15	同魚雷社	本番参照
泉家廻廊	山北 629-5	駐車場	11.9～ 12.21	50・酒肆整備	津教委文第 555 号	11.9	仁木治治	本番参照
院庄横城跡	院庄 553-1 外	城跡	2.2～ 3.5	70・酒肆整備	津教委文第 948 号	2.2	平岡正宏	本番参照

埋蔵文化財試掘・確認調査の報告（法第 99 条）

機種及び遺跡名	周知・未周知	所在地	調査期間	泡鳴 (m <sup>2</sup> )・柱跡・包囲地の有無	津山市発見	発信日	調査担当	備考
天神原遺跡	周知	河辺 1392-1 外	8.3～ 8.11	100・駐車場造成・有	津教委文第 281 号	8.18	同魚雷社	本番参照
勤使遺跡	周知	高野本郷 2435-1 外	8.11	3.6・個人住宅・無	津教委文第 480 号	10.28	小堀利幸	
正善庵遺跡	周知	東一宮 62-6	8.24～ 8.25	7.5・集合住宅・無	津教委文第 481 号	10.28	小堀利幸	
宮尾遺跡	周知	宮尾 573-2 外	2.25	40・宅地造成・無	津教委文第 1085 号	3.2	同魚雷社	

## 2. 現地説明会

・院庄構城跡（地元町内会を中心とした説明会）

平成 22 年 2 月 28 日（日）約 20 名

第Ⅱ部  
調査の概要



## A. 市内遺跡試掘・確認調査報告（平成 21 年度）

津山市が平成 21 年度に国庫補助事業（市内遺跡発掘調査等）でおこなった事業についての概要報告である。調査は、保存に伴う確認調査（院庄構城跡、衆楽園、京橋門跡）、開発に伴う確認調査（天神原遺跡、院庄館跡）の 5 件である。

### （1）院庄構城跡確認調査

- a. 調査地 津山市院庄 557 番地 外
- b. 調査期間 平成 22 年 2 月 7 日～  
平成 22 年 3 月 3 日
- c. 調査面積 約 88m<sup>2</sup>
- d. 調査の概要

院庄構城跡は、院庄館跡（国指定史跡）の南 500 m にある中世の平城である。構城跡の築城時期は明確ではないが、「作陽誌」には太平記を引用しその中に「院庄城」という記述があり、これが構城の事とされている。太平記の項（14 世紀後半頃）には築城されていた可能性も考えられる。その後、慶長 8（1603）年に森忠政が入国際この城跡を修築しようとしたが、結局修築は断念し鶴山に城を築いた。文化 6（1809）年につくられた「森家先代実録」には、構城について本丸 50 間（約 100 m）四方、東西南北に堀がめぐる記述があるが、その堀は寛永 15（1638）年頃には埋められ田になったようで、本丸の一部も大正時代の姫新線建設等の際に削平されていて、正確な城の範囲が確定されていないのが現状である。



第 1 図 調査位置図 (S = 1 : 50,000)

このため、現在埋められている堀の位置を確認し、城跡の正確な範囲を特定することを目的として、一昨年度から確認調査を実施している。

平成 19・20 年度の調査により、南堀の南側・東堀の東西両側・北堀の南北両側を確認した。また、西・北・東の堀の幅は、「森家先代実録」の記述に概ね合致していることが明らかとなった。

本年度はさらに北・東の堀の位置を詳細に確認するため、試掘溝（トレンチ）を 3 箇所設定した。

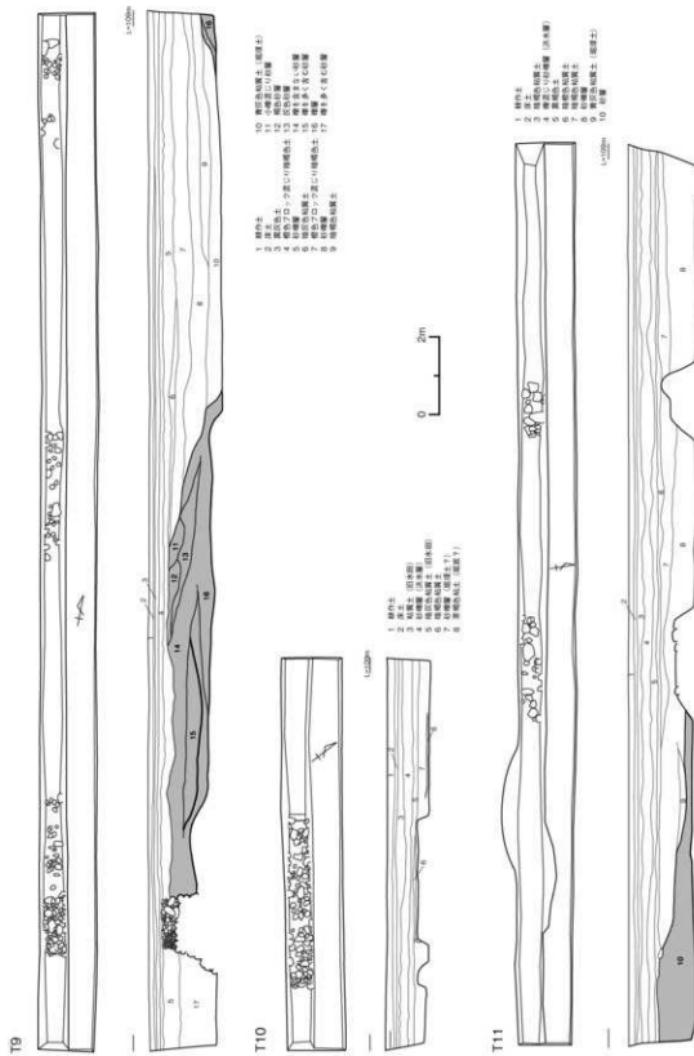
#### トレンチ 9（T9）

北堀の確認のために設定した。長さ 26 m、幅 15 m のトレンチである。上層は現在の耕作土・底土の下に旧水田層が一枚認められ、その直下に厚さ 20 ~ 40 cm 程度の砂礫層（洪水層）が確認できた。

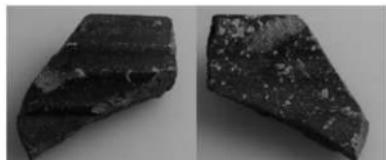
トレンチの南端から 15 ~ 25 m の地点で拳大から人頭大の円礫を積み上げた護岸状の遺構を確認した。この遺構から北方向には 2 m 程度円礫の堆積が認められた。また、トレンチ南端から 5.5 ~ 10.5 m、地表面から 1 ~ 1.4 m の範囲に黒褐色の有機質の付着した疊



第 2 図 確認調査トレンチ配置図 (S = 1 : 3,000)



第3図 平成20年度トレンチ平・断面図 (S=1:125)



第4図 出土遺物 (S-1:2)

層が認められた。

堀と思われる遺構は、トレント南橋から13mの地点から落ち込みが始まり、17mの地点で底に達する。底の幅は約8mで、トレント北端で僅かに堀の立ち上がりを確認した。その先は姫新線の直下であり、確認はできない。堀の中の埋土は粘質土で、概ね水平に堆積している。最下層は青色の水分を非常に多く含んだ粘土で、この粘土中から、備前焼大甕の口縁片が1点出土した(第4図)。

この破片は小片ではあるが、復元口径約40cm程度のものであり、その形態から16世紀第3四半期のものである<sup>(注1)</sup>。

#### トレント10 (T 10)

堀の北西部の確認のために設定した。長さ10m、幅1.5mのトレントである。上層は現在の耕作土・床土の下に旧水田層が一枚認められ、その直下に厚さ20cm程度の砂疊層(洪水層)があり、さらにその下に旧水田層が一枚確認できた。

トレント南橋から約1m~5mの地点で、T9と同じ様の護岸状の遺構を確認した。

堀の南橋は、この護岸状遺構だと考えられる。堀の最下層にはT9同様に水分を多く含んだ粘土があることを確認した。

出土遺物はない。

#### トレント11 (T 11)

東堀の確認のために設定した。長さ23m、幅1.5mのトレントである。上層は現在の耕作土・床土の下に旧水田層が一枚認められ、その直下に厚さ20cm程度の砂疊層(洪水層)があり、さらにその下に旧水田



第5図 横城跡推定平面図

層が一枚確認できた。

堀と思われる遺構は、トレント東端から23mの地点から落ち込みが始まり、そこから4mの地点でもっとも深い地表面から1.5mに達する。この最下層にはT9・T10同様に青色の水分を非常に多く含んだ粘土が堆積していた。東堀の西端は、トレントの西端でも確認できなかった。

#### e.まとめ

今年度の調査で、北・東堀の状況をやや詳しく知ることができた。

これまでの発掘調査の成果と、「森家先代実録」に記された構城の規模、絵図、現在の地形などを参考に構城の範囲を推定すると第5図のような形が想定できる。

また、T9から出土した備前焼は16世紀第3四半期のものと思われ、その年代の遺物が堀の底付近から出土したと言うことは、構城跡の堀の年代を決定する手がかりの一つとして注目される。

(平岡正宏)

註 岡山市教育委員会栗岡実氏の御教示による



遠景（上空から）



トレンチ 9（北から）



トレンチ 9（南から）



トレンチ 9 土層



トレンチ 10（南東から）



トレンチ 10（北西から）



トレンチ 11（東から）



トレンチ 11（西から）

(2) 旧津山藩別邸庭園（衆楽園）確認調査

- a. 調査地 津山市山北629-5番地
- b. 調査期間 平成21年11月12日～  
平成21年12月25日
- c. 調査面積 約53m<sup>2</sup>
- d. 調査の概要



第1図 遺跡位置図 (S = 1 : 25,000)

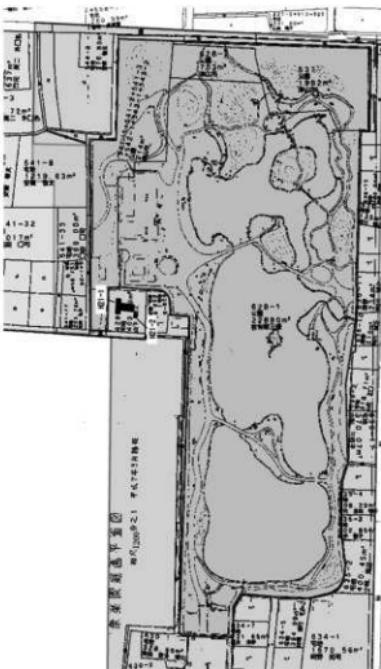
旧津山藩別邸庭園（衆楽園）は、平成14年9月に国の名勝に指定された。その後、庭園についての基礎資料を得るために、平成15年度から確認調査を実施し、平成17年度には庭園の将来的な保存のための基本方針である「名勝旧津山藩別邸庭園（衆楽園）保存管理計画」を策定した。これまでの調査成果としては、庭園内に造られた「御対面所」御殿の礎石、庭園の周囲を巡っていた「大溝」の遺構の一部、および西御殿の建物の雨落溝や建物礎石、「曲水」の構造等を確認している。

今年度の調査は、昨年度に引き続き関連建物や境界権等の確認を目的として実施した。トレントは2か所設定し、調査期間は平成21年11月12日～12月25日で、調査面積は約53m<sup>2</sup>である。

なお、計画では関連施設等の確認（指定地外）を企図したが、柱穴や木組みの残る土壇、溝などが確認された前年度調査地（指定地外）の地権者から調査承諾が得られたことから、前年度に検出された遺構をより面的にとらえるべく当初計画から位置を変更し調査を実施した。

#### トレント

南北方向に長さ6m×幅3m、東西方向に長さ9m×幅3mのトレントを組み合わせたT字状のトレントである。本年度の調査位置についても、昨年度と同様



第2図 トレント位置図 (S = 1 : 2,400)

に造成土の範囲で旧住宅の建物基礎は収まり、良好に遺構が残存していることが判明した。

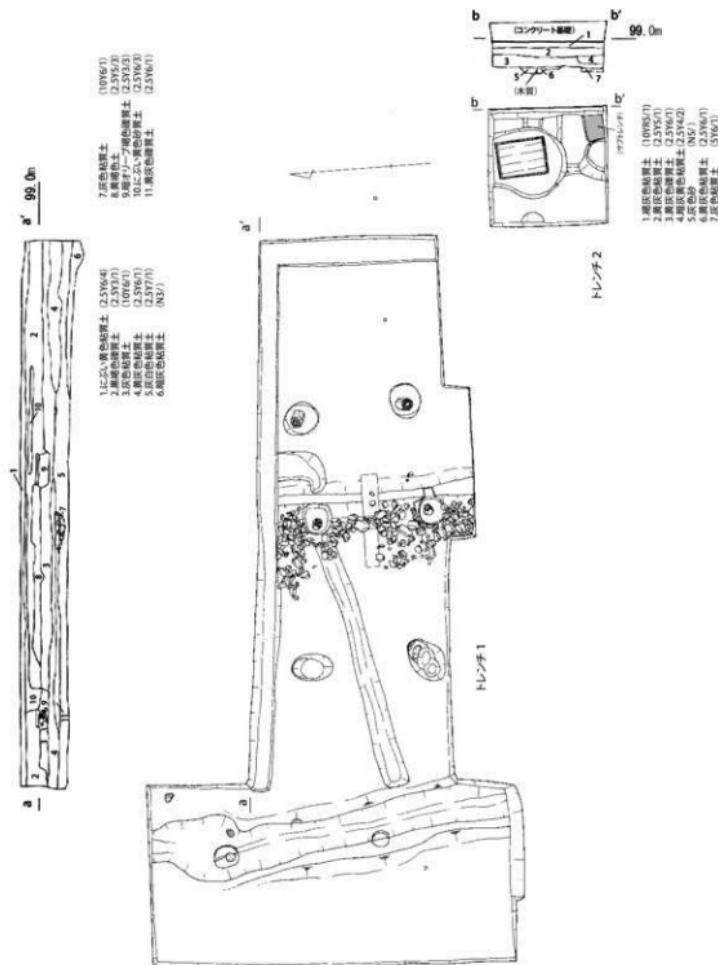
本トレントにおいては、トレント西端の南北部分及び東西部分で溝が各1条と溝状の落込みが1か所、東西部分で南北方向に3列の柱穴列、そして東西部分の中央で石敷き状の遺構が確認された。トレント西端の溝は南北方向を指向し、前年度に検出された溝に統くものと考えられる。柱穴列は東端のものが最大で柱掘り方は径0.5m、深さ0.6mを測り、径0.2m程度の柱根が良好に残存していた。各一間分の検出のみで即断はできないが、柱穴列はいずれも南北方向を指向するといわれる。そして、石敷き状遺構をしているものは、拳大程度の石が約1m程度の幅で敷きつめられたといふことができるものである。

遺構に伴う出土遺物は、西端の柱穴（列）の埋土から瓦片や軟質の土器片が出土した以外ではなく、このため時期は明確にできないが、柱穴列は近世以降で衆楽

開闢施設の可能性があると推測される。ただし、包  
含層に中世の遺物がみられることや、遺構の検出状況  
から中世に属する可能性も現段階では否定できない。

## トレンチ2

平成20年度調査の際確認された土壤の性格を判断  
するため設定した2m×2mのトレンチである。土



第3図 トレンチ平・断面図 S=1/80

壙はやや不定形な円形のプランを呈し、ほぼ中央に約0.8m × 0.6m、残存高0.15mの箱状の木組みが良好な状態で検出された。また、土壙から東方向には浅い溝が確認された。これらの遺構は検出状況や他調査例から排水施設（枡）と判断される。遺構に関連する出土遺物はなく、所属時期は不明であるが、衆楽園関連施設の可能性が高いとみられる。

#### e.まとめ

調査地点は、現存する「御対面所図」（年代不詳、松平家初期のものと推定されている）によると建物等

の記載がある位置にあたっている。確認調査によって検出された遺構については、昨年度の調査成果を補完する部分もあったが、その性格や所属時期については多くを明確にしえない等、限定的な情報が多い。このため調査成果についても多分に検討の余地があるものの、今後の調査研究を行っていくうえでは有益な成果を得たといえる。

（仁木康治）



調査前現況（東から）



T-1（東から）



T-1（南東から）



T-1 柱根検出状況（北から）



T-2 全景（西から）

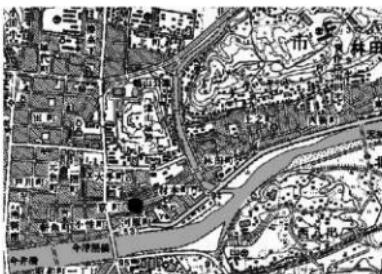


調査状況（T-1 東から）

### (3) 京橋門跡確認調査

- a. 調査地 津山市大手町5-1番地
- b. 調査期間 平成21年6月11日～
- 平成21年7月15日

- c. 調査面積 約40m<sup>2</sup>
- d. 調査の概要



第1図 遺跡位置図 (S = 1 : 25,000)

京橋門は、津山城の大手筋である京橋口に構えられていた門である。現在その痕跡をとどめているのは、枡形の土塁・石垣の一部と濠の名残として部分的にみられる水路である。枡形西側の土塁と石垣の一部は、「津山城外濠跡」として、市の重要文化財に指定されている。

確認調査は、現在「津山城外濠跡」としてL字形に残存する南面と東面の石垣が、北側と西側にも残っているかどうかを確認し、その規模を調べるために行ったものである。調査はトレンチを2箇所に設定しておこなった(第2図)。

#### トレンチ1

南面の石垣に平行して石垣を検出するために設定した南北方向のトレンチである。東西約13m、南北約11mで、T字形に掘削を行った(第3図)。

南北方向の部分では、深さ2.2m掘削したが、石垣と思われるような石は全く検出されなかった。トレンチの土層断面では、石垣を築くための土盛の堆積状況(第3図土層番号8～13)が確認できたが、推定されていた石垣は検出されなかった。また、トレンチ北端の、後世に積まれた石垣の裏込めには、石垣に使用する石材の割石が部分的に使用されていた。

南北方向のトレンチに直交する東西方向の部分で

は、東西方向の石列が確認された。石列は、面を北に合わせているが、断面の観察から、石垣のように重ねて積まれておらず、西に向かって下がっていた。また、南面に現存する石垣の裏込め栗石はこの石列より北に入っていないことも判明した。このような状況で検出された石列の類例は他にみられないため、今後の検討課題となるが、調査区南面に残る石垣の栗石がその石列によって固定されているような状況であることから、現段階では栗石を固定するための石であると推測される。

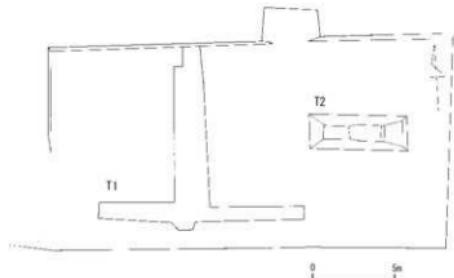
#### トレンチ2

東面の石垣に平行して存在すると推定される石垣を検出するために設定したトレンチである(第4図)。東西6m、南北2mで、最も深いところで現地表面から深さ約2.5m掘削した。上層では、当該地にかつて存在した建物の基礎石などが検出され、その下層にも、後世の造成土がみられた。深さ1.5mの地点で、基盤層である砂礫層(第4図土層番号5～6)が検出されたが、石垣を築いた痕跡等は検出されなかった。

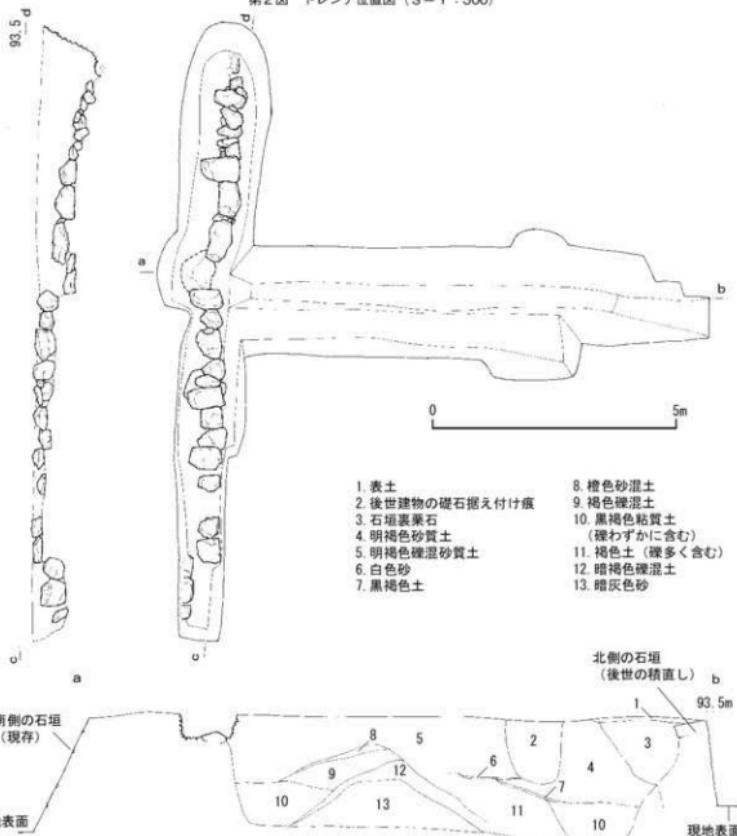
#### e. まとめ

今回の確認調査では、北面及び西面の石垣は検出されず、土盛りの状況がわずかにみられるのみであった。石垣が全く認められなかつたことや、現在北側にある新しく積まれた石垣の裏込めとして、石垣に使用する石材の割石などが使われていたことから推測すると、北側の新しく積まれた石垣の部分に、本来の石垣も築かれていた可能性が考えられよう(第5図)。

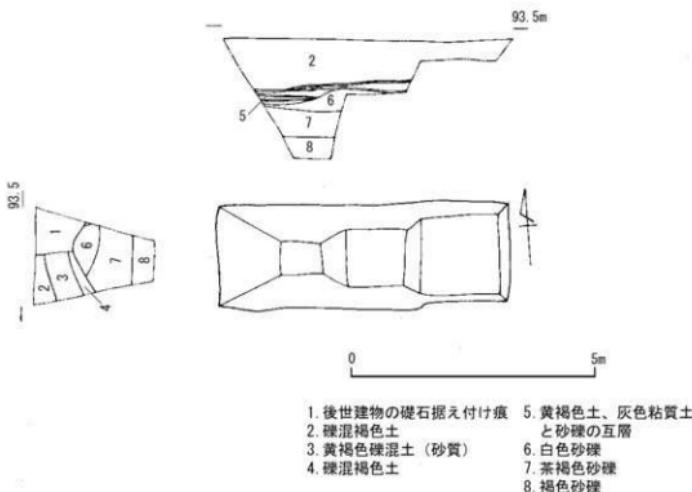
(豊島雪絵)



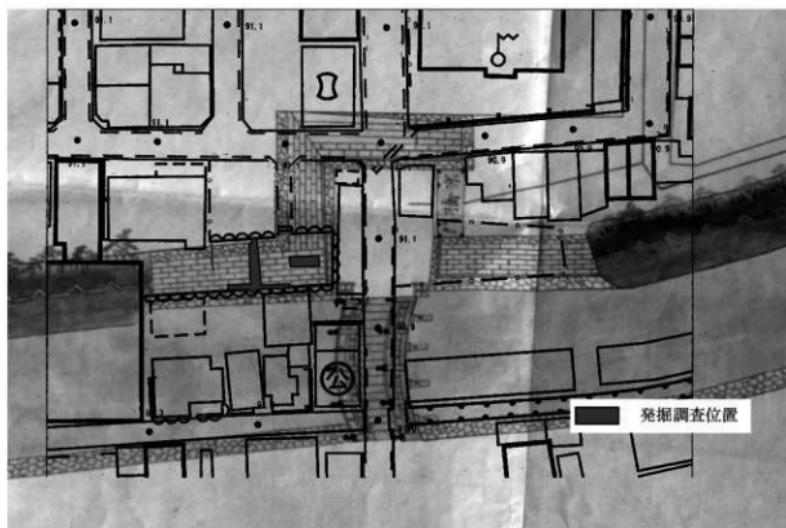
第2図 トレンチ位置図 ( $S=1:300$ )



第3図 T1 平面図・土層断面図・立面図 ( $S=1:100$ )



第4図 T 2平面図・土層断面図 (S=1/100)



第5図 津山城絵図と現在の地図・トレンチの位置関係



調査前（東から）



T 1 壁面（北東から）



T 1 石列（西から）



石列と裏栗石の位置関係



T 2 全景（北東から）



現存する南側の石垣



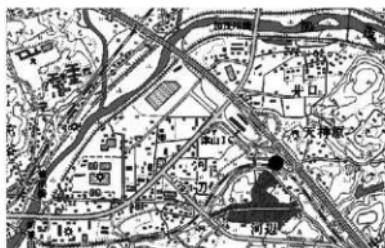
航空写真（下が北）



航空写真その2（上が北・点線が堀の推定ライン）

(4) 各種開発に伴う試掘・確認調査（天神原遺跡）

- a. 調査地 津山市河辺1392-1番地 外
- b. 調査期間 平成21年8月3日～  
平成21年8月11日
- c. 調査面積 約100m<sup>2</sup>
- d. 調査の概要



第1図 遺跡位置図 ( $S = 1 : 25,000$ )

天神原遺跡は弥生時代後期の集落跡である。遺跡の範囲内には、14基の古墳からなる天満神社古墳群も

存在しており、中国自動車道建設に伴い、大規模な発掘調査が行われている。

今回の確認調査は、駐車場造成に伴い実施したものである。調査対象地は遺跡の存在する丘陵の南側に位置しており、大きく南北の調査区に分けられるため、それについて概要を述べる。

南側調査区

T 1 (1.5 m × 10 m)

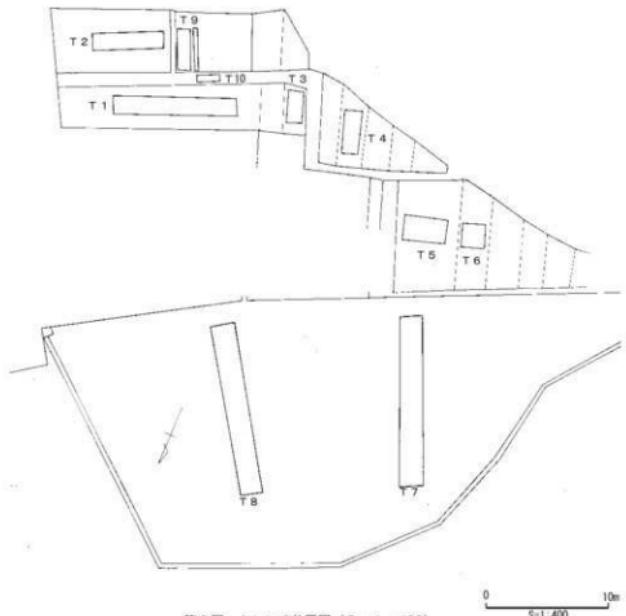
耕作土、茶褐色土の下は地山（黄褐色土）である。調査区の西端で幅2m前後、深さ最大25cmの溝を1条検出した。溝の埋土からは弥生後期の土器が出土した。

T 2 (1.5 m × 6 m)

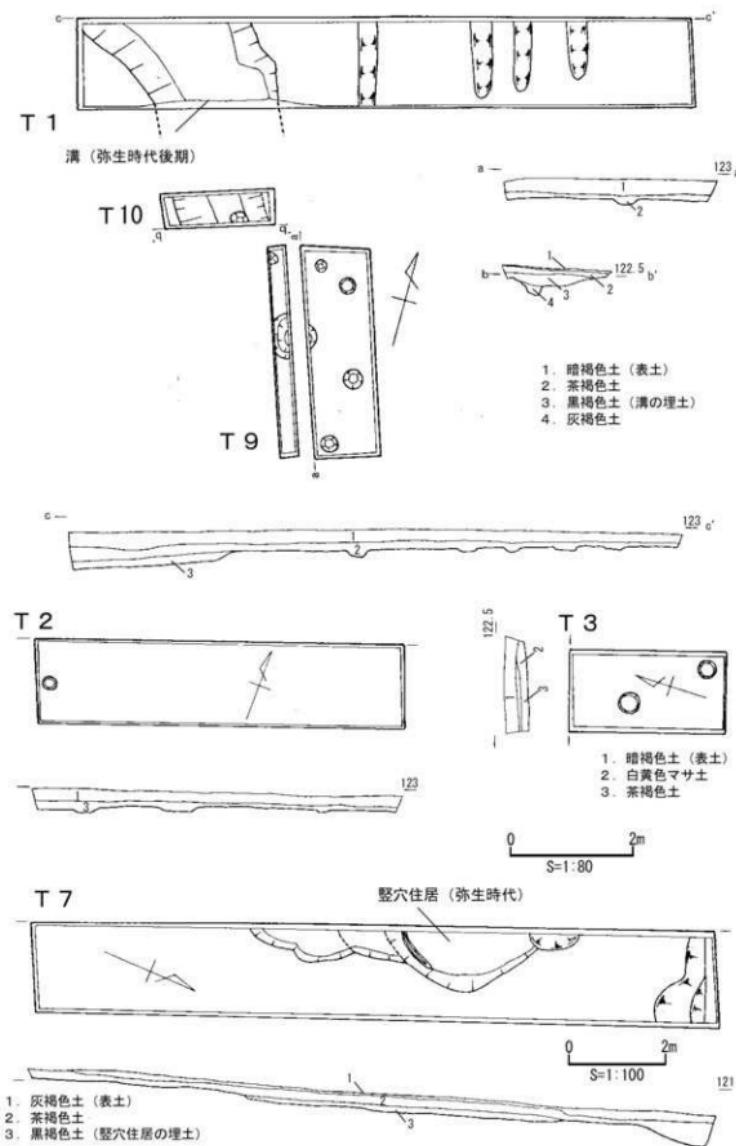
耕作土(20cm)、茶褐色土(10cm)の下は地山である。調査区の西端で小穴を1個検出したが、埋土の状況から、遺構でない可能性が高い。耕作土層から土器片及び土鍬が出土した。

T 9-1、T 9-2 (1.2 m × 3.5 m)

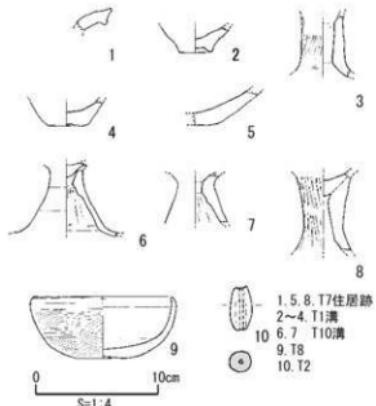
耕作土、茶褐色土の下は地山である。数個の小穴と、



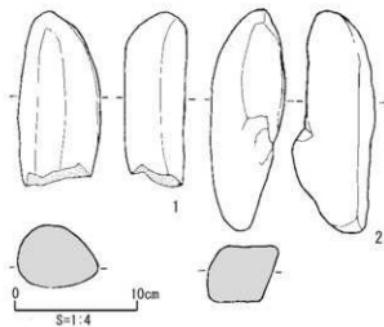
第2図 トレンチ位置図 ( $S = 1 : 400$ )



第3図 調査区平面図・断面図



第4図 出土遺物（土器・土製品）



第5図 出土遺物（石器）

円形の土坑を1個検出した。小穴の中には遺構でない可能性のあるものも含まれる。土器小片が出土した。

#### T 10 (0.6 m × 1.1 m)

T 1で検出した溝の続きを調べるために設定した。T 1の部分よりも幅は狭くなっていたが、溝の続きを確認した。隣接するT 9では溝が検出されなかつたため、溝はT 9の西側に続くと推測される。溝の埋土からは弥生後期の土器が出土した。

#### T 3 (1.4 m × 2.5 m)

耕作土、茶褐色土の下は地山である。2個の小穴を検出したが、地山の落ち込みである可能性が高い。遺物は出土しなかった。

#### T 4 (3.5 m × 1.4 m)

#### T 5 (2 m × 3.5 m)

#### T 6 (1.7 × 2 m)

耕作土と茶褐色土の下は地山である。遺構はなく、上層からわずかに土器片が出土した。

#### 北側調査区

北に向かってのびる緩やかな斜面に位置する調査区である。

#### T 7 (2 m × 14 m)

竪穴住居と推測される遺構を検出した。住居跡は、調査区の西側に広がる。竪穴住居に重なった状態で土坑状の遺構が検出された。別の竪穴住居である可能性も考えられる。埋土は黒褐色土である。弥生後期の土

器、磨石などが出土した。

#### T 8 (2 m × 14 m)

表土、茶褐色土の下は地山である。遺構はみつかっていないが、調査区の北側から3~4 mの地点で弥生後期の鉢が出土したことから、T 7同様、遺跡の存在が推測される。

#### e.まとめ

#### 南側調査区

丘陵の頂上付近のトレンチでは、T 1およびT 10で弥生時代後期の溝を1条検出したことから、付近一帯に遺跡の広がりが想定されるが、遺構の密度は低いと考えられる。

T 4~T 6では、遺構・遺物はみづからなかった。

#### 北側調査区

T 7では、弥生時代後期の竪穴住居がみづかり、T 8では弥生土器の出土が確認されたことから、調査区を含む区域は、遺跡の存在が推測される。

(豊島雪絵)



調査前



T 1溝 (北西から)



溝検出状況 T 1・T 10 (西から)



T 2 (西から)



T 3 (南から)



T 9 (北から)



T 7 竪穴住居検出状況



T 7 竪穴住居掘削後

## (5) 各種開発に伴う試掘・確認調査（院庄館跡）

- a. 調査地 津山市神戸416-1番地
- b. 調査期間 平成21年10月5日
- c. 調査面積 約14.9m<sup>2</sup>
- d. 調査の概要



第1図 遺跡位置図 (S=1:25,000)

津山市神戸416-1番地に所在する史跡院庄館跡は、中世の守護所と推定される遺跡である。当時の土塁が周囲に見られ、これまでの調査で井戸跡、建物跡などが確認されている<sup>(註1)</sup>。史跡の内部には明治時代に建てられた作樂神社、社務所などの建物があり、社務所の裏には参拝者用のトイレがある。このトイレが老朽化したため改修するにあたり、その給排水部分が掘削を伴うため、事前に確認調査を実施し遺構の有無の確認をおこなった。

調査は平成21年10月5日、小形の重機を使用して、神社建設時の造成土等を除去し、その後は人力で遺構の検出をおこなった。調査後写真撮影、平面図等を作成し埋め戻した。調査は10月5日で終了した。トレーンチは給排水部分に1ヶ所に設定したが、途中に配水管が存在したため、南北に分断する形になった。それを北・南区と呼称する。また、途中に樹木があつたため直線的には掘れていない部分もある。なお調査面積は約14.9m<sup>2</sup>である。

### トレーンチ

#### (北区)

幅0.75~0.9m、長さ4.45m程のトレーンチである。重機でトイレの基礎(土層1)から下の造成土(土層2)及び旧耕作土(土層4)、底土(土層5)を除去すると、その下は地山面(土層6)で、いわゆる中世館跡の遺構面である。このため、土層5と6の間に遺物の包

含層は存在しない。本区内には遺構は一切見られないが、調査区北から4m付近で地山が1段低くなっているようであるが、これは遺構と言うよりは、自然地形と判断される。

本区の出土遺物は皆無である。

#### (南区)

幅1.07~1.6m、長さ8.5m程のトレーンチである。トレーンチ1同様、造成土(土層2・3)、耕作土(土層4)を重機で除去し、その後は人力で遺構検出をおこなった。その結果、北側で石を含む柱穴(柱穴1)が1基検出された。現地表から深さ60cmを測る位置にあり、柱穴は直径35cm、石は長さ20cm程度で、上面は平らである。この石は礎石あるいは根石に使用された可能性がある。埋土は灰褐色土である。この柱穴1が検出されたため、トレーンチを東側に拡張してみたが、これ以外の柱穴は北側には無かった。

南側では柱穴2個が重なり合う形で検出されたが、両者の切り合い関係は明瞭でない。北側を柱穴2、南を柱穴3とする。いずれも直径33cm程度で、両者の長さは65cmを測る。現地表面からは深さ58cmの位置にある。埋土は淡茶褐色土で炭・土器片を含む。これら柱穴が検出されたためトレーンチを西側に拡張した。この部分には桜の木があったため、ぎりぎりまで掘り下げたが、その結果これら柱穴以外には柱穴は見られない。

本区の出土遺物は皆無である。

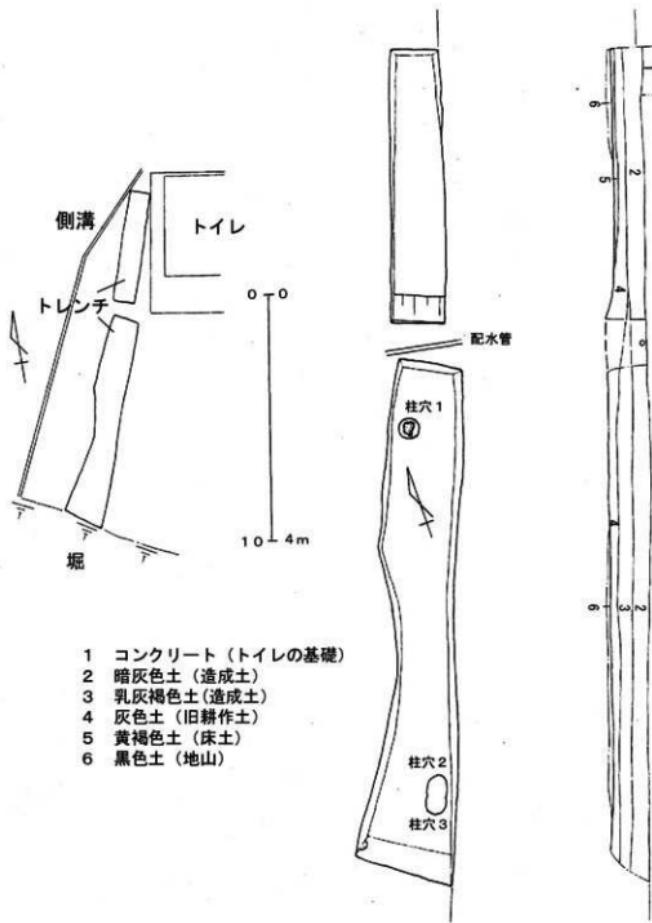
#### e.まとめ

調査の結果、北区では遺構の検出は見られないが、南区では柱穴を3基検出した。これら柱穴の直径は35cm程度で、深さのレベルは現地表から60cm程度ではほぼ同一であるが、1は石を伴い、2・3には石は見られない。また、両者の埋土の色なども若干異なるため、同一の建物になる可能性は現時点では薄いのではないかと思われる。また、建物以外の構になる可能性もある。

以上から、特に南区周辺に建物などが存在する可能性は大きい。

(小郷利幸)

(註1) 河本清 1974「史跡院庄館跡発掘調査報告書」津山市教育委員会  
行田裕美 1981「史跡院庄館跡」『津山市埋蔵文化財発掘調査報告第7集』津山市教育委員会



第2図 トレーンチ位置図 ( $S = 1 : 200$ )、平面・土層図 ( $S = 1 : 80$ )



調査前（北西から）



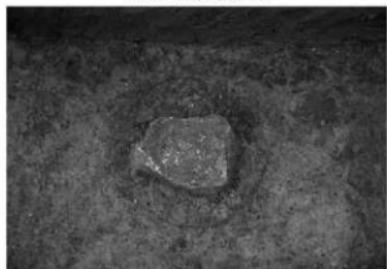
トレンチ全景（北から）



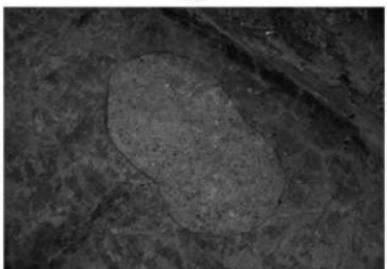
トレンチ全景（南から）



土層



柱穴 1（東から）



柱穴 2・3（西から）



作業風景



作業風景

第Ⅲ部  
文化財の保護・管理



## A. 文化財の保護

### 1. 文化財保護委員会

第1回 10月9日、第2回 3月24日

### 2. 新指定の文化財

#### 《市指定文化財》

宗永寺五輪塔、本源寺本堂・庫裏

(11月25日付け)



宗永寺五輪塔



本源寺本堂・庫裏

### 3. 文化財防火訓練

1月24日 津山郷土博物館



## B. 指定文化財の管理

### 1. 国指定文化財

#### 《建造物の修理工事》

中山神社本殿保存修理工事（3年次、完成）



中山神社・鶴山八幡神社・總社防災設備保守点検  
《史跡の公有化、整備》

美作国分寺跡の公有化事業（5年次）

・土地5筆の購入、建物移転補償、草刈

・地元説明会の開催：9月27日、3月28日

津山城跡の保存整備事業

・天守曲輪西半整備事業（4年次）



・切手門跡・四脚門跡の発掘調査

・「津山城だより No.14」の刊行

・整備委員会の開催：12月17日、3月23日

#### 《史跡の管理、草刈等》

美和山古墳群の管理、草刈・剪定

三成古墳の草刈、院庄館跡の管理・草刈

#### 《天然記念物の管理》

トカラダケ自生地の管理

#### 《有形民俗の防災点検》

田熊の舞台防災施設設置・防災設備保守点検、管理

## 道の草刈

### 2. 県指定文化財

#### 《史跡の草刈》

日上天王山古墳・日上畝山古墳群草刈

久米庵寺跡草刈

矢筈城跡草刈

岩屋城跡草刈、

#### 《天然記念物の管理》

尾所の桜の管理

#### 《無形民俗の補助》

新野まつり、八幡神社・物見神社の花祭りの保存伝承への補助

### 3. 市指定文化財

#### 《史跡の草刈等》

沼遺跡草刈・剪定

井口車塚古墳草刈

中宮1号墳草刈

飯塚古墳草刈

正仙塚古墳草刈

煙硝藏跡草刈

茶屋の一里塚管理

神楽尾城跡草刈・倒木の処理

荒神山城跡草刈

医王山城跡草刈

西登山金屋寺草刈

河辺上之町草刈

#### 《説明板の設置》

医王山城跡標識

地蔵院説明板

神楽尾城跡標識



### 4. その他の文化財

津山中核工業団地内古墳（一貫東1号墳）公園草刈

### C. 歴史民俗資料館の管理運営

#### 1. 加茂町歴史民俗資料館

利用者数172人、社会福祉法人津山市社会福祉協議会（加茂町福祉センター）に管理を委託



#### 2. 勝北歴史民俗資料館

利用者数137人、消防用設備保守管理委託、清掃、撫養・整理作業



#### 3. 久米歴史民俗資料館・民具館

利用者数81人、消防用設備保守管理委託



#### 4. 阿波民具館

利用者数把握できず

第Ⅲ部  
資料紹介・研究ノート



# 明治の衆楽園における曲水宴の時代背景と意義

乾 貴子

はじめに

衆楽園（国指定史跡名勝「旧津山藩別邸庭園（衆楽園）」、平成14年9月指定）では明治3年（1870）に曲水宴が行なわれている<sup>〔注1〕</sup>。文人墨客を集めたこの宴の亭主を務めたのは最後の津山藩主となった旧藩主松平慶倫（第9代藩主）の世子、慶倫である。慶倫は齊民（第8代藩主、第11代江戸幕府將軍徳川家齊の子）の実子にあたり、翌年に慶倫が急逝すると家督を継いで津山松平家当主となり、曲水宴での詩文や書画を集めした『衆楽雅藻』を上梓している<sup>〔注2〕</sup>。

曲水宴は東晋時代に発祥した風流な歌宴で、水辺で行われる上巳の風習をルーツとする。書聖・王羲之（東晋）がに会稽山（浙江省紹興県）の麓の景勝地である蘭亭において家族や臣下、親しい文人らを率いて清談を楽しんだ故事を描いた「蘭亭曲水圖」は文人画の主要な画題の一つであり、「書の最高峰」として有名な『蘭亭序』はその時に王羲之が即興で揮毫したものとして知られている。

曲水宴が中国から伝來したのは5世紀のことと、古代日本の貴族の間で流行したが、その後は衰退しており、近世の大名庭園での開宴はあまり例がない。その歴史からみても、大名庭園の社会的機能をさぐるうえでも、また地域における幕末・維新を考えるうえでも、明治3年に衆楽園で行われた曲水宴は貴重な例である。

近年の大名庭園研究では庭園の利用形態についての研究が進んだことにより、その詳細な具体像が明らかになっており、また大名庭園の曲水に焦点を当てた研究も進められている<sup>〔注3〕</sup>。衆楽園では平成15年度から16年度にかけて行なわれた保存整備計画の策定において、現況調査・発掘調査・絵図の検討などの総合的な研究がなされ、園内の曲水造構の築造年代については幕末から明治と特定されるなどの新しい見方が得られている<sup>〔注4〕</sup>。今後は大名庭園の利用・空間構成・社会的役割の変遷や、近代化に至る推移などの詳細を明らかにしていく必要があるだろう。そこで、本稿では文献史料からみた明治3年の衆楽園における曲水宴を取り上げ、時代背景と意義について検討する。

## 1. 曲水宴の歴史的展開

曲水宴とは上巳、すなわち3月最初の巳の日、ちょうど3月3日頃に行われる風習の一つである。この日、曲水のほとりに人々が座す中、上流に酒盃を浮かべられると、各々はその盃が通過するまでの間に即興で詩を賦し、できなければ罰盃を受けるものとする。中国伝来の貴族の遊戯である。現在、各地で曲水宴が再現されているが、それらは古代日本の内裏や貴族の邸宅で行なわれた曲水宴になぞらえて行なわれることが多く、雅やかな行事はどのかな春の一日を楽しむ風物詩として広く親しまれているが、イベント性が高く歴史的な根柢に乏しいものとなっている。

民俗学では、曲水宴は春に行われる中国古来の風習である「禊祓」に由来し、これが平安時代に日本に伝來したとされる。ただ、日本にも春の水辺で禊を行なう「上巳祓」があったことから、これと中国伝来の思想が融合して、日本固有の発展を遂げている<sup>〔注5〕</sup>。

もともと上巳の民俗には水辺の禊の風習に由来するものが多く、流し雛、送り雛、農耕儀礼の巳日祓や船舶の安全航行を祈願する水神祭など、各地でさまざまな行事に展開していることから、曲水宴も水辺で行われる上巳の風習の一つに位置づけられている。現在では上巳の3月3日は「桃の節句」と呼ばれ、女児の健やかな成長を願う「ひな祭り」が盛んに行われているが、こうした風俗が民間に普及したのは江戸時代以降で、幕府による「五節句」の制定の影響が大きい。五節句とは、人日（正月7日）、上巳、端午（5月5日）、七夕（7月7日）、重陽（9月9日）の5つの式日を指すが、朝廷にも「五節供」と呼ばれる節日があり、上巳もこれに含まれている（五節供には重陽に代わって10月の「亥子」が加わる）。

以上が民俗学からみた曲水宴の由来や上巳の民間への普及の推移であるが、文献史料からみた日本における曲水宴の歴史の実証的な研究として、小中村清矩「曲水考」（『陽春廬叢考』第五巻、明治30年）がある<sup>〔注6〕</sup>。それによると、顯宗元年（485）の「三月上巳幸後苑曲水宴…」という『日本書紀』卷15の記事が

日本最古の記録であるとする。これは王羲之が蘭亭で行なった曲水宴より132年ほど後のことである。

なお、曲水宴の発祥地の中国における曲水宴については、萬縵楠『魏晉南北朝文化史』や中村喬『中國歲時史の研究』などの研究があり、文献史料上の上限は4世紀頃の晋（265～420）の時代とされる<sup>(註7)</sup>。これは、王羲之の蘭亭における曲水宴（東晋353年）とほぼ同時期にある。『蘭亭序』は西晋末の石崇『金谷序』に倣って行なわれたとされるので、曲水宴は発祥とともに『金谷序』や『蘭亭序』という優れた古典が誕生し、これらの古典が曲水宴とともに受け継がれ、日本に伝來したと考えることができるだろう。

蘭亭と歌宴との結びつきは深く、たとえば『万葉集』卷5「梅花の宴」は大伴旅人が太宰府で聞いた歌宴であるが、その詩序は『蘭亭序』との相似性が指摘されている<sup>(註8)</sup>。「蘭亭序」が我が国の歌宴や詩序に与えた影響が少なくないことは、この古典が人口に喰炙していることや漢文学の日本社会における重要性が示す通りである<sup>(註9)</sup>。したがって、民俗学上の曲水宴は水辺の禊ぎをルーツとするが、歌宴の一種として歴史的展開を見ていくのが適切だろう。

『蘭亭序』は中国文学の古典としても名高く、文人の詩書画の創作においては王羲之（303～361）の『蘭亭序』は重要なモチーフであり、曲水宴に関わる重要な故事であることは今更説くまでもない。王羲之が東晋の永和9年（353）3月3日に六朝文化の中心地となった会稽山の麓の蘭亭で行った「流觴曲水」の故事は、文人の理想郷として憧憬され、「蘭亭曲水図」は「竹林七賢図」や「武陵桃源図」などとともに文人画の重要なモチーフの一つとなっている<sup>(註10)</sup>。

また、蘭亭は大名庭園の茶庭にも影響を与えていた。日本庭園の曲水は平安時代に成立した造園書『作庭記』にまでさかのぼることができる伝統的な庭園の構築物ではあるが、薩摩藩島津氏別邸庭園「仙巖園」の曲水（元文元年（1736）築造）は、蘭亭の曲水と非常によく似た造構とされる<sup>(註11)</sup>。

こうした『蘭亭序』や『金谷序』をはじめとする中國古典文学が近世武家文化に与えた影響は看過できないことは『衆楽雅藻』からもうかがえ、その冒頭には「流觴曲水」との康倫の揮毫や、文人画の曲水図があり、序文には「蘭亭の故事に倣」って曲水宴を開いたと記され、また詠まれた詩の中には蘭亭や金谷の故事を詠んだ句が多く含まれている。

## 2. 「蘭亭序」と「衆楽雅藻」

そこで、『衆楽雅藻』について検討する。

『衆楽雅藻』は明治3年上巳（3月2日）に衆樂園で行なわれた曲水宴で詠まれた漢詩と、その4日後に園内の別館「西御殿」（旧藩主下屋敷。天保4年（1833）造営）で催された書画会の作品を1冊に纏めた和綴版本（37丁）である。同書は文人社会における風雅の趣向を凝らした詩文集の出版の広がりを背景にして生まれた私家版詩集と位置づけられるだろう<sup>(註12)</sup>。

全体の構成をみると、前半部は明治3年3月2日に詠まれた曲水宴の文集で、後半部は書画会の作品集となっている。表紙題付には「衆樂雅藻 全」とあり、見返しには「明治庚午暮春講 承景樓藏梓」と記す。「承景」は康倫の雅号で、上梓したのは康倫であることがわかる。

見返しの次に、「律山藩臣上原豊」が「明治三年庚午維莫之春」に記した序文があり、次いで康倫が揮毫した「流觴曲水 庚午暮之初 源康倫」の書が取められている。その後、「衆樂園流觴図」（雲峰画）、「流觴記」（後藤懸記）の2点の水墨画を載せ、曲水宴で詠まれた漢詩30首を収録している。

後半部は書画会の作品集となっている。まず康倫が揮毫した「翰墨遊戲 承景老人」の書が掲げられ、続いて書画会の様子を描いた水墨画（竹坡画、無題）、次いで赤松元の後記（明治四年季末重陽前二日）と大村成章の記（庚午桃花月二日）があり、末尾に書画14点の木版刷縮図と姓名録を掲載している。

まず、『衆樂雅藻』の序文から検討を始めることにする。

### 「叙」

逸詩云。羽觴隨波。說者以為昔周公城洛邑。因流水以從酒也。又謂秦昭王之曲水。蓋周時以來。祓除曲水年々矣。然而世特稱蘭亭者。以逸少文筆雙絕及群賢風流可尚也。我津山之有衆樂園。蓋設於森侯建國之初。曲水共園而成。距今殆三百年矣。流觴之典。曠歲一舉。亦不知其幾。而無文献之可徵。則我世子敬齋公今茲庚午之禊筵。猶彼有永和之蘭亭。實為希覩之盛舉。幸遇之良會也。夫為是曲水。雖小支流。頗

名園之全勝。而其所召拂。不遇講讀師友及左右親近之臣。而皆彬々然也。是日也。春雨新晴。天氣和美。已集水次。席草分坐。括韻賦詩。釣詩不成者不得輒取杯。於此拙速先飲。巧遲或後。續々染翰。酣吟忘晚。珠璣盈筵。拾而收之。舍瑕簡瑜。叙之以坐次。乃倣蘭亭之故事。令画手作圖。加以文士之記。彙為一卷。自題流觴曲水四字。嗚呼是其懿美可傳。不必待有逸少已。越四日復召會前諸彦及善書畫者於園西別館之樓上。大張翰墨之筵。預命人試其技以質。是日也。載筆者與得觀者咸湊。惠風吹拂。霞光進爛恩露德疏。雅與蓬勃及各占鵠展紙。縱意揮灑如急起鶴落。電彩爭馳。雲烟葱蘢。墨香浮動。當局咸感。衆情猶湧。雖未及往日西園雅集之盛。亦極一時清遊之勝事。其為至榮也。無異矣。既乃亦命圖記。并縮寫其書畫。敘列編入。以為一卷。仍自題翰墨遊戲四字。兩卷就矣。將以致於東京宴見莊。供於

祖君確堂公之慰懃。遂復贍以付諸刻刷。合為一冊。名曰衆樂雅藻。蓋欲以供頌賜。且永弗謬也。嗚呼。勝境難存。盛筵難數。敢疏概略。以告後生。又庶乎後之觀今如今之觀昔也。

明治三年歲在庚午維莫之春奉命謹題

### 津山藩臣上原斐』

#### 《訓讀》

##### 「叙」

逸詩<sup>し</sup>に云く。羽鷗<sup>はねう</sup>は波に隨う。説いておもえらく昔周公<sup>し</sup>の城、洛邑<sup>らくこ</sup>において流水に因りて以下酒を從す。又譜く秦<sup>し</sup>の昭王の曲水とも。蓋し周<sup>し</sup>の時以来、貳城の曲水は年々<sup>よ</sup>か。しかうして世に蘭亭と特に稱するは遡いて少なき文筆を以つて雙絶<sup>しょくぜつ</sup>とし、群賢風流を尚ぶに及ぶべきなり。我が勅山に衆樂園あり。蓋し森亥の建國<sup>けんこ</sup>の初めに設く。曲水は園とともに成る。今を距てること殆ど三百年かな。流觴<sup>りゅうこう</sup>の典、曇羲<sup>くもがい</sup>の一舉は亦たその焼を知らず。しかうして文献に綴なるべきなし。すなわち我が世子敬肅公<sup>じやくしやく</sup>、今茲に庚午<sup>こうご</sup>の禊遊を為す。猶お彼の永和の蘭亭<sup>らんてい</sup>有り。實に希臘<sup>きりつ</sup>の盛學を為す。幸い遇の良き會なり。それこの曲水を講して小支流といふども名聞の全勝を領す。しかうしてその召し携える所、遇せざるの講讀師と友及び左右親近の臣にして、並彬々<sup>ひんひん</sup>然とするなり。是の日なり。春雨新たに晴れ、天氣和美。已に水次<sup>みず</sup>に集い、席草に分かれ坐す。韻を拈り詩を賦す。釣しく成らざれば頼む杯を取るを得ず、ここに於いて拙速は先ず飲み、巧遲<sup>こうぢ</sup>は或いは後う。續々と染翰<sup>しぶらん</sup>し、而に吟じて晚を忘る。珠璣<sup>しゆき</sup>、盈盤<sup>えいばん</sup>を拾ひてこれを収む。瑕を含て瓊<sup>けい</sup>を箇<sup>く</sup>し、坐次を以て叙す。すなわち蘭亭の故事に倣い、画をして手から図を作らしめ、加えて文士の記を以て裁て一巻とし、自ら流觴曲水の四字を題す。嗚呼、是れぞの懿しき美を傳うべけんや。必ずしもこと少からず有りて已に待たず。越ること四日、また前の諸彦を召し會するに及んで、善き書画は園西の別館の樓上に於いて大いに翰墨<sup>はんもく</sup>の筵を張る。預め人をしてその技を試さしめ、以て賞むるは是の日なり。載筆<sup>さいし</sup>の者と得觀の者と咸な湊まる。惠風吹き拂れ、霞光進爛<sup>けいこうしんらん</sup>、恩露德疏<sup>おんろとくし</sup>、雅興蓬勃<sup>がくこうはくはく</sup>す。各<sup>かく</sup>鼎<sup>てい</sup>を占めて、紙を展べる。意の確<sup>のり</sup>に揮灑<sup>ひしやく</sup>すること、免<sup>めん</sup>(菟)の起き顔<sup>おきがほ</sup>の落ちるが如く、電彩<sup>でんさい</sup>に争ひて馳せ、雲烟<sup>くもぎん</sup>、葱蘢<sup>そうらん</sup>、墨香浮動す。當局には咸な惱むべし。衆は情猶お湊き、未だ往日に及ばざるといふども、西の園の雅なる集いはこれ盛なり。亦た一時の消遣<sup>しょうけん</sup>の勝事を極め、その至樂<sup>しづく</sup>と為すなり。異なることなきや。既に乃ち亦た園と記とを命じ、并にその書画を縮寫して叙列に編入し、以て一巻を為す。すなわち自ら翰墨遊戲の四字を題し、兩卷を就すなり。まさに以て東京宴見莊<sup>いんじょう</sup>に致り、

祖君確堂公<sup>し</sup>の慰懃<sup>いん</sup>に供う。復た贈して以て朝聘<sup>あいへい</sup>を付せしめ、合せて一冊と為す。名じて曰く衆樂雅藻と。蓋し以て頌賜<sup>そうし</sup>に供えんと欲し、かつ永く諭ることなれば。嗚呼、勝境<sup>しゆうけい</sup>を存つといふども、盛筵<sup>せいげん</sup>は數え難し。あえて概略を疏し、以て後生に告ぐ。又後に今を観るに今に昔を観るがごときにちかかんことを。

明治三年歲在庚午維莫之春奉命謹題

### 津山藩臣上原斐』

\* 1 逸詩…中國古の詩篇とされる「詩經」と同時代の古詩で、「詩經」には入っていない詩。

\* 2 翼鷗…蓋の一種。雀が羽を広げた形にかたどったもの。

\* 3 周易…周文王の子。武王の弟。BC1000頃。

\* 4 洛邑…河南省洛陽県。

\* 5 隋…BC221-206

\* 6 周…BC770-256

\* 7 丁未…毎年。

\* 8 双絶…類なる優れていること。

\* 9 齐高帝の建國…齊高帝8年(1603)

\* 10 永和…曲水宴。

\* 11 禊遊…毎年6月の開。

\* 12 蘭亭…松平康徳。安政3・明治10(1856-1877)。号敬齋。第8代藩主松平康民(建業)4男。松平越前守第13代当主。

\* 13 永和の禊事…王羲之が東晉永和年間に会稽山陰で行なった曲水宴。

\* 14 思考…思いかけないこと。

\* 15 椅籈…外室と實室とが並び備わっているようす。

\* 16 水路…水路の宿駅。

\* 17 染翰…筆を墨に染める。字を書くこと。

\* 18 琥珀…一定石。

\* 19 漱盥…漱ち洗った器。

\* 20 美…美しいもの。

\* 21 翰墨…筆と墨。

\* 22 直む…直す機する。

\* 23 戴冠…筆を挿して行く。

\* 24 華麗過禮…朝焼け夕焼けが光輝くさま。

\* 25 雅興蓬萊…香気が漂うこと。

\* 26 朝…毛糸。

\* 27 漱盥…書画を書くこと。

\* 28 電彩…明るく鮮やかうようす。

\* 29 曲流…争ひが強いうこと。

\* 30 青色…青色は明るく盛んなさま。

\* 31 清遺…貴重を離れた清らかな遊び。

\* 32 至樂…このうえなく楽なこと。

\* 33 東京宴見莊…新宿区高田馬場…西早稲田のあたりにあった齊民の宿居屋敷。

\* 34 確堂公…第8代津山の平澤主貞長。

\* 35 望遠…眺めやのしのみ。

\* 36 利剪…利刃用小刀。

\* 37 頭腦…おからく物を分け与えること。

\* 38 暗葉…暗色の良い柄。

\* 39 番號…番號。

\* 40 茜…書き記すこと。

『衆楽雅藻』の序文の要点をまとめると、

- ①曲水宴は中国の周王朝の時代に発祥した祓除を起源とする。
- ②王羲之の『蘭亭序』によって曲水宴は文人の間に広まった。
- ③衆楽園の曲水は築庭当初からのものであるが、曲水宴が行なわれた形跡がない。
- ④このたび、上巳に蘭亭の故事に倣って曲水宴を開いた。
- ⑤当日の作品を『衆楽雅藻』にまとめ、父齊民の慰めのために贈った。
- ⑥衆楽園で昔から風流な曲水宴が行なわれてきたものとして、後世の人々の記憶に残ることを願う。

といったことが記されている。

このうち③は曲水が築庭当初からのものであったことを示す唯一の貴重な史料であるが、遺構の年代は幕末から明治初年とする年代観と合致しない注12。また、③は史料の性格上、文筋などの可能性も考えられ、その解釈にあたっては注意を要する。ただ、曲水の築庭があったと考えられる時期に、曲水は築庭当初からのものと叙述するのは無理があるのではないだろうかと思われる。

そこで、③の史料としての位置づけが問題となるが、この点については、

(1) ③は明治3年の曲水宴が行なわれた場所が、現在の曲水とは異なる場所であったことを示す史料である。

(2) ③は筆者の認識の誤りである。

そのどちらかであると考えられるだろう。

(1) とすれば、その場所として園内北東の取水路をあげることができなくもないが、③から直ちに曲水宴の場所を現在の曲水ではなかったと考えるには根拠が不十分である。したがって、③については不明としかいえない（津市教育委員会文化財課平岡正宏の御教示による）。

なお、『衆楽雅藻』序文には『蘭亭序』によく似た文章表現が見られ、詩序における『蘭亭序』の影響力の大きさがうかがえる注13。『衆楽雅藻』の「…世子敬齋公今茲庚午之禊筵。猶彼有永和之蘭亭。實為希觀之盛舉。幸遇之良會也。夫為是曲水。雖小支流。顧名園之全勝。而其所召携。不遇講讀師友及左右親近之臣。而皆彬々然也。是日也。春雨新晴。天氣和美。已集水次。席草分坐。拈韻賦詩。…」の箇所は『蘭亭序』の冒頭部のくだりに似ている。

### 王羲之『蘭亭序』（『八柱第一本』北京故宮博物院蔵）

永和九年。歲在癸卯暮春之初。會於會稽山陰之蘭亭。脩禊事也。群賢畢至。少長咸集。此地有崇山峻嶺。茂林脩竹。又有清流急湍。映帶左右。引以為流觴曲水。列坐其次。雖無絲竹管弦之盛。一觴一詠。亦足以暢叙幽情。是日也。天朗氣清。惠風和暢。仰觀宇宙之大。俯察品類之盛。所以遊目騁懷。足以極視聽之娛。信可樂也。…《調說》

永和九年、歲は癸丑に在り。暮春の初め、會稽山陰の蘭亭に会す。禊事を脩むるなり。群賢畢く至り、少長咸集まる。此地 崇山峻嶺、茂林脩竹有り、又た清流激湍有りて、左右に映帶す。引いて以て流觴曲水を為し、其の次に列坐す。絲竹管弦の盛無しと雖も、一觴一詠、亦た宇宙の大を觀、俯して品類の盛なるを察す。所以に目を喜ばしめ懷を勝せ、以て視聽の娛しみを極むるに足れり。信に楽しむ可きなり。…

出典：『蘭亭叙<五種>』 東晋 王羲之〔筆〕 二玄社 1988（中国法書選 15）

では、王羲之の蘭亭の故事に倣って、具体的にどのような曲水宴が実現したのだろうか。

『衆楽雅藻』の序文によると詩文が詠めた際に酒を頂いたとある。本来のルールでは罰杯のはずなので、このルールは詩作が拙速でも楽しめるための配慮だろう。曲水宴は11世紀末の北宋の文人間で蘭亭の故事に因んだ飲酒賦詩の宴会として流行し、上巳の禊飲

は「禊飲」と呼ばれている。明治3年のこの曲水宴も「禊飲」を模倣した宴会と考えられ、曲水宴で詠まれた漢詩文の中にこの「禊飲」という言葉が見られる。

禊飲については北宋の道学家程顥（1033～1107）の言行をまとめた『二程全書』（卷之六十二 伊川先生文四 雜著 禊飲詩序）に次のような記載がある注14。

上已禊飲、風流遠矣。而蘭亭之會、最爲後人所稱慕所者何哉。蓋其遊多豪逸之才、而右軍之書、復爲好事者所重爾。事之顯晦、未嘗不在人也。穎川陳公廣始治洛居、則引流廻環、爲泛觴之所。元豐乙未、首修禊事。公廣好古重道、所命皆儒學之士。既樂嘉賓形於詠歌、有不愧山陰之句。諸君屬而和者、皆有高致。野人程頤不能賦詩。因論今昔之異、而爲之評曰：以我好賢方逐樂之心、禮義爲疎曠之比、道藝當筆札之工、誠不愧矣。安知後日之視今日、不若今人之慕昔人也哉。

### 《調說》

上已の禊飲、風流遠し。しかうして蘭亭の會、最も後人の稱慕する所は何ぞや。蓋し其の遊多くは豪逸の才にして、右軍（王羲之）の書、復た好事者の重する所のみ。事の顯晦、未だ嘗て人に在らざるなき也。穎川（河南省臨穎県）の陳（B.C.1111～479）公廣始て洛居を治め、則ち流を引き環を廻らし、觴を泛べる所と爲す。元豐乙未（己未 1079年か）、首て事を修禊す。公廣古を好み道を重じ、命する所皆儒學の士なり。既に嘉賓詩歌を形形することを樂み、山陰（六朝文化の中心地会稽郡山陰縣）の句に愧じざる有り。諸君屬めて和すれば、皆高致（氣高い趣）有り。野人程頤詩を賦すこと能わず。因て今昔の異を論じて、これが評を爲して曰く、我が賢方を好み樂を逐うの心を以て、禮義疎曠の比を爲し、道藝筆札の工に當たる。誠に愧じざらんや。安んぞ後日の今日を観るを知り、今の人の昔人を慕うにしかざらんや。

程頤は詩文創作を重んじた江西派の作風を嚴しく攻撃し、典故や修辞に凝る詩作を否定する學問的態度をとった儒学者である（史料1）。それゆえ、最近の禊飲は王羲之の故事の風流とは程遠く、ただその書が好事家に重んじられているだけになってしまったと、堕落した文人社会を酷評している。

『衆樂雅藻』にも禊酒賦詩を楽しむ文人の姿が映し出されている。その中には曲水宴で詠まれた漢詩が30首あまり収録されているが、すべて山水詩である。内容は史料1『衆樂雅藻』曲水宴漢詩に示したが、そのうちの10首が蘭亭や金谷の故事を詠んだもの（3.4.6.7.8.9.16.19.25.27）である。また、衆樂園の名称を用いたものが5首（1.7.8.22.5）、「禊飲」の語句を用いたものが1首（7）含まれている。漢詩文の内容からも、この時の曲水宴が蘭亭や金谷の故事になぞれた禊飲であり、開園祝賀会であったことは明らかである。

### 3. 曲水宴と書画会の様子

明治初年の衆樂園では文人が集う園遊会が頻繁に行なわれている。

表1「詩書画会の開催」は、明治期における旧津山藩主松平家の日記である『松平御家扶日記』（愛山文庫）をもとに作成した一覧表である。明治元年から4年にかけて、衆樂園または西御殿を会場にして、曲水宴や観蓮会、観月会、書画会、扇揚げなど、四季折々にさまざまな名目で酒宴や酒会を開いていたことがわかる。

主な参加者は幕末から明治にかけて興隆した文人達と思われる（史料17）。

『衆樂雅藻』には曲水宴とその4日後に行なわれた書画会の作品が収められている。そこで、松平家の日記をもとにこの両日の様子を見ていくことにしたい。

まず、曲水宴の様子について見ていくことにする。表2「曲水宴開催までの段取り」は、『松平御家扶日記』をもとに作成した曲水宴開催までの日程表である。これをみると、衆樂園で曲水宴が行なわれたのは明治3年3月、盆盆その他の道具類を用意したのはそのわずか1週間前、そして招待客への案内は開催前日であり、計画性があまり感じられない。急に開宴を知らせたのは、曲水宴における賦詩の即興性を損なわないようにするだったとも受け取れなくはない。

当日の様子は、明治3年3月2日の松平家の日記に記録が残っている（史料2）。それによると、亭主を務めた康倫は平服に羽織・襷・高袴・帯の装束で、九ツ時（正午頃）に衆樂園に入り、六ツ半時頃（午後7時半頃）に帰宅している。招待客は『蘭亭序』とほぼ同じ40人（亭主を含めると41名）と推定され、茶盆、中皿、草履を人数分揃えている。このほかに、屏風、刀懸・毛氈・火鉢などの調度品類や、筆・墨・硯・半紙などの書画材、茶道具一式などを用意している。

次に、この曲水宴の4日後の3月6日の西御殿で催された書画会の様子について見ることにする。『書画会』とは席画や揮毫を伴う宴会のことと、幕末から明治にかけて文人が作品を披露する場として流行してい

## 史料2

『日記』明治三年一～七月 寛徳院様庶務方  
[愛山 E9-64-3]  
明治三年三月二日条  
一昨被仰出候通九ツ時御供揃衆樂園<sup>レ</sup>御出被遊候右付  
為御先番日下半土出勤事又御先番廻し御持左之通  
一御刀懸 壱脚 一御毛せん 三枚  
一御手火鉢 壱ツ 一炭 壱俵半  
一御重箱稿 壱重 一御次硯 武面  
一疊紙 壱式 一小筆 武拾本  
一麻御手拭 壱筋 一小ろう 三拾丁  
一大ろう 拾丁 一小硯 武面  
一八角硯 壱面 一半紙 武帖  
一御次茶わん 不残 一御次ちよく 不残  
一薄べり 四枚 一こんろ 壱ツ  
一御次德り 四ツ 一御上德り 十  
一御茶盆 四十 一御中皿 四十  
一御次草り 四十五 一御かんふろ 壱ツ  
一やかん 武ツ 一小釜 壱ツ  
一へぎ 四枚 一小弁当 壱ツ  
一御茶道具 壱式 一御たんす詰御菓子 壱ツ  
一かすでらようかん 壱箱 一御黒はん 四枚  
一御たばこほん 壱式 一御煮メ 並之通  
一御酒 壱斗五升 一御したし御香之もの 壱  
重ツ、  
右御服<sup>レ</sup>御平召御割羽織<sup>レ</sup>御襦高袴御帯差上之御帰殿  
六ツ半頃且又御次向不残被召候事

年月日	場所	内容	史料番号
明治元年 10月 27日	西御殿 酒宴		E 966-1
明治 2年 2月 9日	西御殿 酒宴		E 965-1
11月 6日	衆樂園 茶会		E 967-4
明治 3年	正月 9日	衆樂園 酒宴	E 966-4
			E 964-5
			E 967-5
	23日	衆樂園 酒宴	E 966-4
			E 964-5
	2月 10日	衆樂園 酒宴	E 966-4
			E 966-5
	12日	衆樂園 酒宴(風揚叶)	E 966-4
	3月 2日	衆樂園 酒宴(曲水宴)	E 966-4
	6日	西御殿 酒宴(青画会)	E 966-4
明治 4年	4月 8日	西御殿 茶会	E 966-5
	28日	西御殿 酒宴	E 966-5
	6月 25日	衆樂園 詞會(観瀧)	E 966-5
	7月 15日	西御殿 茶会	E 966-5
	8月 16日	衆樂園 詞會(月見)	E 966-5
	10月 27日	西御殿 茶会	E 966-5
	3月 26日	衆樂園 詞集開き	E 966-6
	4月 6日	衆樂園 曲画会	E 967-7
	7月 16日	衆樂園 詞會	E 964-6

出典

『日記』愛山文庫E

表1 詞書画会の開催

## 史料3

『日記』明治三年一～七月 寛徳院様庶務方  
[愛山 E9-64-3]  
明治三年三月六日条  
一九ツ時御供揃<sup>レ</sup>西御殿<sup>レ</sup>御書画会<sup>レ</sup>為入候依<sup>レ</sup>御先番として真北士非番之面々会計方當番<sup>レ</sup>何れも御混雜<sup>レ</sup>付早朝右出勤候就<sup>レ</sup>御黒摺<sup>レ</sup>而給<sup>レ</sup>使非番<sup>レ</sup>三人出勤取計且又御道具為運隸四人日雇取可申旨御家扶中被申間<sup>レ</sup>付罷出<sup>レ</sup>其外御先廻し之御道具委曲<sup>レ</sup>多分<sup>レ</sup>付略記候臨機之取計可為事荒増左之如し御服物有御紋口結城御下<sup>レ</sup>付武松塗巾御羽織琥珀御蒂夏寒御襦高袴差上之  
一御毛氈御有合 不残 一大小御祝同断 不残  
一御召替 壱式 一大工道具荒増 不残  
一御刀懸 壱脚 一千足草り 武拾足  
一御供提灯御次同断 不残 但しう勿論之事  
一御燐台 九挺 一御屏風 半双  
一武松屨 壱枚 一疊紙 壱式  
一御小蓋 六七枚 一御筆洗井<sup>レ</sup>武ツ  
一蓑錘 六ツ 一杉形茶碗御有合 不残  
一御煙草盆 壱面 一御次煙草盆同断 不残  
一御次茶碗御有合 不残 一竹へぎ 百六拾枚計り  
一白箸 武把 一壺丈物壺闊九丁<sup>レ</sup>  
一御德利御有合 不残 一御盆御有合 不残  
一御菓子御單筍結 壱ツ 一御次菓子 セン七八百  
メ  
御料理物左之通り相廻<sup>レ</sup>  
一御煮メ焼ビふふわらひ焼王子四拾人前計り調膳所仕立  
一同一断干ひよふ高野とふふ米脂七拾五人前計り  
油屋善五郎納  
一水菜御したし 同断 同人納  
一御帰殿夜四ツ半頃夫<sup>レ</sup>御入湯被遊候<sup>レ</sup>付差上候御下<sup>レ</sup>例之通之

明治3年2月	22日	曲水宴の壺台20個を用意する
	27日	移製の壺台10個を新調する
	28日	書画会を予定する。(3月朔日西御殿にて)
	晦日	西御殿での書画会が延びとなる
	3月	曲水宴の開催が決定する
	朔日	招待客へ曲水宴開催を知らせる
	2日	曲水宴が行なわれる

出典

寛徳公 御部原御家扶〔愛山 E9-66-4〕明治3年正月～6月

慎山公 御家扶〔愛山 E9-67-5〕明治3年正月～6月

御家扶〔愛山 E9-67-7〕明治3年正月～6月

御部原御家扶〔愛山 E9-66-6〕明治4年正月～8月

表2 曲水宴開催までの日程

る<sup>(註18)</sup>。

史料3は同6日の書画会の様子を記した松平家の日記の記事である。これによると、康倫は九ツ時（正午頃）に西御殿入りし、夜四ツ半頃（午後11時頃）に帰殿している。書画会が深夜まで続いたことがわかる。この時の康倫の服装は、御紋口總結城に御下2枚、壺巾羽織、琥珀帯、夏寒襷、高袴であったと記すことから、平常服に壺巾羽織を重ねた、中国の文人風の袖広の装いが想像される。

書画会には曲水宴の時の客人が再び招かれ、料理・御茶・御菓子・酒・煙草を用意している。調度類や書画材も曲水宴の時とはほぼ同じである。料理は松平家の家政機関の一つである調膳所で作られているが、御用達商人へ依頼した料理も見られ、干瓢・高野豆腐・米餡をそれぞれ75人前を油屋善五郎（旧松平藩町年寄齊藤孫右衛門）が納めている。宴会で出された「かすてら」や「ようかん」は御用達の菓子職人に注文したものだろう。この菓子は衆楽園での園遊会などでよく用いられており、城下の「和羅屋」が調製している記事が見られる（『日記』明治3年7月～12月御部屋庶務方「愛山 E9-64-4」明治3年7月15日条）。文人の宴会には欠かせない酒・煙草・茶・菓子が揃った宴席だったことがわかる。

曲水宴と書画会を開催した康倫は安政3年（1856）5月に江戸で生まれているので、曲水宴を行なった時の年齢はまだ満13歳（『松平家御系図』越前家譜略『津山温知会誌』第貳編）ということになる。少年期から文人らと一緒に交わった聰明な若君であった康倫が家督を継いだのは翌年の明治4年（1871）8月で、同7年11月から10年7月にかけてアメリカに遊学し、帰国した年の12月に22歳で夭逝している（『松平家御系図』『津山温知会誌』第貳編）。

#### 4. 明治3年曲水宴に出席した人々

次に、曲水宴と書画会の招待客について見ていくことにする。

表3の「明治3年曲水宴および書画会出席者」は『衆楽雅藻』をもとに作成した名簿である。客の人数は41人で、蘭亭の故事の42人にかなり近い。この表3からは、参加者がすべて下級藩士で、儒者・医者・絵師が半数を占め、その他は近習勤めの役人であったことがわかる。

『松平藩勧書』によると、12狩野如慶・16瀧波如林は御用絵師、5山本與八郎・17大村成章・19鞍懸寅次郎・21中西篤造・32廣瀬和・36永田善教は儒者、8後藤懸・11駒井施軒・20上原敬一郎・30馬場真克は漢学者、4丹治謙二・9國島林樵・15久原宗甫・35川嶋由行・37宇田川瀛（興斎）は藩医、22柴山貞利、23河瀬高徹・24菅沼定光・27吉田有孝・28山野寛栗、29平沼延賢・31國保克定・34岩田道距・35川嶋由行、38今泉栄可らは藩主一族の近習である。

なお、画人や書家の名も散見され、1清水翁山・18塘雲田は画人、8後藤立軒・11駒井施軒・14松波素齋・17大村桐陽・19鞍懸秋汀・32廣瀬南莊・36永田楊斎は書家として活躍した人である。

『衆楽雅藻』によると、1～19は書画会で作品を発表し、20～40と康倫・1・3・8・10・11・14・15・17の面々が曲水宴で詩文を詠んでいる。出席者全員が字や雅号を持ち、詩書画を制作しており、『衆楽雅藻』は当時の津山の文人の詩書画の総集編となっている。

注目すべき点は、（1）国学者が含まれておらず、圧倒的に漢学者が多いこと、（2）勤皇派藩士として活躍した鞍懸寅次郎と彼が藩校で知遇を得た教授陣や書生仲間が多く含まれていることである。

（2）については、鞍懸周辺の文人の交遊圏は鞍懸寅次郎書簡が津山藩医丸尾玄俊に宛てた一連の書簡（津山郷土博物館所蔵）からうかがえる。表3の●印の10名は同書簡に見える文人仲間である。

同書簡は勤皇家の鞍懸が朝廷・幕藩・諸外国の政治情勢などのさまざまな情報交換を江戸と国元との間で行う様子を伝える貴重な史料である（註19）。ただ、鞍懸が藩の中枢部から外され、江戸詰を命じられていた不遇な時期のものであるため、間にまかせて詩文の添削や書籍の貸し借りや、北宋の宰相で金の侵攻に対して主戦論を唱えた李綱の著作『李綱全集』・『靖康傳信錄』・『建炎進退録』を読み耽る読書生活を送った様子が綴られていることは見逃せない特色といえる（註20）。また、愛用の筆（東京都台東区谷中魁堂）の購入、馴染みの書肆（東京都墨田区両国和泉屋）などとの付き合いなどといった文人らしい用件にも多くの筆を費やしており、勤皇家とは別の顔を覗かせている。

#### おわりに

衆楽園での曲水宴の時代背景については、魏晋南北

番号	作者名	字	俗称	雅号	家格	格式・役職(明治3年3月当時)	隠居・免職	家業	経歴 文士 仲間
亭主	敬斎主人	伯明	松平康倫	承景樓					
1	清水蘿山			竹菴	古參家	(少将様御小納戸領取御膳番臺)	嘉永4年3月隠居		
2	山本双松				古參御取立	(御小姓頭大目付兼帶)	明治2年8月免職	●	
3	植木英謹	子知 幹	雲峰	御譜代		御使番外事懸り御船奉行宗旨奉行鉄砲 奉行兼帶			●
4	丹治謙二		南塘	新參諸士	議事局幹事八級			医師	
5	山本與八郎		松竹梅翁	新參御役人	並延介				●
6	林否一郎			美韶	士分新參並	(少将様御参府之節御供立扁道中御 奏者附御徒衆)	嘉永3年3月補任		
7	平井真澄			冽	御譜代	軍務次官兼督事			
8	後藤 墾	孟功	立太郎	竹軒	明治出身士格家	漢学守教授		儒者	
9	田崎林樵			半研	新參諸士	番外常御医師並より降格処分		医師	
10	信井良翰	土軒	晴藏	南菴	新參諸士	(大目付)	慶応3年正月免職		
11	駒井貞亨	吉夫	-	鶴軒	古參家	(御先手弓彌)	慶応4年11月隠居		
12	鈴野如慶				新參御取立	(小從人組)	明治2年10月免職	絵師	
13	永見 功			勝校	新參諸士	上等書記助役			
14	松波重申	子伯	延蔵	素齋	古參家	御小性頭格	慶応4年8月免職		
15	久原經楨	子朗	宗甫	百溪	新參諸士	御七代御小性組		医師	
16	濱波如林			稻光	新參御取立	十等		絵師	
17	大柄成章	斐夫	兼為	飼陽	新參諸士	文学督事		儒者	
18	増 芳藏			芳	明治出身御役人	下等書記職			
19	板懸寅二郎			秋汀	新參諸士	權大參事		儒者	
20	上原 基	士敬	敬一郎	變	古參御取立	御近侍判事		●	
21	中西萬造				新參諸士	漢学行上等助教		儒者	
22	柴山貞利	子彌	健夫	-	御譜代家	若殿様御近習勤			
23	河瀬高徹	通卿	重男	-	古參家人	行進家令兼從四位様附		●	
24	菅沼定光	子觀	龜五郎	韶邱	新參諸士	御小性組若殿様御近習勤			●
25	井口知眞	廣淵	真一郎	-	古參家人		明治4年亡父家督		
26	岡 富道	子率	伊八		古參御取立	處卒長七級			●
27	吉田有孝	土朗	惟平	-	古參御取立	若殿様御近習勤			
28	山野寛栗	士剛	猪之助		古參御取立	若殿様御近侍			
29	平沼延賢	昭甫	晋	祐齋	新參御取立	若殿様御小納戸御膳番臺七級			
30	馬場真兌	徳大	光之丞	柳汀	古參家		慶応2年正月家督		
31	國保克定	子昭	兵次郎	雪莊	古參御取立	若殿様御近習勤			
32	瀧瀬 和	由之	貞之助	南莊	古參御取立	(漢学授説)	明治3年12月	儒者	●
33	数見定延	子審	悦之助	-	新參御取立	家從九級			
34	岩田距道	士興	脩吾	橋邨	新參諸士	御部屋御近侍判事			
35	川嶋由行	斯道	周潤	-	新參諸士	從四位様侍医補正四位様御前様兼帶		医師	
36	永田善教	子誠	幸平	復齋	新參御役人	漢学守教授		儒者	
37	宇田川瀛	药舟	興豊	仙嶼	新參諸士	前中将様御ヒ代		医師	●
38	今泉榮可	士秀	秀五郎	-	新參諸士	從四位様御近習勤			●
39	古市正保	子貞	次郎	-	御譜代		慶応3年隠居		
40	三浦義利	子和	信夫	-	新參御取立	中奥組			

出典

「南北書院」

「松平康倫」

「板懸寅二郎」(津山郷土博物館所蔵)

「若田郡誌」(若田郡教育会、1927年)

「津山市史」第四卷「近世II・松平藩時代」(津山市、1995年)

表3 明治3年3月曲水宴および書画会出席者

朝時代の文学への憧憬から、「禊飲」と呼ばれる飲酒賦詩を楽しむ風潮が文人の間にあったことがあげられる。その時流に乗って旧津山藩主松平家が用意したもののが明治3年の曲水宴で、藩校を拠点とする教授陣や師弟関係にあった下級武士らの旺盛な創作意欲が曲水宴を支えている。

この曲水宴は開宴のタイミングと漢詩文の内容から衆楽園開園の祝宴であったと思われる。また、『衆楽雅藻』の制作には康倫の個人的な思いが託されており、父齊民に捧げるために、『蘭亭序』に倣って曲水宴を開き、『衆楽雅藻』の制作を命じている。『蘭亭序』に倣ったのはそれが古典的題材であることによるものだろう。しかし、開宴したのは徳川將軍家の存続に奔走した松平齊民の実子の康倫であり、時代背景・身分・立場を考えればこの時の曲水の宴が文人趣味によるものとするだけでは片付けられない意味があるように思われる。

『金谷序』や『蘭亭序』などの著名な曲水宴は王侯貴族の政治的な敗北を契機として行われており、石崇も王羲之も不遇な時期に曲水宴を開いている。石崇は西晋の重臣である石苞の子、王羲之は東晋の元勲、王

導の甥であり、金谷や蘭亭の曲水宴は石崇や王羲之が中央政府から距離を置いて清談を楽しみ、風雅の正統を誇示したものであった<sup>(注2)</sup>。そして、言うまでもなく、『蘭亭序』は王羲之の思想と老莊思想とが重なり合った密度の濃い文学作品である<sup>(注3)</sup>。康倫は版籍奉還の翌年に『蘭亭序』の思想性を含めてこれに倣って曲水宴を試み、譜代大名家の最期を飾ったのではないかだろうか。

しかし、この曲水宴の翌年に廢藩置県を迎えると、衆楽園は松平家の手から離れ、さらに地租改正により官有地化され、管理の不行届きにより明治17年頃には荒廃する<sup>(注4)</sup>。この時、松平家から寄附の申し出があり、寄付金が維持管理費に充てられたことで公園として再生されている。松平家の努力により今日の衆楽園があるといっても過言ではない。『衆楽雅藻』の序文の末尾に記された「衆楽園で昔から風流な曲水宴が行なわれてきたものとして、後世の人々の記憶に残ることを願う」という一文は、まるで将来の庭園の保護と開園の理念を語ったもののようにあり、そこに曲水宴開宴と『衆楽雅藻』上梓の本意があるように思える。

## 【註】

- (1) 「津山市史」第五卷・幕末維新- (1974年)、『衆楽園』(津山市郷土博物館、1997年)
- (2) 「愛山文庫目録」和書・漢籍の部(市立津山郷土館、1984年)
- (3) 奈良文化財研究所ホームページによると、奈良文化財研究所古代庭園研究会第4年度研究集会(2004年度)で曲水宴が研究テーマに取り上げられ、平賀桂一(大阪女子大学)「史料から見た曲水の宴 - 王羲之が蘭亭で曲水の宴を催すまで - 」、高瀬要一(奈良文化財研究所)「中国・韓国に残る流蘇庭園構造」、樺村貴志(三重県立奈良宮歴史博物館)「史料から見た日本の曲水宴」、中島義晴(奈良文化財研究所)「曲水宴に用いられた可能性のある日本古代の造形」、仲條裕(京都造形芸術大学)「平安京の庭園遺構と造水」、田村省三(奈良古文化館)「仙巖園の曲水路遺構と曲水の宴」などの報告が行なわれている。ただし、これらについては報告書等がないため資料を把握していない。
- (4) 「名勝 旧津山藩別邸庭園(衆楽園)保存管理計画策定計画書」(津山市教育委員会、2006年)
- (5) 田中宣一・宮田登豊『乍中行事事典』三省堂、1999年、和歌森太郎『年中行事』(至文堂、1966年)、桜井秀夫『蘭亭史考』『風俗史の研究』(宝文館、1929年)、奥野弘高『戦国時代の宮廷生活』(続群書類從成会、2004年)
- (6) 「陽春處々考」(国立国会図書館所蔵)は国立国会図書館近代デジタルライブラリー参照
- (7) 萩綱繩『魏晉南北朝文化史』(雲雀出版社、1995年)、中村喬『中國戲時史の研究』(朋友書店、1993年)
- (8) 中西進編『大伴旅人 人と作品』(おうふう、1998年)
- (9) 日野龍夫「徂徠学の役割」(江戸の儒学)日野龍夫著作集第一巻(岩波書店、2005年)、齊藤希史『漢文脈の近代』(名古屋大学出版会、2005年)
- (10) 佐々木平左・佐々木正子『文人画の鑑賞基礎知識』(至文堂、1998年)
- (11) 横 俊綱『作庭記』(前裁秘抄)(岩波書店『日本思想大系』第23巻、1973年)、西田政喜『仙巖園について』(名勝仙巖園)高古集成館、1992年)
- (12) 日野龍夫「文人の交遊」(江戸の儒学)日野龍夫著作集第一巻(岩波書店、2005年)
- (13) 前掲書(註4)
- (14) 前掲書(註8)
- (15) 「和刻別本漢書 二程全書」(中文出版社、1973年)
- (16) 跡 錄著: 宋代詩文研究会訳注「宋詩選注」2「黃庭堅」「陳道韶」「徐俯」、3「劉子翫」(平凡社、2004年)
- (17) 日野龍夫「演技する詩人たち」(江戸の儒学)日野龍夫著作集第一巻(岩波書店、2005年)
- (18) 氏家幹人「書画会の流行」(藝術史研究會「日本芸能史」第6巻近世・近代 法政大学出版会、1988年)
- (19) 「津山郷土博物館だより」No.27(津山郷土博物館、2007年)
- (20) 倉田信悟「李綱全書」(明達出版社、1985年)
- (21) 石川忠久「蘭亭の集い」(長安の春秋 中国文学論考)研文出版、2005年)
- (22) 郭沫若「蘭亭序」と老莊思想」(谷口鉄雄・佐々木猛編訳『蘭亭序論争訳注』(中央公論美術出版、1993年)、長谷川滋成「王羲之の詩の『蘭亭の詩』」(東晉の詩文)溪水社、2002年)、吉川忠夫「王羲之 六朝貴族の世界」岩波書店、2010年)
- (23) 「日記」明治17年 津山御家務(愛山文庫 E97-76)

史料一 〔宋理宗〕曲水宴赋詩

100

250

四

卷之三

### • 言語

10

卷之三

日豈何所遠離乎。  
參禪大極有真言。  
幅縱橫情已盡。  
對物無心是此題。

6

記載欄	記載欄
監査用箇印の記入	要旨記入用箇印の記入
瓦斯の燃焼度	瓦斯の燃焼度
煙：着火原因	煙：着火原因
火薬三品燃焼率	火薬三品燃焼率
	※三品一例燃焼度）に着火するかしないか

10

• 200

10

1

三、区域概况  
1. 地理位置  
2. 气候特征  
3. 土壤类型  
4. 植被状况  
5. 水文条件  
6. 地质情况

12

良	間	金	銀
善	風	春	秋
花	丁	杯	木
紅	詩	不	淨
	始	淨	染

四九

四百三

卷之三





## 美作の狛犬（2）真庭市

田淵千香子

### はじめに

前号では、津山市内 67 対の狛犬の調査を行い、大阪・出雲・尾道・岡崎の 4 タイプに大別されることを報告した。そして、その大半を占める岡崎型狛犬にスポットをあて、そのルーツに迫った（㉑）。今回は、真庭市内の狛犬を取り上げることにする。調査した 39 対の内、23 対は出雲型の影響を受けた狛犬であることが分かった。小稿では、真庭市内で大半を占める出雲型狛犬が、どのようにして真庭地域に流通したのかについて検討する。

### 真庭市の狛犬の種類

真庭市内で見られる狛犬には、大阪の狛犬・出雲型狛犬・尾道型狛犬・岡崎型狛犬・備前焼狛犬・銅製の狛犬の 6 種類がある。前号で報告した津山市の状況と

ほぼ同様である。他に、台座の銘などから鳥取、兵庫、津山などからも入ってきていることが分かった。真庭市の狛犬の中には、真庭市勝山の玉雲宮出雲大権現社の文政 6 年（1823）を始め、真庭市森山中和の山王大権現社の天保 11 年（1840）など江戸時代の古い出雲型が多数、存在している（写真 1・11）。また、真庭市森山下和にある中和神社の狛犬は、文政 8 年（1825）で形式は大阪の狛犬である（写真 6）。このように真庭市では、出雲型と大阪の狛犬が時期的に混在していることも判明した。ちなみに、津山市では、江戸時代に属するものはその殆どが大阪の狛犬で、出雲型は宮脇町にある徳守神社の明治 40 年（1907）が初出である。岡崎型は、真庭市中原の八幡神社の昭和 12 年（1937）などが見られ、昭和になってから入ってきたことが分かる。津山市とほぼ同じ状況である（写真 4）。尾道



写真1 玉雲宮出雲大権現社  
(真庭市勝山)  
文政6年(1823)  
出雲型



写真2 恵水神社  
(真庭市勝水)  
文久3年(1863)  
出雲型



写真3 鹿野神社  
(真庭市上河内)  
昭和5年(1930)  
出雲型



写真4 八幡神社  
(真庭市中原)  
昭和12年(1937)  
岡崎型



写真5 天津神社  
(真庭市高尾)  
昭和15年(1940)  
尾道型



写真6 中和神社  
(真庭市森山下和)  
文政8年(1825)  
大阪の狛犬



写真7 中和神社  
(真庭市森山下和)  
文化7年(1810)  
大権力振像



写真8 茅部神社  
(真庭市森山下和)  
明治31年(1891)  
頭輪



写真9 高田神社  
(眞庭市勝山)  
昭和6年(1931)  
備前焼 (写真提供:森徹弘)



写真10 福田神社  
(眞庭市勝山中福田)  
文久元年(1861)  
座形



写真11 山王大権現社  
(眞庭市勝山中和)  
天保11年(1840)  
構形

塑には、眞庭市高尾の天津神社の昭和15年(1940)の狛があり、美作地域では珍しい玉乗り形である(写真5)。鳥取の石工銘が見られる狛犬は、眞庭市と隣の新庄村のものを合わせると4対ある。その内、眞庭市蒜山下和の中和神社の狛像(大像か?)には、「伯州久米郡田内村勘兵衛 同湯間村傳右衛門」とあり、鳥取の石工の名が見える。年銘は、文化7年(1810)でこの地域では最も古いものである(写真7)。他の3対に関しては、石材は区々であるが出雲型である。銅製及び備前焼狛犬に関しては、各々1対ずつを確認している。銅製の狛犬は、眞庭市蒜山茅部の茅部神社大鳥居前にあり、明治31年(1898)に「大阪市高津住鉄物師 今村久兵衛」によって造られたことがわかる(写真8)。また、銅製の狛犬は有名な彫刻家が造ることもあり、神戸市の湊川神社のものは平野藤中の作品である。しかし、こうした銅製の狛犬の中には戦争中に銅の供出の為、鋳造所に収容されたものもあつたらしい<sup>(注2)</sup>。また、眞庭市勝山の高田神社に所在する狛犬には備前焼の狛犬があり、昭和6年(1931)に造られたものである(写真9)。備前焼の狛犬は、備前焼宮獅子とも呼ばれる大型陶製の岡山県地域独特の焼き物である。石製に比べると軽量で運びやすいことから、注文が増えて北海道地域まで伝播した。年銘初出のものは、備前市木谷の天神社の貞享3年(1686)のもので、閑谷学校の備前焼瓦を製作した閑谷窯で焼成されたものである<sup>(注3)</sup>。

#### 出雲型狛犬の特徴

ここでは、眞庭市に多く所在する出雲型狛犬の成り立ちや特徴について触れる。出雲型狛犬は、宍道湖沿

いで採掘される凝灰質砂岩の「来待石」で造られる。来待石は、柔らかい材質で繊細な細工がしやすいことから、狛犬や灯籠などに多く用いられた。しかし、柔らかく細工がしやすい反面、風化しやすいという欠点もある。出雲型狛犬の形式には「座形」と「構形」の2種類がある。背筋を伸ばし蹲踞の姿勢をとるもののが「座形」(写真10)、今にも飛びかかっていきそうな姿勢のものが「構形」である(写真11)。「座形」の特徴としては、長い垂れ耳をもつこと。尻尾は蠍燭や筆先のような形をしていることなどがあげられる。「構形」の特徴は、腰を上げた前傾の身構え姿勢をとり、転倒や足の破損を防ぐために板状の箱座がつくことなどである。姿形以外の顔立ちは、座形と同じである。台座には牡丹の花が彫られているものが多い(写真12)。台座は、他の形式と同じ四角い形のものと、他の形式には見られない丸い円座のものの2種類がある<sup>(注4)</sup>。

出雲型狛犬は、古来から出雲に棲息する地犬で、国の天然記念物に指定されている「山陰柴犬」がモデルとされている。初期の出雲型狛犬は、頭が小さく犬歯



写真12 福田神社  
(眞庭市勝山中福田)  
牡丹の花が彫られた台座



写真13 金刀比羅神社  
(香川県琴平町)  
天明元年(1781)  
(写真提供: 田淵道夫氏)

写真14 金庄廻寺  
(島根県玉湯町)  
天明2年(1782)  
(写真:「狛犬見聞録」より)

写真15 八重垣神社  
(島根県松江市)  
不明

写真16 石宮神社  
(島根県宍道町)  
明治～大正期

が丸いのが特徴的で、足などの表現がリアルで躍動感があり、写実的で高い技術を感じさせる。これは、山陰柴犬を身近に見ながら作ったためではないかと考えられている<sup>(註5)</sup>。ちなみに、山陰柴犬は、韓国の大と遺伝面での類似性が極めて高いことが立証されている。

#### 島根県の出雲型狛犬

鳥根県内の狛犬は、岡崎型などが多少見られるものの、その殆どが地元の来待石で造られた出雲型狛犬である（写真16～18）。特に、出雲型狛犬の発祥の地である松江市では、橋北地区だけでも230例近くにものぼる<sup>(註6)</sup>。こうした状況から、松江市を中心とした来待石製品の特殊な状況を窺い知ることができる。この背景には、松江藩が来待石を「御止（おとめ）石（いし）」として定め、藩外への持ち出しを堅く禁じていたことが挙げられる。さらに、石工職人も藩の許可を必要としていて、その職人は松江城下に住まねばならないという厳重なものだった。このようにして培われた技術で造られる来待石製品は、一種のブランド的価値を高めたものと思われる。その生産拠点である松江には、外部からの狛犬が入ってきにくいう背景があったのではないかと推測される。出雲型で最古の狛犬は、天明元年（1781）の香川県琴平町の金刀比羅宮遙拝所前のものである（写真13）。また、古代から瑪瑙の産地として知られている花仙山に連なる山の頂上に祀られている玉湯町玉造の金毘羅宮には、天明2年（1782）の銘がある山陰最古の狛犬がある（写真14）。姿形は、出雲型狛犬の祖形とされる松江市の八重垣神社のものと同形である（写真15）。



写真17 山代神社  
(島根県松江市)  
文政2年(1819)

写真18 松江神社  
(島根県松江市)  
江戸～明治期



写真19 鶴間郡久神社  
(島根県松江市)  
昭和7年(1932)

写真20 茅部神社  
(眞庭市森山芭茅部)  
年代不明



写真21 鶴間郡久神社  
(島根県松江市)  
昭和7年(1932)  
渡辺助助銘

写真22 茅部神社  
(眞庭市森山芭茅部)  
年代不明



写真23 吉田神社  
(津山市神戸)  
昭和12年(1937)

写真24 田神社  
(津山市上田邑)  
昭和8年(1933)

写真25 佐良神社  
(津山市一方)  
昭和9年(1934)

写真27 田神社  
(津山市上田邑)  
昭和8年(1933)  
田潤良次(治) 銘鉢



写真26 吉田神社  
(津山市神戸)  
昭和12年(1937)  
田潤良次(治) 銘鉢

#### 島根の狛犬と石材の流通

日本各地に広まった出雲型狛犬の中で、島根から直接、美作地域にもたらされたと分かる狛犬もある。真庭市蒜山西茅部の茅部神社拝殿前の狛像の台座には、「松江石工 渡辺卯助」の銘がある（写真20・22）。この渡辺卯助は、明治期以降に銘の入った狛犬を全国各地へと販売していた「渡辺卯助商店」の店主の名である。一般的には、渡辺卯助が制作した狛犬であると思われるが、実際には「渡辺卯助商店に所属していた石工」によって彫られたものである（写真19・21）<sup>④</sup>

。

また、津山市神戸の吉田神社と津山市上田邑の田神社の狛犬（写真23・24）の台座には、「田潤良次（治）郎」と刻まれている（写真26・27）。田潤良次郎とは、現在津山市内で石材屋を営む田潤石材の会長の祖父で、田潤石材の初代にあたる人である。昭和の初め頃まで、島根の方へ直接石を買い付けを行っていたこともあるらしい。さらに、銘は刻まれていないが、津山市一方にある佐良神社の狛犬も田潤石材で製作されたらしいことである（写真25）。

#### 美作地域に見られる出雲型狛犬の影響

さて、美作地域で見られる出雲型狛犬は、直接島根から入ってきたものばかりではない。中には、出雲型を模して地元の石材などを用いて造られるものも出てきた。その一つが大阪製出雲型狛犬である。これは、江戸時代に日本各地に伝わっていた出雲型狛犬を模して大阪の石工が地元の石材を用いて造ったものである。



写真28 八幡神社  
(津山市阿波)  
弘化2年(1845)  
泉州石工 里山源助

写真29 金刀比羅神社  
(津山市中原)  
年代不明  
泉州石工 里山源助

写真30 高野神社  
(津山市二宮)  
文久2年(1862)

写真31 高倉神社  
(津山市下高桑四)  
大正3年(1914)



写真32 曲見神社  
(津山市曲見)  
安政6年(1859)



写真33 日吉神社  
(勝央町日吉)  
年代不明



写真34 儀文神社  
(鳥取県湯梨浜町)  
文政2年(1819)石工・藤右衛門  
(写真提供: 菅本九里子)

津山市内でもその例作が見られ、津山市阿波の八幡神社や津山市中原の金刀比羅神社の狛犬がこれに相当する(写真28・29)。この狛犬の台座には「泉州石工里山源助」とあり、大阪の石工によって造られたことがわかる。しかしその形式を見ると出雲型であり、この狛犬が大阪製出雲型狛犬に当たることがわかる。さらに、刻銘がなくどこで造られたか不明であるが、姿形から出雲型狛犬であると考えられるものが美作地域に多数みられる。石材は、凝灰岩・花崗岩・砂岩と様々であるが、形はどれも出雲型を原型としている(写真30~33)。このように、美作地域では出雲型の影響を受けた狛犬を複数確認することができる。

#### 出雲型狛犬と牛馬信仰

鳥根で作られる来侍石製の出雲型狛犬の流通は、山陰地域から遠く北海道まで及び、美作地域でも多数確認することができた。鳥根と美作地域との結ぶ大きな要因としては、大山を中心とした「牛馬信仰」があげられる。この信仰は、牛馬に感謝することできただもので、地蔵権現を牛馬の守護神として人々の尊崇を集めようになり、牛馬を伴った大山参詣をいっそう盛んにしていった。牛馬市は、こうした参詣者間の牛馬の売買を起源とするものであり、出雲や伯耆につながる出雲街道や大山道などの街道筋には、馬頭観音や牛馬に係わる石像物が多く祀られている。牛馬市は、街道沿いの宿場町や牛馬の神様を祀った社で行われ、各種の石造物も奉納されている(註8)。美作地域では特に真庭市久世の牛馬市が有名で、公認としては明治10年(1877)の記録に「創設はわからないが、慶長9年(1604)に森忠政が運上銀64匁(税金)で牛馬市の開

設を許可した」と記している。久世牛馬市は、大山道筋としての影響を受け、出雲や伯耆、美作、備中、備前、京阪神などの中継地として多くの諸物産が取引された(註9)。また、文政2年(1819)、衣川長秋は『那都札叢の日記』で「鳥居の前にて牛馬市あり、備前、備中、備後、伯耆、出雲、美作、石見、但馬、播磨、隱岐、因幡、安芸、讃岐の13国より集い来て、もの言いかけと牛馬のいななく声するばかりなり」と、牛馬市の賑わいぶりを伝えている(註10)。

このように、これらの街道が周辺地域との経済的脈路として大きな位置を占めていたことがわかる。そして、諸産物の取引の中には石造物の取引も含まれていたと思われ、真庭市に多く見られる出雲型狛犬は、こうしてたらされたのではないかと考えられる。また、美作地域だけでなく、伯耆や讃岐地域などでも出雲型狛犬を見る事ができ、交易圏の広さを窺うことができる(写真34)。

#### 美作地域の石造物

これまでに、鳥根で採掘される来侍石で造られた狛犬について言及してきたが、ここでは、美作地域で採れる石材を用いて造られる石造物について触れておく。



写真35 石山寺の石切り場跡 (津山市大谷)



写真 36 津山城・石垣 (津山市山下)

写真 38 灯籠  
八坂神社 (津山市八坂)写真 39 鳥居  
烏森神社 (津山市沖瀬)

津山市大谷の石山寺周辺では、津山城築城に際して石を切り出した跡が今も残り、往時を偲ばせる（写真36）。さらに、採石した跡は残っていないが金屋山でも凝灰岩を切り出し、石垣に用いられていたようである（写真37）。このような、津山城の石垣と同質と考えられる凝灰岩の石造物には、狛犬や灯籠、鳥居、石碑、石段などがあり、市内各所に点在している（写真38・39）。石山寺に続く参道の長い階段は、すべてこの石材で造られ整然としている（写真37）。狛犬は、形式が一一定でないためか、どことなくユーモラスで面白く、今にもしゃべり出しそうなものもある（写真40～42）。

最後に、前回の報告で述べた平成17年（2005）に盜難被害にあった津山市上横野の高田神社の備前焼狛犬について、その後、ありがたいことに詳細な姿が分かる写真を提供していただき機会を得た。発見の足掛かりとなることを祈り掲載させていただく（写真43）。

### まとめ

以上、真庭市の狛犬を中心に検討を行ってきた。その結果、市内の狛犬の半数以上が出雲型狛犬であることが判明した。その中で、真庭市最古の出雲型は、勝山にある玉雲宮出雲大権現社の文政6年（1823）のものであることが分かった。また、津山市最古の出雲型は、津山市宮脇町の徳守神社の明治40年（1907）であることも分かった。のことから、同じ美作地域でも真庭市と津山市で出雲型の流入の時期に大きな違いがあることがわかった。この時期差は大山を中心とする牛馬信仰・牛馬市が大きく関わっていたものと考えられる。特に、真庭市久世の牛馬市は、大山道筋に立地することから出雲、伯耆、美作、備中、備前、京阪神など多くの地域との中継地の役割を果たしていたため、多くの文物の取引きがなされた。この流通の一翼を担ったのが出雲型狛犬でもあった。松江の石工である渡邉卯助銘入りの狛犬が真庭市に入っていること、

写真 40 高野神社  
(津山市高野本郷)  
天保15年(1844)写真 41 高田神社  
(津山上横野)  
明治33年(1900)写真 42 美作経社宮  
(津山市経社)  
嘉永6年(1854)



写真 43 高田神社（津山市上横野）  
(写真提供：相原武弘氏)

さらに、直接島根県の来待石を買い付け、津山市内で出雲型狛犬を造っていることなどからも、島根県と美作地域との流通の一端を窺い知ることができる。

このように、松江で発祥した出雲型狛犬は江戸から昭和にかけて日本各地に広がり、美作地域にも多大な影響を与えていることが分かった。

小稿を記すにあたって、倉敷埋蔵文化財センターの藤原好二氏、来待ストーンミュージアムの永井泰氏、田潤石材の田潤清巳氏には種々ご教示いただいた。また、相原武弘氏、森俊弘氏、岩本えり子氏、田潤道夫氏には写真を提供していただいた。さらに行田裕美氏、岩本えり子氏、竹内梓氏、田潤智也氏には現地調査でお世話になった。末筆ながら記して御礼を申し上げます。

（註1）田渕千香子「年報 津山弥生の里 第17号」津山市教育委員会 2010年

（註2）上杉千郎「日本全国 獅子・狛犬ものがたり」成光社出版 2008年

（註3）備前市教育委員会『備前焼紀念銘鉢型調査報告書』1999年

（註4）倉敷埋蔵文化財センターの藤原好二氏の御教示による。

（註5）島根県来待ストーンミュージアムの永井泰氏の御教示による。

（註6）廣江正幸・永井泰「出雲・石見 狛犬見聞録」2010年

（註7）永井泰「来待ストーン研究9」2008年

（註8）島根県来待ストーンミュージアムの永井泰氏の御教示による。

（註9）小谷善守「出雲街道」出雲街道刊行会 1999年

（註10）岡山県教育委員会「大山道」1994年

（註11）津山市教育委員会「津山市の文化財」2008年

#### 参考文献

・相原武弘「備前焼宮獅子～全国の備前焼宮獅子を訪ねて～」

　日本文教出版社株式会社 2010年

・真庭市教育委員会「真庭市の文化財」2010年

掲載番号	神社名	所在地	寄進年	石工銘	体長(cm)	姿勢	材質	型	保存状態
1	玉雲宮(出雲大権現)	真庭市勝山	文政 6 年 (1823)	不明	120cm	座	来待石	出雲型	良い
2	垂水神社	真庭市垂水	文久 3 年 (1863)	不明	63cm	構	来待石	出雲型	良い
3	熊野神社	真庭市上河内	昭和 5 年 (1930)	不明	76cm	横	来待石	出雲型	良い
4	八幡神社①	真庭市中原	昭和 12 年 (1937)	○○國西宮 石匠 岡田石店	74cm	座	花崗岩	回轉型	良い
5	天津神社	真庭市高尾	昭和 15 年 (1940)	不明	85cm	玉乗り	花崗岩	尾道型	良い
6	中和神社	真庭市蒜山下和	文政 8 年 (1825)	不明	86cm	座	花崗岩	大阪の狛犬	良い
7	中和神社	真庭市蒜山下和	文化 7 年 (1810)	柏州久米郡 田内村鷹兵衛 同瀬原周 健右衛門	65cm	座	砂岩	犬が狐像	一部欠損している。
8	茅部神社	真庭市蒜山西茅部	明治 31 年 (1898)	大庭市高津住 井野精物助 今村久兵衛	150cm	座	銅製	狛犬	良い
9	高田神社	真庭市勝山	昭和 6 年 (1931)	不明	105cm	座	備前焼	狛犬	良い
10	福田神社	真庭市蒜山中福田	文久元年 (1861)	不明	111cm	座	来待石	出雲型	良い
11	王山大権現社	真庭市蒜山中和	天保 11 年 (1840)	不明	57cm	構	来待石	出雲型	心配
13	金刀比羅神社	香川県夢平町	天明元年 (1781)	不明	不明	座	来待石	出雲型	良い
14	金毘羅宮	島根県玉湯町	天明 2 年 (1782)	不明	不明	座	来待石	出雲型	心配
15	八重垣神社	島根県松江市	不明	不明	100cm	座	来待石	出雲型	一部欠損している。
16	石宮神社	島根県宍道町	明治～大正	不明	80cm	構	来待石	出雲型	良い
17	山代神社	島根県松江市	文政 2 年 (1819)	寺町・林藏	93cm	座	来待石	出雲型	良い
18	松江神社	島根県松江市	江戸期～ 明治期	不明	およそ 90cm	構	来待石	出雲型	心配
19	須衛都久神社	島根県松江市	昭和 7 年 (1932)	松江市邊見 邊辺助助	125cm	座	来待石	出雲型	良い
20	茅部神社	真庭市蒜山西茅部	不明	松江石工 邊辺助助	91cm	座	来待石	狐像	一部欠損している。
23	吉田神社	津山市神戸	昭和 12 年 (1938)	津山市二宮 工作 田畠良治作	78cm	座	来待石	出雲型	良い
24	田神社	津山市下田邑	昭和 8 年 (1934)	津山市二宮 石工 田畠良次郎	77cm	座	来待石	出雲型	良い
25	佐良神社	津山市一方	昭和 9 年 (1934)	津山市二宮 石工 田畠良次郎	89cm	座	来待石	出雲型	心配
28	八幡神社	津山市阿波	弘化 2 年 (1845)	石工・岡州住人 貝掛村 里山源助	72cm	座	花崗岩	大阪製 出雲型狛犬	良い
29	金刀比羅神社	津山市中原	江戸末期	石工・岡州住人 貝掛村 里山源助	60cm	座	花崗岩	大阪製 出雲型狛犬	良い
30	高野神社	津山市二宮	文久 2 年 (1862)	不明	113cm	構	花崗岩	出雲型	良い
31	高倉神社	津山市高倉西	大正 3 年 (1914)	不明	98cm	座	花崗岩	出雲型	良い
32	倉見神社	津山市倉見	安政 6 年 (1859)	不明	68cm	座	花崗岩	出雲型	良い
33	日吉神社	勝央町椿月	不明	不明	84cm	座	花崗岩	出雲型	良い
34	倭文神社	鳥取県湯梨浜	文政 2 年 (1819)	猿右衛門	不明	構	来待石	出雲型	良い
40	高野神社	津山市高野本郷	天保 15 年 (1844)	石工・橋田町 安田口賀吉	60cm	座	凝灰岩	出雲形式	良い
41	高田神社	津山市上樫野	明治 33 年 (1900)	不明	74cm	構	凝灰岩	出雲形式	良い
42	美作総社宮	津山市総社	嘉永 6 年 (1854)	不明	81cm	座	凝灰岩	出雲形式	良い
43	高田神社	津山市上樫野	昭和 15 年 (1940)	木村寅一友敬	85cm	座	備前焼	備前焼狛犬 平成 17 年に盗難被 害にあつ。	

本稿掲載狛犬一覧表

## 津山駅前都市計画道路～安黒一枝の日記から（3）～

岩本えり子

### はじめに

今回は、津山駅前都市計画道路について取りあげる。

都市計画法が制定されたのは大正8年（1919）。津山駅は大正12年8月21日に開業した。大谷土地区画整理、二階町、新開地、山下など、開発が進行する中、津山駅前都市計画道路も昭和13年から急速に展開する。以下日記のページをめくっていく。

### 津山駅前都市計画道路線に関する記述

昭和7年7月21日

10時 市役所へ小沢市長訪問 都市計画案と関係道路の件

7月25日

都市計画案に付大体要項を得たり

昭和8年5月15日

昼過 久山老来荘 最近市長へ会見 都市計画実施方針に付

昭和13年9月18日

10時 池田可夫君來荘 駅前土地都市計画実施に関する件

9月22日

田口君來荘 本日市土木課へ出頭 駅前都市計画路に付し和田課長と協議打合せたる事項聽取

10月12日

市土木課長へ電話し駅前道路の件につき至急懇談し度打合

11月17日

昼過 杉本君來荘 駅前路線の件につき懇談あり駅前路線の件につき大体懇談 明後日更に再会を約して9時辞去

11月25日

夕方田口君岡山よりの帰途 本日出張都市計画田課長と折衝経過報告聽取

11月26日

中島市長宛 津山駅前都市計画路線懇談に関する件につき照会状提出

12月2日

3時前 中島市長同伴 市役所へ出頭 種々懇談

の結果 駅前都市計画路線 就ては此際急速、協議方針樹立の事

昭和14年1月17日

藤田君より電話 駅前自転車ガレーチの件中鉄へ予備交渉の件

1月26日

駅前路線懇談の件につき中島君へ、私案作成

1月29日

中島君都市計画実施私案提供の件等

2月2日

午後和田課長の電話により 4時過ツ山駅前に立会 市側より中島市長、守安助役、和田土木課長 池上学務課長 其他組合側より自分 田口君 広沢君 都市計画実地視察、中島市長とは来る4日若しくは6日会合万事相談する事打合 5時半帰荘

2月6日

正午 和田土木課長來荘

2月7日

次に池田可夫君來荘 駅前路線の件

2月9日

4時頃中島君來荘 明日平沼首相祝賀会臨席のため上京する事となりたるを以て 都計路線の件についての協議は 13・4日頃にしたれど、大体方針につき懇談しあく

2月18日

午後1時今井三郎君來荘 駅前都計線懇談の件に就き懇談 3時過辞去

3月3日

中島病院に立より中島君に会見 駅前都計線に関する市方針を託す 時局当方より提出の第二案により協定時価に就ては事務当局と折衝する事に相談極める

3月7日

午後1時過和田土木課長來荘 駅前都市計道路実施の件につき事ムの折衝に 入る、田口君を招致 種々相談の結果 急速、関係者の意図を□□歳に聽取し然る上にて具体案作成協議する事に打合 4時散会

3月8日

10時 池田可夫君來荘 駅前都計線の件懇談

- 4月17日 夕方田口君岡山よりの帰途来莊 本日都計につき事務上打合事項報告聽取
- 5月3日 午后6時半より治郎長へ宇那木市議 田口両君と会し津山駅前都計道路懇開につき地主と打合方法につき想談協議 夕餐を共にし10時帰莊
- 5月12日 6時より治郎長へ至り田口 宇那木 藤田 池田の諸君を会し駅前都計線実施方法につき協議すべく手配に置きし 藤田 池田両君遂に来らす、同地区更に組合に編入漸次達行する事へ大方針を定め10時過散会帰莊
- 5月15日 後1時池田可夫君來莊 駅前都計懇開の件
- 7月14日 江見写真館より駅前着工前の写真送り来る
- 8月1日 田口君より昨日出県 経過聴取 岡田課長推薦の技術員雇用の件相談あり不取敢雇用の件、方針、定め午後田口君をして岡田都計課へ電話し斡旋方法依頼
- 9月11日 午后和田課長宛 津山駅前都計路線懇開の件につき書面を發す
- 9月27日 鉄道保線課より払下土地は昭和10年3月27日登記済の旨電話あり
- 9月28日 鉄道保線課より駅前鉄道用地借地延期申請中之如何可ありたる旨電話あり
- 10月27日 田口君來莊 市道認定に関する市土木課と折衝経過聴取
- 11月8日 夜分駅前都計線の件に就き小沢市長へ相談發進
- 11月17日 田口君來莊 昨日小沢市長、会見、此間の書面に基き想談の結果 急、答問あり 本月末迄返事猶予あり度懇望ありし由 而して□手数取極方につき協議あり
- 12月10日 5時過治郎長に到り安政君に会見 夕餐を共にし
- 津山駅前都計線懇開に関する市当局と交渉経過想談 第三者として批判判断を定め置く
- 12月12日 和田土木課長の電話により明日午前中 小沢市長と会見を約す
- 12月13日 11時過市役所に小沢市長訪問、相應して不在秘書と和田土木課長に会見
- 12月15日 昼過和田土木課長の電話により 市役所へ出頭 小沢市長へ会見 ツ山駅前都計線懇開問題に就き想談、市長の公議其要を得ず、遂に山本君を招致し市道権入手続等に就き礼するに、□□の地道か、組合地域内にあらざる土地なる事 合点さる漸く諒解出来たるもの、如く明16日の市会に当方の提案を誤り 市の方針決定すべく挨拶を受く辭去
- 12月18日 同君より聞く所によれば市道認定し駅前道路の件 本日の市協議会に付議 何分の決定する筈、相成共に趣なり
- 昭和15年1月6日 正午過 偶然 和田藏之介君会追 同君の来莊を求め 駅前都計線の件に就き説明考慮を求める
- 3月7日 木村君來莊 都計線実施其他想談あり
- 3月9日 森君より都計線の件に就き電話あり(市役所より)
- 3月16日 10時木村君來莊 駅前都計線につき市長及安政君と折衝の件訪問其他の件
- 3月18日 木村君來莊 駅前道路懇開の件 小沢市長為安政君の旨を伝えて
- 3月20日 午後3時頃和田土木課長來莊 昨春中島市長へ提出しある、ツ山駅前都計道路懇開案につき明后22日市会協議会に於て協議可致につき要領再提付ありたれど、提案事項につき想談4時頃辭去(田口君立会)
- 3月22日 宇那木君 電話し 本日午后市会協議会に於てツ山駅前道路懇開問題に就き付議せらる、筈につき無处方懇望 和田土木課長の電話により 田口君に

代理出頭せしめ 市長の会見、駅前整備問題に就き 諮詢に対する応答方委嘱 田口君来莊 小沢市長と 折衝顔末聽取	5月18日	熟慮せられ度の希望し2時帰莊
3月26日		正午過宇那木本君来莊 駅前都計線道路の件に就き 地元町内主対行動経過等に関して聽取 当方の事情想 談将来方針に就き打合せ
和田土木課長より駅前附近住民より整備道路実施 延期方に就き陳情書提出なりたる旨電話あり 序を 以て右 整備問題と市道認定と切り分け取扱はれ度 旨附言しおく	5月21日	午后3時田口君来莊 ツ山駅借地料金交付
3月27日	5月23日	松下君来莊 エキ前借地の件
田口君来莊 昨日小沢市長と駅前有志陳情書問題 につき会見顔末聽取	5月24日	今朝新聞紙上、エキ前都計線変更記事あり、江川 君説得する絶好機会と思はる
3月30日	5月29日	5月29日
西川君エキ前道路整備の件に就き電話あり	6月15日	本日岡田技師来津、エキ前都計線変更の件は絶対 可能なる旨に置し帰岡されたる由
4月20日	6月15日	午後1時木村君来莊 駅前道路の件に就き 安政 君同伴 市長訪問の処出岡不在、和田某課長へ第三 者の立場より懇談経過聽取
岸川龟二郎君来莊 ツ山駅前借地の件 和田土木 課長より電話を以て 市道認定の件市長決裁を経た るを以て両3日の内手づきを取る旨通報あり	6月22日	6月22日
4月22日	6月25日	田口君来莊 昨夜安藤君同伴江川君と会見 駅前 土地問題に就き懇談経過聽取
市勤業課より馬駐伝のため駅前埋立地使用方交渉 月2円との事協議しあく	6月25日	田口君来莊 安藤君江川君再度の折衝顔末聽取
4月23日	7月3日	7月3日
田口君より 昨日道路認定の件につき市土木課よ りの注文ありたる由にて 一応山本君へ相電米津を 求めるべく打合せ	7月15日	都計の意得に至て、都計線問題市当局へ折衝開始 されし事を希望おく
5月3日	7月15日	田口君来莊 駅前都計線の件に就き本日店長並、 和田課長と懇談したる顔末聽取
江川君より駅前土地（青バスの借地分）の件に關 し種々協議電話あり要するに田口君より説明徹底し あらざるものゝ如く、更めて懇談する旨答へ置く山 本君來莊 市道認定手づき完了 市に於ける既、此 間告示しあると懸案此に解決一段落となる 山本君 に対し明朝出県 本日市より交付市道認定書持參、 換地清算認可手づき促進方委嘱	7月19日	7月19日
5月12日	7月20日	夜8時過三丁目に於て偶然小沢市長に邂逅、幸便 を以て 駅前都計線□付実施の件に就き至急方針決 定方を促す、右に対し地方有志と打合つかざる限り 明示に難しとの事、此にては組合内部情勢上漫然待 機し難くにつき從来組合より提起の協調案一応撤回 し□□度右に就き御異存なきよを追究せし、異存な しと明白に解答に興へらる 市と予て申合は解決せ られたる次絵第なり
青バス賃貸土地に関し組合側、行届あざる直く謝し、 都計線に対する当方の方針及市当局の意図のあるとす るを懇談説明将来に対する態度方針に就き協議す、先 方としては組合地へ属する換地方法及減歩に就て得る □□ざるものゝ如く、過去は過去として現在に於て何 れの方針をとるを得策とすべき手により利害得失を検 討し判断せられし事を懇望す、結局組合地に就き妥協 不能なれば設計変更されても止むに得ずとすの事也、 当方に於ても当務者と一応協議すべく、貴方に於ても		田口君来莊につき 昨夜小沢市長と会見懇談の經 過を話し、市と申合せ事項は一応解消したるを以て、

其経過に就ては一応和田土木会長に回答を以て諒解を求め置せし度、此、組合本來の立場に□□したるを以て山本君とも打合せの上 出席 将來の指置に就き当局の指示を受けられ度又江川君に対しても急速に夫、夫、の処置をとられ度要望

7月21日

午後本村君又来莊 駅前幹線道路の件につき市との申合解消に關し小沢市長の返答に体し種々想談ありしも自分としては本件に就ては一朝一夕の問題

7月22日

田中君来莊 本朝申合解消の件に就き和田土木課長、会見経過想談したる始末聽取

7月23日

駅前都計道路実施につき市との申合せ解消の件に就き 市長会議出席のため北海道へ旅行中の市長帰津する迄本件は保留さる度申しおく

7月24日

10時久山老人来莊 都計道路協調案打合、顛末委細想談諒解を求む正午辞去

8月6日

11時和田土木課長来莊 駅前都計線の件に就き想談あり 小沢市長と想談市将来計画に就ては更めて協調すべく想談 正午過辞去得

8月12日

11時和田土木課長来莊 駅前都計線の件に就き想談あり 小沢市長と想談経過見て想談、市将来計画に就ては更めて協調すべく想談 正午辞去

9月27日

田口君に駅前土地処理に關し市組合 江川三角関係につき将来の意図説明に その方針に基き市役所 並に 江川君へ交渉し何れか結論到達する様急速努力せられし事を希望す

10月4日

田口君ノ談によれば昨日土木課長来莊 エキ前都計線の件につき種々想談の結果江川君へ一応会見の必要出来之により同君訪問の予定なり之、

12月23日

后4時過 中鉄保線の川上勘治郎君来莊 駅前幹線道路使用方につき、田口君招き立会の上手づき上の件に就き注意想談

12月25日

柳君松本両君来莊 田口君立会 駅前組合地工事金代用とし提供の件 本日実地調査且つ旧所有主江川君、想談したる顛末聽取 今後の対策に就き申入りたる事當方より申出の自分書画提供の件承認ありたき事

#### まとめ

今回は昭和12年～昭和15年まで日記を紹介した。津山駅前都市計画道路の開発は一朝一夕に為し遂げられるものではなく、県、市、住民との協議を重ねて行く様子がわかる。昭和16年以降も話は続く。この間、大谷田地区画整理の工事も進行中である。主な内容としては、今津屋橋畔の河川改修の件。福岡校建設敷地問題の件。佐良山土砂の問題の件。都市計東西線の件。日本赤十字病院誘致の件。嵯峨井堰組合の件。糠の花石鹼販売の件。玄米フライ販売の件。胚芽米販売の件。骨董蒐集と研究（伏見町の萬竹洞骨董店に繋がる）。

下記の写真は、江見写真館蔵の昭和4年と昭和8年撮影である。日記には、昭和14年7月14日に「江見写真館より駅前着工前の写真ヲ送り来ル」とあるが、この時の写真は残っていない。小稿を記すにあたって行田裕美氏にはご助言をいただきました。末筆ではあります御札を申し上げます。



写真1 神南備山から見た津山駅付近（昭和4年）



写真2 神南備山から見た津山駅付近（昭和8年）

## 第28回津山市文化財調査報告会 講演録

日 時 平成22年3月13日（土）13：30～

場 所 グリーンヒルズ津山 リージョンセンター

内 容 「院庄館跡と構城跡」

講演1 「院庄」とは何か～中世院庄の歴史・地理学的分析 九州大学学術研究員 前原茂雄

講演2 文献資料からみた院庄館・構城 岡山地方史研究会 森 俊弘

講演3 城郭史からみた院庄館・構城 城郭談話会 中西義昌

### 「院庄」とは何か？—中世院庄の歴史・地理学的分析

前原茂雄

#### はじめに

よろしくお願い致します。前原です。今日はお天気も大変よろしく、行楽には最高の日でございますのに、すわざわざお出まし頂きましてありがとうございました（笑）。私はお手許に配布しております資料に、すでに文章で全部書いてありますので、途中眠って頂いてもいっこうに構いません（笑）。文章に書いてありますので、詳しいことは目が覚めた時にそちらをご覧になって頂ければ結構でございます。私、話が長いのが有名であります、いつも決められた講演時間を守らないものですから、津山市の教育委員会の方から、「延長の前原」と異名を取っております（笑）。ちょっと困ったことになったものだと思っておりますが、今日こそは時間厳守できるよう頑張るつもりでおります（笑）。

「院庄館跡と構城は、歴史の中では実際にどういうものだったのか」ということについては森俊弘さんが、「遺跡として見た時にどういう特徴があるのか」ということについては中西義昌さんが、それぞれお話ししされることになっています。私の内容としましては、「院庄というのはいったいどのような土地柄なのか」「「院庄」というのはそもそも何なのか」ということを、少し掘り下げて考えたところをお話しさせて頂ければなというふうに思っております。但し、いまだ研究途中であり、考えが固まっておらず、熟し切れない部分もあります。今後の研究によって、結論部分が揺らぐことがあるかもしれません、本日は現段階で考えていることを披瀝致したいと思っております。私がこれからお話し申し上げようとしております内容については、今まで他所でたくさんの方によって語られてきた説と異なる点ばかりかと思います。ほとんど点で、從来言われていない新しい説を提唱するつもりでおります。したがって、お聞きの方の中には、「けしからん」と思われる方もおられるかもしれませんけれども

早速ですけれども、話の方に入りたいと思います。最近、津山と申しますか、美作地域では中世山城の大変なブームになっております。2010年の10月には、津山市で行われる国民文化祭で「中世山城の祭典」が開かれ、全国で毎年行われている山城サミットが大々的に挙行されることになっております。その開催の前提には、美作の各地域で山城を盛り上げようという協議会や保存会が多数あって、多くの地域住民の皆様が保存と普及活動に頑張っておられるわけです。その山城たちが実際に機能していた時期、それを軍事的に所管していたのは、中・小の領主、というか武士團でした。俗な言い方を致しますと、その武士團の「大親分」と申しますか、美作国全体の武士たちを取り仕切っていた存在が、守護と言われるもので、「守護」という語は、「守」と「護」という文字から構成されます。読みや意味は、どちらの文字も「まもる」です。大雑把に申しますと、現在で言うところの警察みたいなものです。守護は警察の親玉のようなものです。津山市総社に国府があって、そこは警察じゃなく、平たく言

えば県庁みたいなものです。県庁と県警本部みたいなものが、国府と守護の役割の違いだというふうに理解して頂ければと思います。

その守護が活躍した時代をどういうふうに考えるか、というのが今日の眼目なわけですけども、その前にまず、中世という時代についてご説明申し上げます。中世というのは、研究者によって解釈が異なることがあります、おおよそ西暦1000年から1600年ぐらいまでの間を言います。そのうち守護が活躍したのは鎌倉時代に入ってからです。1100年代の終わりの方ということになります。そこからずっと活躍致します。源氏と平氏の戦いというのがありますて、それに勝ったのが源頼朝です。全国的な戦争でしたから、混乱した場所が多くなったわけです。そこで、そうした土地の治安を図るために警察組織として守護を派遣させることになったということですね。美作国にも守護がやって来ることになりました。さて、いったい守護は美作国のどこに拠点を構えたのでしょうか。どこにその守護の館があったのか。守護館というのは守護が住み、政治を執っていた県警本部のことです。從来、これは、現在院庄にある作楽神社の場所だというふうに言われていたのです。結論から言いますと、私もそう考えています。ところが、最近の説では、そうではなく、今日話題にもなります構城という、院庄の作楽神社から言いますと、少し南に下がったところの清眼寺の西にある小高い場所を守護の館と考えた方がいいのではないか、という見方も出てきたわけです。どちらが正しいのか、あるいは両者の関係をどういうふうに考えたらいいのかということが、今日の話題になります。森さんや中西さんの話もそういうことになると思います。

守護が住んでいた守護館の所在地については、從来は、院庄にある現在の作楽神社の場所だというふうに言われていました。そこは隱岐島に流される途中の後醍醐天皇を慕って来た足利高徳の逸話で有名になっている場所です。後醍醐天皇が滞在するくらいだから、立派な守護の建物があったのだろう、という説明がなされてきました。後醍醐天皇のことについてはまた後で申し上げます。ともかく、ここで確認しておきたいことは、守護館は院庄館（現在の作楽神社の場所）にあったというのが通説だったということです。しかし、最近発表されている説はこれと異なっています。津山郷土博物館の元館長で、古代美作史研究の重要なお仕

事をされてきた濱哲夫さんの説では、守護館は作楽神社の場所にあった院庄館ではなく、清眼寺の南西にある構城の地である、とされています。それでは、院庄館は何だったのかというと、近隣の有力な勢力であった漆氏の本拠地があったのではないかと説明されています。つまり、院庄館は漆氏の本拠、構城は守護の本拠、というふうな分け方が考えられるのではないかというのが濱さんの説なのです。

私の今日の報告の目的は、次の4点になります。まず、「院庄」というのはそもそも何なのか、「院庄」と書いているが院庄とはどういう意味だろうか、という問題。また、院庄館はいったい誰のための遺跡であったのか、從来の説と濱さん説の是非についての問題。また、濱さん説の中でも重要視されている漆氏について、いったいどんな勢力でどのくらい影響力があったのか、ということ。院庄館というのはかなり広い敷地ですが、漆氏はそれを支配できるほどすごく大きな勢力だったのかどうなのか、という問題です。そして最後に、院庄館と構城というの、現在遺跡として存在しているわけですが、そもそもいつ頃成立して、それぞれどういう役割があったのか、両者はどういう関係にあったのかという問題についてもふれたいと思っております。

## 1 平安時代末期の美作国の状況

——守護所設置の歴史的前提

さて、先ほど、守護というのは鎌倉時代に源頼朝によって作られたと申しました。それより前の美作国の状況はそもそもどうだったのかという話を、最初のところでしょうと思っています。まず、「院庄」という地名なのですが、この地名はものすごく昔から出るというのではなくて、貞和3年（1347）の史料に出てくるのが最初なのです。物語などではなく、確かな史料として出てくるのがその年です。古代以来、使われている地名ではないのです。美作国の古代の地名を書き上げた史料にも「院庄」は登場しません。中世になって呼ばれた地名だということがわかります。「院庄」というぐらいだから、「院」と「庄」に文字を分けて考えなければなりません。まず、「院」というのは何かという問題。現在、病院とか寺院とかに使う「院」の文字ですが、中世で「院」という場合、おおむね天皇を退位した人物のことを指します。天皇を辞めたの

で、「上皇」と呼ばれることもあります。またその中でも天皇を辞めて坊さんになった、僧籍を得た人は「法皇」と呼ばれたりすることもあります。天皇を譲位した人物、すなわち「院」という人物が政治の実権を握って執り行うことを「院政」というわけですね。正式な役職を辞めたはずなのに、裏で糸を引いて影響力を行使することを現在でも「院政を布く」と言ったりしますよね。現代政治でもよく使う言葉です。だから「院」というのは、天皇を退位した人物、上皇とか法皇に使う言葉です。天皇の娘などとのことを「女院」と呼ぶこともあります。いずれにしても、王家の人物であることを指します。一方、中世で「庄」という場合は、庄園（荘園）のことを指します。「庄」、庄園といふのは、王家や、京都や奈良の有力な寺院や神社が全国に持っていた領地のことを言います。「何とかの庄」というふうに呼ぶわけです。庄園は全国に分布していますから、そこから米とか特産物を年貢として、京都や奈良の方に運んでいたのです。つまり「院庄」というのはどういう意味かと申しますと、結論を申せば、天皇を辞めた人物、すなわち上皇が持っていた領地ということなのです。

しかし、そうは申しましても、悩ましい問題があります。例えば作東町、現在、美作市になっているところに江見という場所がありますけれども、中世にはそこは江見庄という呼ばれ方をしていました。江見庄は後白河法皇という人物の領地だったのですが、「院庄」とは呼ばれずに、江見という地名を冠して残っています。ところが、院庄というのは上皇すなわち院の領地であることは間違いないと思われるのだけれども、どの上皇の領地であったかを示す手がかりは地名や史料の上で残っていません。また、たんに「院」の「庄」だったというばかりで、江見庄のように「江見」の「庄」であったという、「江見」に該当する部分の地名が付いていません。「院」そのものが地名になっています。本来は、美作国某庄と呼ばれるのが普通なのですが、「院」という庄園の持ち主の立場がそのまま地名化しているのです。では、「院庄」という地名がなぜ残ったのか、という問題を解かなければなりません。例えば、鏡野町に円宗寺という地区があります。円宗寺という寺が所在するからではなく、かつて京にあった円宗寺という寺院の領地だったことにちなんでいる地名なのです。また、加茂町、現在、津市になってお

りますが、その成安という地区に、内大臣という地名が残っています。成安地区は京都の公家である万里小路家の領地であったことがわかっています。万里小路家の地位は代々、内大臣になる家系です。この場合は、領主の役職名がそのまま地名化したものと解釈できます。このように、庄園を持っていた領主の名や地位、役職名が地名化することが美作ではまるあるようです。さて、では何で「院庄」なのでしょうか。これは上皇が、院が持っていた領地ということにちなむわけなのですが、普通は某院が持っている領地であっても、「江見」といった地名が付くことが通例であり、「院が持っていた庄園」みたいな名前が付くことは全国的にもまず例がありません。あえて、「院庄」という地名になるからには、何らかの特有の事情があると考える必要がありそうです。何かの事態が起つて上皇、院が領地を手放すことになったから、「元々は院の庄園であった」という意味で、これが引き続いて地名化したのではないかと、まず仮定することができます。新しい領主を迎えることになつても、「院庄」という前代からの由来の方が地名として残ったのです。

さて、では、「院」とは具体的に誰のことを指すのでしょうか。今までずっと説明してきたのは後鳥羽上皇です。後鳥羽上皇は鎌倉時代になりまして、鎌倉にある武士政権、すなわち鎌倉幕府と対立しまして、幕府をひっくり返そうとしました。それまで政治の中心は京都にありましたから、鎌倉に武士政権ができるためにさまざまな軋轢が生じていました。後鳥羽上皇は「承久の乱」を起こし幕府の転覆を謀りましたが、その争いに負け、京都から隠岐島に流されることになりました。そこで京都から美作国にも護送されてしまいます。その時に美作の各地を通ったとの伝承が残っています。私が通った津山高校にも十六夜山というのがありますし、高校生カップルがいちやいちやする場所なんですね。私も高校時代に少なからずお世話になりました（笑）。最近、かなり大きな古墳だったことがわかつたのですが、その十六夜山などでも後鳥羽上皇が歌を詠んだというような伝承が残っています。後鳥羽上皇に関する伝承は、美作国にはかなりたくさん残っています。後鳥羽上皇は天皇を辞めた存在ですから、後鳥羽院とも呼ばれていました。したがって、「院庄」も後鳥羽上皇の領地と説明されてきたのです。從来の説は、あくまで江戸時代に書かれた記録に書かれてい

ることを根据としており、鎌倉時代の記録や古文書の中で、後鳥羽上皇がその領地を持っていた、院庄を所有していた証拠は、実は何ひとつ残っておりません。後鳥羽上皇が鎌倉幕府と対立して岐阜島に流されるのは承久3年（1221）なのです。もし、院庄が後鳥羽上皇の庄園だとすると、1221年の失脚までは所有していたことになります。しかし、実際に美作国に守護が任命されるのは文治元年（1185）のことなのです。ここで注目したい事実があります。「王家や公家、寺社が持っている領地には武士の親王である守護は、よほどのことがない限り入ってはいけない」という決まりごとが当時明確に規定されていたということです。ということは、仮に院庄の地が後鳥羽上皇の領地だったとしますなら、1221年までは、あの院庄館跡、現在、作楽神社のところに守護が入ることはできない理屈になります。そうすると、一体あの院庄の広大な館の遺跡は何なのだということになります。あそこでの発掘調査の成果から、だいたい1221年頃には誰かがいたということはもうわかつておりますし、出土内容から考へてもかなりの有力者であったことが判明しています。遺跡からは鎌倉時代の初め、1221年よりも前のものではないかと思われる遺物も出土しています。後鳥羽上皇が失脚する前にすでに美作国の守護は任命されています。院庄館が守護の館でないとするならば、守護に比肩するほどの規模の勢力を持つ者が、当時、守護と併存していたことになります。それを想定することはできません。院庄館の規模、時期から考へても、守護館と考えるのがもっとも妥当性があると考えます。1221年以前に、守護が院庄の地にいたことが想定されるとするならば、院庄が後鳥羽上皇の庄園であるとする従来の説とは、大きな矛盾が生じることになります。先ほども申しましたように、守護は上皇たちの庄園に介入することは原則としてできないのです。従来の説のように、後鳥羽上皇の領地だとすると、そのど真ん中に、守護館があるというのは不自然きわまりない現象です。

もっとも整合的にこの問題を解決する仮説としては、次のものがあるように思います。つまり、後鳥羽上皇ではなくて、別の上皇あるいは女院の領地だったものが、何らかの理由で鎌倉幕府が入手し、そこに鎌倉から守護がやって来て本拠地にした、というふうに考えることも可能ではないのかと思うのです。1185年に

初めて美作国に守護が設置された時、その段階までには、すでに、ある上皇もしくは女院が院庄の地を手放していない限り、守護はこの地域に入ることはできなわけです。繰り返しますが、後鳥羽上皇の領地だったとしたら1221年までは守護は入ることはできないわけです。ところが院庄館の遺跡は鎌倉時代初めのものであり、少なくとも1221年よりは前の遺構であると評価されています。この矛盾をどのように解決したらよいのかを考えなければなりません。

つまり結論はですね、院庄の領主は後鳥羽上皇ではないということです。院庄を持っていたのは別の人だったのではないかと思うのです。院は院でも別の人間ではないかと考えます。私が考えますに、想定される人物はただひとりしかおりません。後白河法皇です。後白河上皇もしくは後白河院とも呼ばれます。後白河法皇というのは、平家と仲良くなったり対立したり、また仲良くなったりまた対立したり、同時代の人から「日本一の大天狗」とまで言われ、政治的立場をコロコロ代えたことで有名な人物です。後白河法皇は天皇を退位した後も、30年以上にわたって政治の実権を長く持っていました。私は、院庄は後鳥羽上皇の領地ではなく、その祖父である後白河法皇の領地であったと考えます。可能性としては女院も考えられますが、当時の女院の領地のあり方を示すいくつかの史料には、この地のことと思われる場所が見当たりません。確かに、女院と同様に、院庄が後白河法皇の領地だとはつきり書いている史料はありません。しかし、私はその可能性が高いと考えています。直接の証拠はないですが、状況証拠がそれを強く示唆しているように思うからです。

さて、その仮説を証明するためにも、守護が設置される前の美作国はどうだったのかという話をしたいと思います。一言で申しますと、平氏の絶対的な勢力下だったのです。美作国では1160年代は平宗盛や平時家などといった人物が美作守、すなわち俗な言い方をしますと県知事になっておりました。平宗盛という人物は、当時日本最大の権勢を誇っていた平清盛の三男です。それから平時家という人物は、平清盛の奥さんである時子の弟の子ども、つまり清盛の義理の甥になります。彼らの後に美作国の県知事になった藤原雅隆という人物も、備後国、すなわち広島県の方の県知事だったのに、この美作国の県知事、すなわち美作守に

異動してきております。藤原雅隆という人物が広島から岡山、美作国の方に異動になったのは、美作国の方が、生産力が高く収益があるということで、当時少し上位だというふうに考えられていたからです。つまり、藤原雅隆は榮転しているのです。備後がものすごく悪いわけではありませんが、美作の方に来たのです。なぜ彼が榮転できたかと言いますと、この藤原雅隆というのはつまり県知事ですから国全体を管轄しているわけですが、備後国的一部を国の土地から切り離して、後白河法皇や平氏の重要な人物に分けてあげたのです。

つまり、わかりやすく言うと、国有地を持っている人が国有地の中のある部分を、職権を利用して誰かに私有地としてあげてしまったのです。もらった側はありがたいわけですから、その見返りを何か雅隆の方に渡すのです。この場合で言いますと、土地をもらった側が後白河法皇や平氏で、その見返りとして雅隆がもらったのが美作国県知事の地位だったということです。もともと、この藤原雅隆という人物は、土地を差し出した相手、つまり後白河法皇ともひじょうに近い関係にある人なのです。院近臣、すなわち側近であったのです。また、平宗盛とか平時家というのも、後白河法皇にひじょうに近い人物です。何と言っても平清盛の子どもと一族です。後白河法皇自身も、もともと平氏と強い姻戚関係がありました。つまりですね、平氏が滅亡するまでに、美作国には平氏勢力というものがものすごく広がっていったということなのです。そして、彼らは後白河法皇と強く結び付いているという特徴を帯びていたのです。

史料を少しご覧頂きましょう。「愚管抄」の長寛2年（1164）12月17日の記述です。それによると、後白河法皇が長年の願いを成就するために、千手觀音のお堂を造りたいと思ったのです。そこで、平清盛が後白河法皇の意向を受けて、備前国にお堂を建造したと書いてあります。また、源平の戦争が激しくなってきた寿永2年（1183）閏10月21日の「玉葉」の記事によると、およそ美作以西の部分は平氏になびいていると書かれています。つまり備前国や美作国は平氏勢力下にある土地だと、明確に書いてあるのです。平氏は源氏に攻められて、つまり東から攻められてだんだん西に逃げるわけなのですが、たんに「東から攻められるから西に逃げる」ということだけではありません。戦争が起るまでの段階で、平氏は西に多くの

領地を持っているのです。最終的には山口県の壇ノ浦まで逃げますが、それまでも、広島県の尾道とか、厳島とか、そういう重要な水運上の要地にも強く勢力を持っています。それらは交易をするための港、また軍事的な意味もあるのです。ですから、西日本、とくに中国地方には平氏の勢力下にある場所が大変多かったです。この美作の地も平氏にひじょうに近い場所であったことは先ほど申し上げた通りです。弓削庄は、池大納言と呼ばれた平頼盛の領地でもありました。平氏の勢力は深く及んでいたのです。

それに加えて、後白河法皇と美作国の関係も指摘しなければなりません。先ほど、平宗盛、平時家、藤原雅隆といった法皇の近臣が美作守に任せられているということは申しました。さらに、後白河法皇は、美作国江見庄という場所を領地としていました。寿永3年（1184）の吉田官文書（天理図書館所蔵）によると、その領地が源氏方に没収される前に京都の栗田宮に寄附しています。後白河法皇自身は個別の庄園経営はできませんから、実質的には他の多くの後白河法皇領庄園と同様に、平氏が経営の実務を執っていたと考えるのが妥当だと思います。美作国の庄園のうちには、そういう事態のものもあったと考えたほうがいいのではないかでしょうか。後白河法皇は全国各地にかなり膨大な数の庄園を保有していました。後白河法皇の持っていた領地ですが、実質的にはその下に平氏が強く関与していて、経営の実務を担っていたという場所が多いのです。しかし、平氏は源氏に敗北させられます。負けた後どうなるかというと、平氏が持っていた領地はことごとく源氏のものになっていきます。仮に院庄の地が後白河法皇の領地で平氏の管轄下にあったとする、それも源氏方によって没収されてしまうわけです。そこで主がいなくなった場所に、鎌倉から送り込まれてきた武士の親王である源氏方の守護が本拠となる屋敷を構えた、そういうふうに考えた方がいいのではないかと思います。あれだけの広大な地に遠慮なく守護館を築造できる背景には、すでにその土地の権利が以前の所有者から離れている状況があったのではないかでしょうか。

まとめますと、院庄は後鳥羽上皇の庄園ではなくて、後白河法皇（院）の庄園である可能性が高いと考えます。なぜ院庄の地に守護の館が造られたかというと、それまで強い影響を与えていた平氏が滅ぼされていな

くなつたものだから、その跡を源氏が支配することになつたためです。以前の所有者がいなくなつた跡に、まことに正当な理由をもつて、鎌倉から來た守護が屋敷を構えることができたのです。後鳥羽上皇の庄園だったとする説では、守護が美作に設置されてからの約40年間、守護は美作国のことについていたのかという疑問に答えることができないのです。

では、なぜ後鳥羽上皇の庄園であるという説が江戸時代に生まれたのでしょうか。おそらく、先ほど挙げた十六夜山のように、美作の各地に残る後鳥羽上皇配流伝承のひとつとして位置付けたほうがよいのだと思います。同じく配流された後醍醐天皇ではなく、なぜ後鳥羽上皇なのかと言えば、後醍醐天皇は上皇すなむち院になつてないからです。後醍醐天皇は天皇在位中に死去しましたから、院とは呼ばれないのです。江戸時代の段階では、美作に關係する院は後鳥羽上皇しかないと考えたのでしょう。したがって、院庄の「院」に当てはめて考え出されたのだと想定します。

## 2 院庄館＝漆氏居館説をめぐって

——漆哲夫氏説の再検討

さて、問題はですね、院庄館などの遺構があるのを、どの勢力が支配していたのかという問題です。先ほど検討から申しましても、私は鎌倉幕府から派遣されてきた守護の館と考えて差し支えないと思っております。ただ、この遺跡からは、平安時代の終わりから鎌倉時代の初めについての遺物が多く出土しているのです。そうするとですね、最初の方に紹介させて頂きました漆哲夫さん説というものをしっかり考える必要も出てくるわけです。漆氏は平安時代の末期に文献に表れるからです。改めて申しますが、漆さん説は、院庄館という説は、守護の館ではなく、漆氏の館であるという説です。漆氏説は大変有名です。久米南町の誕生寺地区に、誕生寺という大きな寺院があります。これは皆様もご存じの通り、法然という立派な宗教者がそこで生まれたことから、その地を寺院にしたわけです。法然説は、法然の父親と言いますか、法然の一族はですね、漆氏なのです。したがって、今でも誕生寺の住職さんは漆さんという姓を名乗っておられます。法然時代からの名残だというわけです。法然の一族、法然を輩出した漆氏説は、美作国ではとても強

い勢力であったということを、漆さんは様々な史料を用いて説明されているわけです。漆氏は大変有力であったから、仮に守護でなくても、院庄館ぐらいの規模の館を築造することは可能であったというお考えです。

時間の関係もありますから、ここあまり詳しく申し上げることができないのですが、私はですね、実はこの守護館ができる前ぐらいの時も、漆氏説はさほど強い勢力ではなかったのではないか、と考えております。漆さん説には明確に反対の立場です。漆さん説はこうです。鎌倉時代に作成された『法然上人絵伝』を始め、法然に関する伝記類では、法然の先祖について、「神戸の大夫漆」というふうに書かれています。神戸というのは神戸郷のことになります。「神戸」というのは、現在、院庄館がある周辺を指す地名です。また「大夫」というのはひじょうに有力な者であるという意味ですから、漆氏が有力者として、院庄館が所在している地を支配している、そして屋敷を構えて住んでいくても全く不思議ではない、というお考えです。もちろん、他にもたくさんのが根拠を挙げられて、院庄館すなむち漆氏居館説を主張されておられます。

ところが、これは浄土宗の信者の方に怒られるかもしれないのですが(笑)、法然のことを書いた記録が残っているものの、大きい声では言えないのですけれど(笑)、かなり脚色された部分が多いのです。もちろん、嘘ばかりが書いてあると言っているわけではありませんので、誤解されないで下さい。何が申し上げたいかと言いますと、法然説は、やはりすごく立派な宗教者で、ある意味大きな成功を遂げた人物ですから、弟子筋が作成に関わった彼の伝記類は、やはりちょっと事績を持ち上げて、誇張して書いている面があるのです。しかもそれは、法然が生きていたのと同時代ではなくて、法然が亡くなった後に書かれていることにも注意しなくてはなりません。

法然のお父さんはある役人と軋轢を生じた結果、その人物によって重傷を負わされ、亡くなります。法然は幼少の身でありながら、父を襲った人を矢で射、目に負傷を与えます。文字通り、一矢を報いました。それにちなんで、誕生寺の池には片方の目がない魚がいるという伝承がありますよね。実際、片目がない魚のホルマリン漬けが誕生寺に展示されています。幼き日の法然は、父を殺害した人物を恨むこともなく、修業生活へと旅立ちます。つまり法然の小さい頃というの

は、有能で武勇にも優れ、人格者としての素養があつたと描かれています。冷たいようですが、やはりこうした記述は、結局最後に成功した人たちからの目線で描かれた物語なのです。生まれる前から奇異現象が起つたり、名前が勢至菩薩につながる「勢至丸」であるなど、いかにも特別な少年であったことを演出する仕掛けが数多く施されているのです。

法然の幼少時に父親は襲撃されて殺害されるわけですが、実は美作とは全く関係ない京都に、殺害した人物に関する史料が残っているのです。しかも法然の伝記類のように、法然が成功者となった後に書かれたものではなく、法然がまだまったく活躍していなかった幼少期の史料です。「台記」という公家の日記です。その同時代の史料を見ますと、法然の事績を後世に記したものと比べて、やはり内容がかなり違うのです。例えば、書かれている肩書きや殺害した人の名前すら違うのです。「法然上人絵伝」には、法然の父親を殺害した人物を「当庄の預所明石の源内武者定明」とあり、定明の父については「源長明」と書いてあります。ところが、「台記」では、定明の名こそ同一ですが、姓は「藤原」とあり、彼の父については「藤原定国」と明記されています。「台記」の康治2年(1143)7月24日の部分に書かれています。「台記」は、左大臣である藤原頼長の日記であり、知人の藤原宗輔から直接聞いた話を記録しています。しかも、藤原宗輔は、藤原定国やその子息・藤原定明と直接面識がありました。とくに父・定国は何度も宗輔の家を訪問しています。したがって、姓名を間違えるはずはありません。定国は笛や笙を修理する名手であったなど、具体的な人物像すら書かれしており、信用するに足る史料だと考えます。

「法然上人絵伝」は伝記です。後世に書かれ、しかも弟子筋が御匠を讃えて作成しています。そして、「台記」というのは、同じ時代の記録です。どちらを信用するか、という問題です。同じ時代の記録を重視した方がいいと考えます。しかも、法然の父親を殺した人物の親子と直接面識がある人物から聞いた話をそのまま記録しているのです。後世に脚色され、美化された「法然上人絵伝」の内容よりも、そちらの方を信用するべきであると考えます。

そうしますと、「法然上人絵伝」と「台記」の記述の違いが気になってきます。つまり漆氏が非常に有力な勢力だったというふうに書いているのは「法然上人

絵伝」の方です。その通り読みますと、漆氏というのはこの美作の地域の中でもかなりの勢力であったと思いたくなるのも無理はありません。しかし、先ほど申しましたが、成功した人の側から書かれている史料だということを考えますと、法然の先祖がそのまま有力な名家であったということを額面通りに受け止めることはできません。しかも法然は、かなり小さい頃に親を殺害されているわけですが、殺した相手のことをどれほど正確に知っていたかどうかというのも定かではありません。小さい頃に親を殺害され、それを契機に法然は地元を旅立ち修行生活に入るわけですから、地元で起つたこと、ましてや殺害者の肩書きや姓名をどこまで正確に覚えているか疑問です。「法然上人絵伝」のとくに幼少期を描いた部分については、信頼性が薄いのではないかと思います。その点、殺害事件の部分より前に配置されている先祖の漆氏のことを書いた部分も、信用することはできないと考えます。

漆氏が有力な勢力だとして強調される理由を、漆さんはその他にも様々に提示されています。時間の関係から、いちいちの反証を省略してしまって本当に恐縮で不本意なのですが、院庄館を漆氏の館だと考える方は、漆氏がとても有力な勢力だったという説に基づいているのだけれども、それが書かれている代表的な史料である「法然上人絵伝」ですら、誇大表現があり、信用できないということだけは、強調しておきたいと思います。「法然上人絵伝」をそのまま読んで、書いてあることを信用するのではなく、史料をもっと厳密に読んで、充分、批判や検討を加えた上で論じなければならないのです。しかも、漆氏と同じような勢力である武士団は全国に色々あるのですが、院庄館、現在の作楽神社ぐらいの大きな屋敷地の範囲を支配していたという例はほとんどないのです。漆氏は美作国の大宮である高野神社に強い影響力を有していた勢力だということは疑いえないのですが、彼らほどの勢力ですと、もっと小さい本拠地なのです。あの院庄館の敷地は、ものすごく大きく広いですよね。したがって、少し漆氏の分に合わないということが第一に考えられます。

院庄館から出土する遺物から判断される時代、すなわち平安時代末期から鎌倉時代にかけて、あの地域で、漆氏を超えるような存在であったのは誰であったかと考えた場合、守護しか考えられません。最初に美作国の守護に任命されたのは、梶原景時という人物です。

彼は、歌舞伎などでも、「梶原平三晉石切」とか『外郎壳』、『義経千本桜』のすし屋の段など、有名な作品でもお馴染みになっている人物ですね。彼は、鎌倉幕府の初代将軍である源頼朝の側近中の側近で、幕府の中でもとても重要な役職にあった人物なのです。したがって、本人は鎌倉に居住したまま政治活動をしなければならないので、美作国には来ていません。代わりの人、つまり守護代が来ていたと思われます。名前はわかっていますが、おそらく一族の人物であったでしょう。また、梶原景時は県警本部の親玉、つまり守護に任命されていると同時に、県庁の親分、つまり美作国府の親分もある時期兼ねることになります。漆氏

は、本来、美作国府の在庁官人、すなわち上級役人も勤めています。ある意味、梶原氏は地元の漆氏の上司になるわけです。幕府の要職にある人物が上司にいるにも拘わらず、その部下の漆氏が地元であのような広大な居館を構えるという現象は、やはり不自然であると断ぜざるをえません。美作国府跡の発掘も長年行われていますが、院庄館の方が面積も広くて大きいわけですから、ちょっとバランスを考えても難しいでしょう。院庄館が漆氏の居館だとすると、自分の勤務している政府よりも規模が大きな場所に暮らしていることになります。また、逆を言えば、彼の上司である美作国守護（国司を兼務）が、漆氏より小さな区画に居住



図14 院庄橋付近の地名分布と旧河道  
(「地籍図」により、「北堀」位置は「切図」による。)

0 50 100m

△△	御館	□□□	清川	△	御置やしき	A	西堀	××	構
■	中橋	●●●	久保田	■■■	沼	B	北堀		

地を有していたという説明にもなってしまいます。梶原景時は平氏領だった場所を積極的に没収した人物としても知られており、美作国においても、没収した地を守護館に選定したと考えても不思議ではありません。もっともっと説明したいことがらは多いのですが、院庄館が漆氏の居館と考えることにはまず無理があるということだけは結論付けておきたいと思います。

### 3 歴史地理学的分析からみる院庄館・構城

さて、私に与えられた時間が残り少なくなってきた。本当はもうちょっと丁寧に話したいところなのですが、「延長の前原」の異名を定着させるわけにはまいりません（笑）。いよいよ構城の出てくる話をしようと思います。ここからは、地図を見ながら話を進めたいと思います。

図14をご覧下さい。これは、竹久順一さんのご著書『美作 国府・館・構・城下町の検証』（1995年、私家版）に収められている図版を転載したものです。図の北西部分に「御館」と書いて△印で囲ってあるところがありますね。そこが現在の院庄館があるところです。一方、図の南の部分で、△印が付されている部分が構城跡です。院庄館と構城というのはそういう位置関係にあります。ここで少し注目して頂きたいのは、「御館」と言っている院庄館、今の作楽神社のところはどういう場所にあるのか、ということですね。その図の中の、院庄館周囲の田んぼの形をちょっと見て下さい。院庄館の周辺の田んぼの形が、わりと四角に近いような地形になっていることにお気づきだと思います。これは結構古い時代の地形の作り方です。古代には条里制という呼び方もしていました。院庄館の周辺はそこまで古くではなく、平安時代になってから作られたものだと想定されます。それに対して、院庄館の敷地の南辺が、北西から南東にかけて、斜めの筋が通っています。長方形の敷地なのに、南の部分だけが斜めの線になっています。これは河川の氾濫によって生じた地形の変化を示しているものと思われます。もともとは長方形の敷地であったものが、河川が氾濫したために、南辺の地形を崩してしまい、そのためこのような斜めの線が通っているということなのです。一方、「御館」と書かれている部分のすぐ西側の田んぼの形を見ますと、やはりまだちょっと四角な地形が基本的に残っています。確かに、院庄館の南側の部分は、河川の氾濫

によって削られております。従来は、その事実をもとに、院庄館は氾濫の影響を受けて、機能が失われ、その場所にあった守護所を廢絶して新しい場所に移転したと説明されてきました。しかし、地形を丁寧に見ますと、西側については従来からの条里制がそのまま残っていることから氾濫を受けてはおらず、また南辺の部分も削られている部分はそれほど大きな面積ではないのです。西側の田んぼの部分は四角形のままである、もし河川水害を受けていたら四角形ではないはずです。結論を申せば、河川水害によってこの院庄館がだめになり、他所へ移転したとする従来の説明はどうも無理があるのではないかと思うのです。

院庄館から出土した遺物は鎌倉時代を中心としたものと言われています。但し、室町時代ごろまで流通していた古銭も出土しています。遺構の下限を鎌倉時代と即断することはできません。守護所が院庄館から別の場所に移転した理由が、河川による水害でないとするならば、何か別の理由を考えなければなりません。景観の変化ではなく、何か政治的な理由に求めるのも検討すべきだと思います。その点は、この後に登壇される森俊弘さんが明らかにされるのではないかと思っております。

ここで院庄周辺の地形分析から考えられる中世の状況を考えてみたいと思います。再び図14をご覧下さい。院庄地城には吉井川の他に、もともと河川であったことを示す筋が2本残っています。北を流れている筋を仮に北河道（Ⅱ）と名付けます。先ほど指摘した院庄館の南辺を削っている地形の線のことです。吉井川の大水があった時に、もともと地形的に低くなっていた部分に水が流れ込んだわけです。その川筋、すなわち北河道は院庄館の南辺を削ってずっと東に流れています。現在、この北河道は、清眼寺のすぐ南側のところを溝として流れております。その北河道から少し南に位置する川筋を仮に南河道（Ⅰ）と名付けます。

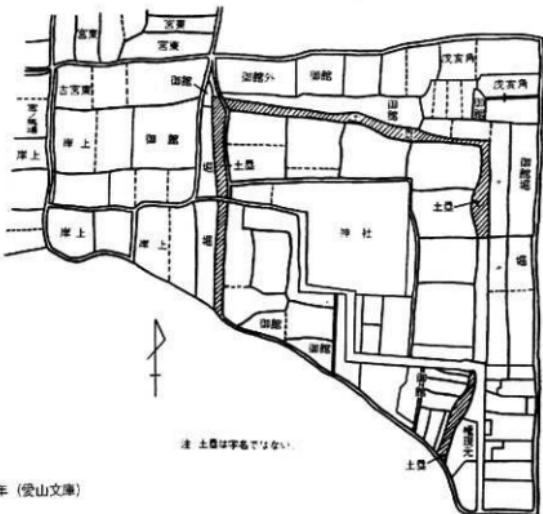
この2つの川筋がこの地域を流れていきました。現在はいずれも小さな小川や溝程度の大さきになっています。美作国の守護所である院庄館の周囲の地形には、先ほど指摘したように、四角形、すなわち条里制の地形が認められます。院庄館の北東西の3辺を見る限り、ほぼ長方形の3辺を示しており、院庄館が造られた時の計画では長方形の地形を重視した敷地設定が行われたことが考えられます。院庄館が造られる時、すでに

氾濫を経験した場所を選定するとは考えられません。つまり、造られた当初にはまだ、西側から流れてくる北河道はできていなかったのです。南辺の線も、周囲の地形と同じように、長方形の条里制地形に対応したものだったのでないでしょうか。北河道が成立していなかったから、南辺もまっすぐな線で造るつもりだったと思います。ところが院庄館ができるからしばらく経って南の部分を少し削る北河道が、氾濫によって生じてしまった。そう考えます。その北河道がいつ頃できたかという問題については、後でお話し申し上げます。

注目する証言が残っています。小谷善守さんが長期にわたって津山朝日新聞紙上に連載された記事をまとめた『出雲街道』というすばらしいシリーズの著作があります。その第4巻(2000年)、『出雲街道』刊行会の中に、地元に生まれ育った、明治44年(1911)生まれの杉山隆亮さんの話が載っております。この院庄館の近くで、「明治25・6年(1892、1893年)・前原註)の洪水の時、吉井川と香々美川の合流部分の堤防が切れた」というのです。さらに、「作楽神社の西南にはつい30年ほど前(1970年頃)・前原註)まで沼があって昔の河の道の跡をとどめていたけども、

昭和 20 年（1945 年・・・前原註）の大洪水以後に「なんだんと田畠になっていきました」というのです。院庄館の南西部分がもともと沼地状になっていたということは、やはり河道の跡だったということをよく示している証言だと思われます。明治 25 年以前の院庄館界隈を描いた江戸時代の絵図などを見ましても、院庄館の南辺はすでに削られて斜めの線になっています。杉山さんの証言に残っている沼地状の北河道の跡は、少なくとも江戸時代以前に遡る可能性を含むと考えられるでしょう。

では、なぜ広大な田地の真ん中にこのような巨大な武士の居館を造ったのかということを考えなければなりません。院庄館は、院庄地域の広大な田地の真ん中に大きな敷地を割いて造られています。常識的に考えて、広大な田地の真ん中にそんな敷地はない方がいいわけです。用水から田んぼに引水し、1枚ごとに徐々に下流の田んぼに水を流していくわけですが、もっとも円滑に、そして集約的に農業灌漑を進めるためには、そんな邪魔な敷地を真ん中に造成する必要は本来ないわけです。用水の流れも迂回させなくてはならなくなります。なぜそのような農民層の理解を超えたような造成を行うかと申せば、それは造成主体が強大な権力



だったから可能だったと考える他ありません。東西南北約150メートル近い敷地を、そういう田んぼのど真ん中に造ることができるといった勢力は、これはもう国府の上級役人であった漆氏程度の勢力では無理です。やはり鎌倉幕府や、その影響を強く受けている大きな武士団ではない限り、成しえない事業ではなかったでしょうか。広大な田地が展開する平地に、農民層の利害を全部排除してまで大きな敷地を確保するには、地元勢力の力量ではさすがに難しかったと思います。全国の例を参照しても、院庄館とほぼ同規模の館の築造主体は、守護権力である場合が多いのです。その意味でも、美作国の守護所と考えてよいと思っております。

また、院庄館のある場所に地名がいくつか残っていますが、その中に「御館」と書き、「おやかた」と呼んでいる場所があります。図をご覧下さい。これは『史跡院庄館跡発掘調査報告』(1974年、津市教育委員会)から転載したものです。「親方」という当て字を書いた文献も残っていますから、「おやかた」と発音していたことは確実です。美作地域では、中世の小規模な武士団の拠点屋敷を「横」と呼ぶことがあります。またはたんに「館」「屋敷」と呼ぶ場合もあります。その意味で、「御館」という呼び方はいさか特異です。伝承にもあるように、仮に後鳥羽上皇や後醍醐天皇の一時滞在所ということであるならば、「御所」もしくは「行宮」という表現の方を用いたことでしょう。そうではなく、あくまで「御館」と呼んでいる意味を考えなければなりません。テレビドラマでも時折見かけますが、武田信玄や上杉謙信などの有力な武将を「御館様・御屋形様」と呼びかけていることがあります。「御館」とは、かなり有力な武士団の棟梁クラスの居館にしか使用されなかった呼称です。中・小規模の武士に使用することはあまりありませんでした。「館」程度でしたら他の中・小の武士に対して使うことがあったとしても、「御館」というように、「御」の文字を頭に付けて「館」を呼ぶ場合には、最上級の武士でない限りまず使わないのです。その地名がこの院庄館の場所に残っているのはなぜか、と問うた時、やはりこれは守護の拠点であったと考えるのが筋ではないかと思います。

また、院庄館に近い場所に「安国寺瀬」という地名がありました。安国寺という寺院に由来する地名です。現在、院庄地域には安国寺は残っていません。錦橋と

いう小さな橋がありますが、その少し上流にあったとされております。現在は吉井川の堤防になっています。安国寺というのはそもそも何かということですが、全國に国分寺という寺がありますね。津山にも美作国の国分寺というのがあり、津市による発掘調査が行われ、往時のすばらしい遺構も発見され、史跡整備が進んでいます。国分寺は、奈良時代に聖武天皇が国土の安寧を願って全國に設置した寺であり、その中心にあるのが、奈良の東大寺です。国分寺の室町時代版といふか、足利幕府版みたいなものが安国寺です。国分寺と同じく、國の安寧・安泰を祈ることを目的としています。したがって、「安国寺」という寺院名になっているのです。安国寺も全國に創建されました。すでに研究もあるのですが、安国寺の立地は、ほとんど例外なく重要な武士団の拠点に近いところ、または今で言うところの県庁、すなわち国府と申しますが、その国府に近い場所に設定されることが多いです。そのことから考えましても、「安国寺瀬」の地名が残っている場所が院庄館の近くであるという事実は、とても重要な意味を示します。院庄館周辺が中世段階での政治的中心地でなければ、安国寺をその近くに設定することはなかったはずです。加えて申しますと、構域の場所が守護の拠点だとしますと、「安国寺瀬」地名の場所はかなり離れてしまいます。院庄館、すなわち現在の作楽神社の方が「安国寺瀬」地名にはより近いと申せましょう。院庄館と安国寺との立地の近接から考えましても、安国寺が存在した頃までは、院庄館は守護館として、ある程度まだ機能していたのではないかでしょうか。政治的中心地だという認識があるからこそ、その近隣に安国寺を創建したわけですから。

安国寺がいつ創建されたかということについては、明確にはわかっておりません。しかし、一般的な理解では、貞和元年(1345)頃には全國に造られ始めたとされています。したがって、その頃にはまだ、院庄館は鎌倉時代以来のある程度政治的な場所として、意味ある場所として、多少機能していたということになるのではないかでしょうか。その認識がない限り、安国寺を院庄館の周辺に創建する意味が見当たりません。ところがですね、安国寺はいつの段階か不明ながら、水害で消滅したと伝承されているのです。江戸時代に書かれた美作国に関する地誌類などにはそのように記されています。しかし、現在、戦国期の有力武将であつ

た宇喜多氏の菩提寺として有名になりつつありますが、岡山市内に光珍寺という寺院があります。その寺院が所蔵する史料の中に、文明10年（1478）までは美作・安国寺にお堂があり、その中に愛染明王という仏像が安置されていたことが明確に記されています。お堂の建設などもしています。ということは、少なくとも文明10年までは、美作国の安国寺はまだ院庄の地において、存在し機能していたのではないか、ということになります。美作国の安国寺は長らく廃絶したような形になっていましたが、江戸時代の初期に津山藩主・森氏によって移転させられ、現在は、津山市小田中地区にあります。もし、院庄にあった安国寺が水害に遭ったというのが事実だとするならば、その水害の原因となったのは、先ほど少しふれました南河道の影響しか考えられません。安国寺跡には現在何も遺構は残っていません。しかし、その下流付近には五輪塔の流されたものが多く発見されています。この場所にあった安国寺が廃絶・移転した理由については、戦乱の影響など、水害以外の要素も考えなければなりませんが、少なくとも、まったく寺院遺構が残っていないこと、下流に五輪塔が多く発見されている事実などから、何らかの時期に南河道を中心とした水害が生じたことだけは、確かでしょう。南河道ができたのは、少なくとも、文明10年以降のことだと考えるべきです。もう一度申し上げますが、院庄館の近隣に存在した安国寺は文明10年までは存在しました。このことをもって、文明10年まで院庄館が機能していたかどうかを判断することはできませんが、院庄館は、少なくとも安国寺創建の貞和元年の段階までは、一定の政治的意味がある場所として認識されていたことは確実だと思われます。

それでは、一方、院庄構城というのは何なのかという問題に移りたいと思います。現在、構城のすぐ近隣には、牡丹寺としてとても有名で、開花の季節になりますと多くの参詣人で賑わう清眼寺があります。私も、美しい牡丹を拝見するために、何度も訪問したことがあります。境内の牡丹の花は種類も多く、丹精込めて育てられたことがよくわかります。花もまことにすばらしいのですが、その他にも大変気になるものがあります。本堂の手前に、少し小さな石塔が建っています。そして、その石塔には、応永25年（1418）の年号が刻まれております。そこには、「当寺第十一世

住持逆修和上元盛」と書いてあります。「逆修」というのは、存命中に自らの墓を建てたという意味です。この石塔の文字の意味は、11代目の住職に該当するところの元盛が、生きている間に自らの供養塔を建てたということなのです。実は、その石塔はもともと現在の清眼寺にあったものではありません。したがって、「当寺」が直ちに清眼寺のことを指すのかどうかは、これだけではわからないのです。どこから移されてきたかと申しますと、もともと構城の場所にあったものだというのです。大正末年に、作備線、すなわち現在の姫新線の敷設作業を行うための盛り土を構城から掘り起こしていたところ、その場所から出土したというのです。このことは、清眼寺に関する様々な情報・事績を集め叙述された中村勝男さんの文章に、古老からの聞き伝えとして収録されています。『極樂山清眼寺』、または『清眼寺縁起ものがたり』（1999年、私家版）という本です。比較的古い時代のことを伝えていますし、内容的にも作為を感じる情報でもありませんので、この墓の出土場所が構城の地であったということは、事実として認定してよろうと判断致します。住職の墓が構城の場所にあること、しかも、11代目に相当するということなどから考えると、構城の場所には、11代にも及ぶくらいの由緒を持つ寺院があった可能性が高いということになります。そして、構城から出土したのは応永25年の僧侶の墓だけではありません。中村さんが古老から聞き取られた情報によると、永正6年（1509）と書かれた石塔も構城のところから出土しているということなのです。さらに、構城のすぐ東隣のところに、現在も立派なお屋敷がありますが、その敷地の西端、すなわち構城と敷地を接する場所にも、室町時代の終わり頃の五輪塔が残っています。また、構城の遺構の中心地において、「構城址」と書かれている石碑が立っていますが、その真横にも、室町時代後期の五輪塔が残されています。これは周囲から出土したものを集めて置いているのでしょうか。すなわち、構城周辺には、室町時代後期から末期にかけての五輪塔や石塔が多数見られます。つまり、こういう分布状況から考えますと、構城の地は、少なくとも永正6年（1509）より以前は寺院であった可能性がきわめて高いのではないかと思われるのです。住職の墓が出土したことは、何よりもその決め手と考えてよいでしょう。住職の墓があるわけですから、その場所を

寺院以外のものとして考えることはもうできません。濱哲夫さんは、中世を通じて、構城の土地が守護の館だったのではないかと主張しておられるのですが、そうしますと、住職の墓が出土している事実、様々な人の墓が存在している事実と合わなくなるのです。

では、構城の地にあった寺院とはどのような寺院だったのでしょうか。私は未見なのですが、「清眼寺縁起」というものが清眼寺にあるそうなのですが、清眼寺では、次のような伝承があるそうです。清眼寺は、もともと雲清寺という寺院が本来の寺院名であり、別の場所にあったものが移転してきたものである、と。そのことと少し関連しますが、実は、文明3年（1471）年に「美作国院庄清眼寺」と書かれた史料が残されています。愛知県にあります本證寺が所有している「高野大師行状図絵」という史料に記されています。したがって、その時期、院庄の地域内に清眼寺が存在していたことは間違いないです。清眼寺がもともと現在の場所ではなかったとすると、清眼寺はどこから移ってきて、現在の地に落ち着いたのかということを考えなければなりません。結論から申しますと、私は、すぐ近隣にあった構城の地から移転してきたという考え方を主張したいと思います。理由を説明致します。まず、現在の清眼寺の境内には、先ほどふれた応永25年の石塔以外に、戦国時代より以前の石造物が一切ありません。応永25年の石塔も構城から移転してきたものだということは、すでに説明致しました。現在の寺院の立地は、戦国時代に遡ることはできないのです。一方、構城の地には、先ほどふれた永正6年（1509）から後の石造物がないのです。永正6年以降に、構城の地にあった寺院は廃絶しているのです。構城の地に存在した寺院の下限時期と、すぐ近隣にある清眼寺の上限時期がほぼ一致していることに注目しなければなりません。こうした時間的な状況から考えましても、構城の地にあった寺院が、戦国時代に何らかの理由から、現在の清眼寺に移転した可能性についても充分留意する必要があると思いますし、私はその内容に妥当性があると考えています。なお、清眼寺には有名な「絹本著色仏涅槃図」があり、室町時代の作とされています。また涅槃図を納める函には「院庄清眼寺什物」との箱書があり、永禄11年（1568）の年号が記されていますが、箱書については、筆跡などから内容が事実であるかどうか検討の余地があると判断されているよ

うです。また、涅槃図は持ち運び可能なものですので、この箱書や涅槃図の存在をもって、寺院の移動時期を判断することはできません。そのことを申し添えておきます。

しかし、冷静に考えてみればわかりますが、寺院を移転するというのはそう容易なことではありません。何らかの原因があってのことだと思います。まずは、院庄地域では多かった水害の影響も検討しなければなりません。構城付近を流れているのは北と南の河道です。しかし、構城の地そのものは微高地の上にあり、実は水害を受けることがない場所にあります。周囲は河道ですのでやや低くなっていますが、寺院のそのものが洪水によって損害・壊滅するというは想定にくいと思われます。そうしますと、別の可能性、すなわち構城の地に本来あった寺院が、安国寺のように自然現象による損壊ではなく、政治的な理由によって移転させられたという考え方も出てきます。強力な勢力が、強制的に移転を求めたのではないでしょうか。

もう一度、図14をご覧頂きたいと思います。北河道は構城のすぐ北部分を通っています。西部分にも低い地形が見られ、それは南河道の線と一致しています。それぞれ「北堀」（B）「西堀」（A）という地名が残っています。堀と呼ぶるくらいですから、構城が築城された時に、防禦のために利用されたのでしょう。しかし、いきなり堀を新たに掘るのはなくて、そこがもともと河道になっていて、沼地みたいな湿地であることをうまく利用する形で城域としたのではないかでしょうか。その意味では、南河道は少なくとも構城が築城される以前には、成立していたと考えべきでしょう。繰り返しますが、現在の構城の地は、ちょっと高い場所にありますから、直接水害の影響を受けるわけではありません。その上、周りには南北2本の河道が通っているのです。構城の地は、北と西に河道が通り、湿地が広がり、しかも城部分はちょっと小高いということで、城の敷地として大変好都合な場所なのです。したがって、もともと寺院が存在していたのだけれども、築城する目的がありますから、現在の清眼寺の場所に移させて、立ち退き後の場所に城郭を築いたという経緯があるのではないかでしょうか。言い換えれば、もともと清眼寺があった場所を軍事的に転用するため、構城として再開発したのではないかと考えるわけです。その時期については、石造物の残り方から考えても、

先ほど検討した永正6年以降ではないかと思っているわけです。永正6年までは少なくとも寺院であったわけです。

もちろん、強制的に軍事転用させた主体が、守護であったのか、それとも別の強力な武士団だったのかについて、別な形で、きちんとした政治的分析が必要になってきます。戦国時代の院庄地域の政治的な状況について、専門外の私が直ちに明らかにすることはできませんので、森俊弘さんや中西義昌さんがお話しされることになるのではないかと存じます。院庄館から構城に守護館としての機能が移ったのか、あるいはそもそも両者に関係があるのか、ないのか、そういう点は軽々に論じられる問題ではありません。もちろん私案はあるのですが、少なくとも私の本日の報告趣旨からは外れていることですので、ここで申し上げることは致しません。それでも、一言だけ申し上げますと、構城はあくまで「構の城」でありまして、むしろその呼称の仕方にこそ本質があるように思います。美作地域では、「構」とは中・小規模の領主の拠点を示す用語であると、以前も申し上げました。院庄館は守護の拠点、それに対して、院庄構城はそれよりも下位の武士集団の拠点、といった階層差が予見されます。少なくとも、構城を守護の拠点と考えることはできないのではないかと思っております。

ただ、申せることは、少なくとも鎌倉時代初期から安国寺ができる室町時代初期くらいまでの約160年間、院庄館は守護の本拠地として一定の機能を保っていたと考えられるということです。ところがある時期、どのような理由かは定かではありませんが、院庄館は使われなくなりました。そして、守護勢力と関係あるかどうかは不明ながらも、戦国時代になって、少し離れた場所にあった清眼寺の跡地に院庄構城が築城された、とういうことです。院庄館が使用されなくなった理由、そして清眼寺が移転させられた理由については、ともに政治的な理由が考えられます。災害に伴う自然環境の変化で説明することはできないと考えます。その政治的な理由を探ることこそ、ふたつの遺構の関係性を明らかにしていく鍵になると思います。そして、そのことはそのまま、中世美作国の政治史の展開を明らかにしていく上での、重要なポイントになると予想します。

むすびにかえて

話があちらこちらに分散致しましたので、少しお聞き苦しい点があったかと思いますが、最後に今日の結論をまとめて申し上げたいと存じます。「院庄」という地名は後白河法皇（院）の領地（庄園）であった可能性が考えられ、当時美作国に強い影響を保持していた平氏と関係が深いことから、鎌倉時代になって源氏に没収された地であると考えます。没収された土地であるからこそ、それまでの領主がいなくななり空白となつたため、鎌倉から守護が派遣された際に、かえって円滑に拠点を設定することができたと考えます。従来説明されてきたように、後鳥羽上皇（院）の領地であったならば、武士が介入できないという当時の原則に基づいて、守護がそこに本拠地を構えることはできなかつたはずです。後鳥羽上皇が1221年まであそこを領地としていたとするならば、1185年、すなわち約30年前の段階で守護勢力が美作に来ている状況と整合性がなくなります。守護はいったいどこを本拠地として活動していたのかという点で説明がつかなくなります。

さらに、漆氏と院庄館との関係については、漆氏の勢力を強調した史料は信頼度が薄く、直ちに事実と認定することはできないことから、その居住者はと認めがたいと判断します。この点、より丁寧な分析を必要としますが、少し言葉を加えますならば、漆氏という勢力は、本来は二宮、すなわち高野神社周辺に限定された勢力であったと私は見ています。その点は、今日は時間の関係から説明できなかった部分です。院庄館は、その規模から考えても、漆氏など地元勢力が所有できる範囲を超えています。本日は詳しくは申せませんでしたが、青磁や白磁といった考古遺物の出土状況などから考えましても、かなり高次元な努力による遺跡であったことが想定されます。鎌倉幕府に連なる機関、すなわち守護館と考えてよいのではないでしょうか。

そして、院庄地域に河道が次々と生じていることからわかるように、中世の段階で水害が多かったことは間違いないのですが、そのことと、院庄館の廃絶については因果関係を想定できないことも指摘しました。院庄館は、水害によって南辺の一部しか地形変化していないのです。守護館が院庄館から移動した理由については政治的な理由を考えるべきです。院庄館の南側

にある構城をどう考えるかという問題については、少なくとも永正6年（1509）より前の段階では、墓が存在しており、しかも住職の墓であるということを考えると、やはりもともと寺院であったことはほぼ間違いないと思います。そして、それは現在、すぐ近くにあります清眼寺の前身にあたる寺院であったと推定します。その前身寺院の地が戦国時代のいずれかの時期に、軍事的に転用され構城という城郭に再開発されたのです。その前提としては、北と南の2本の河道が成立し、それを堀として利用しやすくなつたという周囲の景観変化がありました。しかるべき有力な武士團が転用を促したと考えられますが、それを守護勢力であったとまで評価することには慎重であるべきだと判断します。

以上のような結論を、仮説として提示致したいと思っております。古い時代の文献資料としては必ずしも

多く残存しておりますし、地形変化もその年代を特定できにくいという側面がありますから、本日の私の話が、可能性の提示に終始した感も否めません。しかし、今後の検討の材料として、試みの説をお示し致しました。今後、この説の当否も含めて、自分自身、さらに考えを深めておられる所存です。長くなりまして大失礼致しました。しかし、これでも与えられた時間内には辛うじて取まつております（笑）。本日は「延長の前原」にはならずに済みました（笑）。ご静聽に対して、厚く感謝を申し上げます。

#### 【附記】

本稿は、当日の口頭報告をもとに、のちに修正・加筆したものである。したがって、当日の発言内容そのままでないことをお断りしておく。

#### 文献史料からみた院庄館・構城

森 優弘

皆さんこんにちは。見回してみると、何度もお会いした方、初見の方とか色々おられると思いますが、私は前原さんほど能弁ではないので、今日は訥々とお手元にあります資料を基にお話を進めていきます。ただ私もよく時間を延長してしまう癖がありますので、できれば時間通りに収めて、ちゃんと結論づけて終わらいたいと思っています。しばらくお付き合い頂ければと思います。

タイトルにも上がっておりますが、今回与えられたテーマが、「文献史料からみた院庄館・構城」ということで、私からは、古文書や古記録などにどのように院庄館や構城が書かれているか、どういった歴史的な流れがたどれるかという話を、お手元の資料を基に進めます。前原さんの話でも話題になっておりましたが、守護がいた守護所とか守護館の場所がどこか、というのが一番の話題になるかと思います。院庄館や構城に関する直接の史料は非常に少ないことから、今回は地域の勢力の移り変わりを念頭に置きながら、また色々な方が院庄館・構城・守護所について検討されており、それらを下地に話をしていきます。

まず最初に問題となるのが鎌倉時代、それから南北朝時代、室町時代と何百年かに渡る時代の流れの中で、美作国の守護や守護代の役職についていた人についてで、

きっちり年代を押さえるのが重要だと思います。守護について先程前原さんから警察みたいなものだと明解な説明がありましたが、幕府の將軍が原則として各國ごとに任命しており、任命された國の中で謀反人や殺害人及び夜討・強盗・山賊・海賊の検断といった刑事的な追及、南北朝時代以降には鎌倉時代より権限が拡大され、刈田狼籍の検断、使節の遵行、色々な所に守護の使節を送り込んで検査などをを行うとか、幕府の段鉄、幕府が取り立てる臨時の税金をとるとか、役目がどんどん増えてきます。更に守護は力を伸ばし、最後には美作国内にも沢山ある莊園、それから国守領、守護に対する国司が管理している国直営の耕作地みたいなものの請け負いでやるようになり、権力としては非常に強いことになります。

それでは美作国の守護がどのような推移をたどったかですが、表1、「美作国の守護および守護代の一覧」として、史料からわかる美作国の守護と守護代のうち、南北朝時代以降について載せておきます。史料の制約があって何年から何年までが誰というかが完全には分からぬのですが、守護には佐々木氏という山陰地方の武士、あと美作国ではなく隣りの国に本拠を置いている赤松氏や山名氏といった名前が色々挙がっています。赤松氏はご存知のように播磨国を本拠としています。

表1 美作国守護および守護代一覧

守 護	守 護 代
～康永3年（1344）～貞和元年（1345）～ ～觀応3年（1352）～ 佐々木秀貞（美作前司）	～觀応3年（1352）～ 佐々木直貞（左衛門尉・美作四郎左衛門尉）？ (大賀文書)
～延文元年（1356）～貞治3年（1364）？ 赤松貞範（世貞、筑前々司・筑前入道）	～延文2年（1357）～同5年（1360） 有元佐貞（式部丞・參（三）河守） (東福寺文書・天理図書館所蔵文書)
貞治3年（1364）～明徳2年（1391） 山名義理（彈正少弼・修理權大夫・修理大夫）	～永和2年（1376）～至徳2年（1385）～ 入沢持治（參河守・參河前司・前參河守） (東福寺文書・「二宮社伝記帳」)
明徳3年（1392）～応永34年（1427） 赤松義則（性松、上總介・上總入道、 大膳大夫入道）	～応永7年（1400）～ 浦上助景（美濃入道）？ (「作陽誌」)
応永34年（1392） 赤松持貞	～応永21年（1414）～ 浦上性貞（美作入道）？ (「政部類記」裏文書)
応永34年（1427）～嘉吉元年（1441） 赤松満祐（性具、大膳大夫入道）	(未詳)
嘉吉元年（1441）～文安4年（1447）～ 山名教清（常勝、修理大夫入道）	～嘉吉元年（1441）～ 高山某（入道か） (「建内記」)
～寛正元年（1460）～応仁元年（1467） 山名政清（兵部少輔）	～嘉吉3年（1443）～ 高山清重（右京亮） (「建内記」・壬生家文書)
応仁元年（1467）～明応5年（1496） 赤松政則（兵部少輔）	～文安4年（1447）～ 大町曾俊（山城入道）？ (「建内記」)
明応5年（1496）～大永元年（1521） 赤松義村（次郎）	～寛正6年（1465）～ 高山統空（石見入道）？(岡本文書・「蔭涼軒日録」) ～寛正6年（1465）～ 高山某？ (「親元日記」)
大永元年（1521）～ 赤松政村（晴政、次郎・左京大夫）	～文明10（1479）～同12年（1481） 中村某（治久カ、五郎左衛門） (愛染明王造立体内心棒銘・雄川家文書)
天文21年（1552）～永禄3年（1561）カ 尼子晴久（民部少輔）	～明応6年（1497） 中村某 (井関家文書)
	明応6年（1497）～ 浦上基景（伯耆守）(同 上)
	～明応9年（1500）～永正16年（1519）～ 中村則久（孫四郎・左衛門大夫・大和守） (「赤松家風条々」・西大寺文書など)
	(未詳)
	(未詳)

※各種論考や史料を参考して作成。

山名氏は山陰ですが、赤松・山名氏が幾度か交代した後に、尼子晴久が出雲国から勢力を伸ばした結果、天文21年（1552）に幕府から守護に任じられておりまして、ただ晴久が間もなく亡くなってしまった後は任命された記録がないので事実上途絶したものと考えられます。

ここでまず、鎌倉時代を含めて美作国を本拠とする守護はいないということが言えます。山名氏が美作国の守護になると、今度は赤松氏が勢力を伸ばそうとする、という繰り返しが何度も行われ、最終的には尼子氏が入る訳ですが、常に隣国からの侵攻にさらされている状態で、守護も一定しておりません。

次に守護代という役職についてみていくますが、名前の通り守護の代官、守護の代理で、守護が任された国の警察業務や税金の取り立てといった国の支配を任される存在です。守護は在京して將軍の側近くで色々な仕事をしますので、代わりに任命されることが多く、守護代が勝手に地域支配をしようとして喧嘩になることもあります。後で述べますが、美作国でも実際そういう事件が起こっています。

美作国の守護代をどのような人が勤めたか、守護と同じように表1の左側に守護代の一覧があります。なかなか纏まつた研究がないので、今回色々な方の研究の端々に書かれていることや史料を探して、何とか守護に対応する形で守護代を挙げています。分からぬ所もいくつかあるのですが、上から見していくと、「美作国守護代」という肩書きを持っている人で確認されるのは、まず有元佐貞、有元氏は美作東部の有力武士団です。それから入沢氏、高山氏、あと中村氏や浦上氏、また中村氏とだいたい7人に限られています。分からぬ点が多いのですが、非常に一定しない、中には有元氏のように美作国に本拠を置いていることが確実な人もいるのですが、浦上氏は備前国、それから今日会場にもおいでになっている皆木さんの研究に詳しいのですが、中村氏は播磨に本拠があると考えられています。守護代もどこに本拠があるか、美作国内外にわたって様々です。ですから守護、守護代とも権力のあり方が一定しないのが、美作国特徴といえます。次に守護や守護代による支配の本拠となる守護館や守護所について簡単に説明します。守護館は守護の居館、そこへ住まいする館、政庁、今で言う県庁のようなものですが、その所在地域が守護所であり、守護所とい

う地域の中に守護館があったことになります。一般的に水陸交通の要地に置かれることが多く、政治、経済、交通、宗教といった多彩な機能が集まる都市的な場になります。ただ守護の交代でしばしば移動することもあります。

美作国の中の守護所や守護館をめぐる研究もあり、ただ守護所を院庄と明記する文献は非常に少なく、江戸時代のものになります。「作陽誌」という元禄時代の地理書があり、その中に初めて院庄が守護所だと書いたものが出てきます。さらに守護所の中の守護館、守護の本拠の館はどこかというともっと降り、「太平記」に児島高徳の「院庄故事」があり、これも前原さんが話されていましたが、その記事を基に院庄館が守護館であるという説が明治時代になって初めてやっと現われます。それまでどこかわからず曖昧に済んでいたのですが、明治になって初めて、守護館は院庄館であるという説が矢吹正則さんという史家の話に出てきます。そして鎌倉時代から室町、あるいは戦国時代までの守護所、守護館はずっと院庄館にあったという漠然とした認識が今も続いています。

そうした中で異論として出てきたのが、前原さんの話に詳しかったので省略しますが、濱哲夫さんの説でして、途中で守護館は移動した、あるいは前は分からぬが南北朝時代以降は構城に移ったのだという説が新しく出てきています。ただ全体的には、現在のところその所在地論、どこに院庄の守護館があったかというのが大きな比重を占めている段階で、史料が少ない点もあってよく分からぬということで推移を続けています。

そういった状況を踏まえて、以下では当時の史料にその後書かれた史料も含め、どのように守護の勢力や守護館、あるいは類似施設が推移していくかを見ていきます。ただ事細かに史料を見ていく時間がないかも知ないので、要所を押さえながらとなりますが、ご容赦頂ければと思います。

まず、今回の対象になっている院庄館、構城がどのように史料に書かれているかを簡単に確認しておきます。院庄館は、一定のイメージが一般に流布、定着しているのですが、史料 자체は少ない。レジュメには、津市山神戸というところにある、土塁を周りに巡らした大方形の屋敷としていますが、直接、院庄館と言われるものについて書かれているのは「作陽誌」で、元禄時

代にまで下ります。それ以前には院庄館が何であるとか、どうしたという記録は今のところありません。「作陽誌」にはどう書かれているかというと、後醍醐帝の駐跡跡、要するに後醍醐天皇がお泊りになったところ、跡地とあり、天皇が隠岐に流される時に宿泊をした故事しかありません。ですから、守護所や守護館については一切触れられずに終わっています。院庄館に関しては、書かれた史料があと他にはほとんどありません。

統いて構城はどうかというと、こちらはかなり史料が増えます。レジュメにも書いていますが津市院庄の平城で、元禄時代により少し前の延宝年間、津山藩士が記した「武家聞伝記」という記録集があり、この中に「構之（城）」という形で構城、本来は「かまえのしろ」という呼び方をしていたと考えられますが、紹介されています。

「作陽誌」にも構城が出てくるのですが、ただ同書の著者は「内容がちょっとおかしいのではないか」という断りをしながら、江戸時代に普及していた「太平記綱目」という軍記物語を引き、美作国の「国府」、守護所や守護館に相当すると思いますが、「国府」に所在する「院庄城」へ赤松氏の家臣が在城している時に山名時氏が攻めて落城したという記事を引用しています。そして同書の記事をもって「作陽誌」は「院庄城」という項目で構城を紹介しています。「作陽誌」は続けて、継続しての城主がその後いなかつたが、天正年間には片山という侍が在城し、慶長8年（1603）に森忠政が美作国に入った時には、構城の地は忠政の意向に沿わないということでお津山城に移るまでの仮の居所となつた。その後、寛永15年（1638）に堀を埋め破却されて耕作地となり、元禄時代には堀跡のみ残ると紹介されています。ちなみに構城は、さらに大正時代に鉄道工事で土取りされ、元の形を失つたといわれています。

次に、南北朝時代から室町時代の院庄館や構城がどういう状況であったかを見てきます。まず最初、南北朝時代に入りますと全国の諸勢力が南朝、北朝に分かれて各地で相争うという状況が起こる訳ですが、ここ美作でも延文5年（1360）から康安2年（1362）に、山陰方面から山名時氏・師義父子親子が美作・因幡両国に兵を籠めたり、それに対して赤松氏が山名氏を攻撃したり、さらに翌年に山名氏は美作国へ直接攻め寄せてきて赤松方の城を従えたことが、「太平記」とい

う南北朝時代から室町時代に成立した古い軍記物語に書かれています。山名氏が美作に侵攻した翌年、同氏は院庄をついに拠点にして、備前・備中両国に更に勢力を伸ばす軍事行動を行います。この「太平記」の記事が、軍事拠点としての院庄の初見記事ということになります。

ただここで注意しなければならないのは、先程お話をした「太平記」を基に色々付け足して江戸時代に出来上がった「太平記綱目」という軍記物語に書かれている、現在同書によって一般に周知されているような「国府」、国の中心地である「院庄城」をめぐる合戦、「院庄城」という言葉は「太平記」には全くなく、単に山名氏が院庄に入って来てよその国へ出世する拠点としたとしか書いていないことです。あるいは「太平記綱目」が勝手に「院庄城」を創作した、イメージを作つたともいえるかと思うのです。「森家先代実録」にも山名時氏が構城にいたという記事が書かれているのですが、「太平記綱目」や「作陽誌」の記述を枕に書いた可能性もあるということで、この時期に果たして構城に守護館があったかわからない、かといって院庄館がそうだとも言えない、そういう状況でどちらかわからぬのです。院庄に守護の政治的な重要な拠点はあった、けれども守護館の具体的な場所はわからないというのが南北朝時代での話になります。

更にそれから50年ほど遡った応永21年（1444）にも院庄という地名が出てくる史料があります。この年、播磨国の大矢野莊という荘園の年貢を書き上げた中に、「作州院庄御持人夫」というふうに、守護の使者を院庄に遣わすから旅費などを負担しなさい、という項目が出てきます。これも「院庄」と書いてありますて、院庄館のことか構城のことか分かりません。結論として、この史料からは平时、戦時ではないが荷物を運搬するといった院庄での守護勢力の拠点、あるいは守護所や守護館があったことが窺える初めての同時代史料になります。荷物を持って行った場所が院庄館か構城と言えるかも知れません。

南北朝、室町時代というのはこの2、3点くらいしか史料がない乏しい状況なのですが、戦国時代になりますとだんだん増え、美作国のお護代という中村氏がクローズアップされます。実際にレジュメの表1にも中村氏が何人か出てきますが、中村氏は播磨赤松氏の家臣で、色々な研究が従来からあります。

まず最初に現われるのが中村五郎左衛門という人物で、応仁元年（1467）、戦国時代の幕開けの頃ですが、知り合いの人達と語らい、当時山名氏が守護を務めていた美作国の院庄に入って3年を経て山名勢と追払ったことが、「応仁別記」というかなり早くにできた軍記物語に出てきます。その後、五郎左衛門は守護代という肩書きで文明10年（1478）頃、先程前原さんの話にもありました、院庄にあった安国寺の仮本堂建立に関与しているのが当時の史料に出てきます。ただ追い払った山名氏の方も美作国の回復を狙っており、中村氏は安国寺の建立に関与した2年後、文明12年に山名氏一族の内紛による因幡国の内乱に介入して戦死しています。

それから間もなく山名氏は勢力を盛り返すと、美作国ついで備前国に侵入して赤松氏と数年にわたりて闘争を繰り返すのですが、その時にも山名氏は院庄を占拠し拠点にしています。赤松氏も負けず再び美作国を山名方から奪還し、その際に備前国を本拠としております赤松氏の家臣の浦上氏が入ったのが院庄の城、当時の日記では「院庄代」、城郭の「城」の字ではなく「代」をなぜか宛てていますが、「しろ」と読むのが正しいだろうという話になっていますが、浦上基景という人物が入ったとあり、さらに明応6年（1497）には守護代を中村氏から基景に代えようとしてトラブルになっています。

先程見てきましたように、戦国時代に入りまして文明年間、院庄にあった安国寺の再建立という記事に見られるように、同寺が相当荒れていた状況が窺われます。そうした状況がなぜ起ったのかを考えると、やはり応仁元年頃に院庄に中村氏が入ってきて山名勢を追い払った、そして美作国で何年も戦闘を続けた過程で安国寺も被災した可能性が強いと私は考えます。

併せて先程見たように守護館、あるいは守護代館と言いますが、院庄の「城」が初めて具体的な言葉として史料の中に現われるということが言えます。戦国時代の幕開けと共に文字として現われるということになりますが、そうした城郭的であり方からこの院庄の城を何に充てるかというと、やはり平地の单なる館的なものとみなされる院庄館よりは、構城あるいはそこにある先行施設と考えていいと思っています。

ようやくここで、守護館あるいは守護代館が構城ではないかといえる史料が出てくる訳ですが、構城付近

について見ていくと、ちょうど中村氏が入った後、およそ年代の沿う傍証として、連歌師として有名な飯尾宗祇が院庄の地に宿泊したという地元の伝承が、これも元禄時代まで下るのですが残されています。宗祇が宿泊したという屋敷の伝承地は構城の南側といわれており、宗祇は15世紀後半の人物で、滞在が事実なら、中村氏が院庄へ入った時代に沿う形で宗祇が構城の近くに宿をとったといえます。当時の院庄の文化的様相、連歌師は権力者の政治的拠点で文芸活動、連歌を催すことがありますので、そういったことも連想できます。

中村五郎左衛門の後に出てくる人物に中村則久がおり、宗祇が宿をとったとされる時期以降に、守護代としての活動が当時の史料から窺われています。則久も守護赤松氏の家臣ですが、史料的にはこの頃、赤松氏から美作国西部の段錢、臨時税を取り立てて社寺造営の金を差し出せと命令されたり、院庄で長船の刀鍛冶を呼んで刀を鍛えたりとこれまでの研究で指摘があり、院庄を中心に中村氏が活動していたのは間違いないと思います。

間もなく中村氏は守護赤松氏と仲違いをし、永正17年（1520）に岩屋城に籠城して、赤松氏の遣わした小寺氏といった武将を迎え討つのですが、その時の記録にも、岩屋城に籠城する前は「作州中村の館」に居たとあります。ですから、則久が院庄で刀を鍛えさせ、またそれ以前に浦上氏が「院庄代」に入って拠点にしていたことを考えますと、「作州中村の館」も構城とするのが正しいかと考えています。併せてこの時期で重要なのは、岩屋城は中村氏が平時の居城として住んでいた訳ではなく、何かあった時に籠城するための施設であったのは重要で、同氏は平時には構城にいて、合戦があると岩屋城に籠るという機能になっていたと考えられます。

それでは岩屋城はいつ頃できたかという話になるのですが、伝承では「作陽誌」などに、嘉吉元年（1441）に山名氏が築城し、応仁年間（1467～9）以降に播磨守護・赤松政則が中村氏や後藤氏、大河原氏といつた武士を国の主として置いたとあります。ただし「作陽誌」を書き上げる時に地元から津山藩へ書き上げた史料を見ますと、「大河原大和守」という人が一番の城主であると書いてあり、大和守と名乗った人物は太河原氏には今のところおりません。史料上探すと、先程挙げました中村則久やその子孫の中村則治と、おおよ

そ中村氏が大和守を代々名乗っていることから、院庄に当時あった「作州中村の館」は先の「院庄代」と同じ施設、構城であり、中村氏は構城自体を美作国西部の守護あるいは守護代の館というふうに機能させていたと考えられます。

付け加えると、応仁年間以降について、美作国西部は比較的早く赤松氏によって制圧されたようで、東部地域はかなり後、数年とか10年単位で制圧が長引いたようです。しばらく経って後に守護の赤松政則本人が湯治と称して長く美作の湯郷に滞在し、国内で戦闘が行われていますから、中村氏が守護代という権限でまとまった領域を支配していたのは西部に限られるのかも知れません。

以上、岩屋城は永正年間（1504～20）、16世紀の始めには平常時に生活する機能は全く窺われない、有事籠城と言いますが何か事あると籠る城の施設です。その後16世紀前半以降、戦国時代になって状況が厳しくなり日常も城に住まないとやっていかれない、という流れの中から中村氏が院庄の平地にある城から山上にある城に住むようになります。そうした整備が岩屋城に施されたかと考えられます。

その後も中村氏が守護代という名目で美作国に勢力を張ったらしいのですが、尼子氏が16世紀の半ば、享禄5年（1532）年に出雲国の尼子経久が侵攻してきます。その際には美作国の国人勢力や土豪らが反抗しますが、尼子氏は重ねて美作国に来て反抗勢力を制圧、最終的には尼子氏が侵入して10年ほど経った天文10年（1541）に中村氏が尼子氏と美作国西部で戦って大敗、一旦没落したようです。

中村氏の退散の後にクローズアップされるのが、太河原氏になります。「森家先代実録」には構城について、先程疑わしいと言ったのですが山名時氏、その次に「太河原民部」という人物が在城したとの伝承が出てきます。民部については全く他に史料がなくて何も分からぬのですが、「作陽誌」自体が「墨葉の城主無し」、要するに代々続いたような城主は構城にいなかったと書いているように、そうした断片的に時々色々な人が城主をした中の一人かと考えられます。

太河原氏について色々な先行研究を見ていくと、播磨・赤松氏の家臣で、中村氏、皆木氏といった勢力とは兄弟3人で同族であるとかなり早い史料に書かれています。中村五郎左衛門が山名氏の内紛に関連して討

死にした後、美作国でも太河原氏の活動がみられるようになり、中村氏を補佐、後見する有力な立場にあった様子が当時の史料からも窺われます。しかし中村氏が岩屋城に籠城した時には赤松方に加わり岩屋城を攻撃したという伝承が残されています。岩屋城の籠城戦は籠城している中村氏が勝ち、赤松氏は小寺氏を討ち取られ撤退して終わり、それに合わせるように太河原氏の活動は以降しばらく見られなくなります。

その後太河原氏が史料上現れるのが、天文年間に尼子氏に中村氏が敗れた後、天文年間から永禄年間の当主として知られる太河原貞尚で、美作国の大高田城（真庭市勝山）の城主三浦氏の一族で太河原氏に養子に入り、岩屋城主となったと伝承されています。貞尚は尼子氏から奥さんを迎えて、その一族になっていたとの記録がありますので、中村氏とは対立的な関係を続け、尼子氏と縁戚関係を結ぶことで中村氏の没落後には岩屋城の城主となり、尼子氏のもとで地域支配を続けたと考えられます。

尼子氏が美作国に入ってしまってしばらく混乱が続くのですが、天文20年（1551）、尼子晴久は先程の太河原貞尚の先導により美作国に出勢しています。この時なぜ尼子晴久が出勢してきたかというと、「作陽誌」に出てくるのですが、「苦田人」、苦田地域の土豪や侍勢力が蜂起した一揆勢が美作の一宮に籠ったが、晴久が放火したため敗北したとあります。一宮が焼失した原因は別に、元禄時代頃の「一宮社伝書上」という記録に載っていて、美作国「西郡守護代職」、先に中村氏が赤松氏から美作国西部の段銭を集めよう命じられたこととも関係していると思いますが、西郡守護代職をめぐって中村氏と太河原氏が争った結果と書かれています。この当時、幕府も弱体化していますのでもう守護とくらべて守護代職の実際の権限や役割は古い時代のままではないと思いますが、伝統的な権威ということでやはり地方の武士勢力にとって魅力的な肩書きだったようです。

美作国平定の結果を受けて、尼子氏自身も美作国守護に任命されています。ただその後、中村氏は巻き返しを図ったようで、しばらく岩屋城に在城したという記録も見えます。尼子氏が毛利氏との対立の中で次第に弱体化し、美作国に影響を及ぼせなくなると、今度は備前國の天神山城（和気町田土）を本拠としている大名・浦上宗景が美作国へ攻め込んでいます。その

時宗景は後藤勝基を案内人にして美作国東部から中央部へ侵攻したようで、院庄の手前にある二宮城（美和山城。津山市二宮）を攻めたものの、毛利氏の干涉で浦上氏も兵を引かざるを得なかつたようです。

その4年後、宗景は再び兵を派遣し、宗景配下となっていた河端氏や牧氏など美作国の武士勢力が、「佐良表」（津山市三）で敵勢を迎え撃ち勝利しています。統いて宗景の家臣・明石氏らが兵を皿地域から北へ進め院庄で戦闘しており、明石氏は院庄での合戦の勝利に乗じて「野合」（野原）の神戸で抵抗勢力と合戦したとされています。ですから当時、神戸の地域は野原だったかと考えられますが、さらに浦上氏は兵を進め、中村氏は岩屋城に籠城せざるを得なくなり、当主の中村則治は永禄10年（1567）に家臣の芦田氏に殺害されたと伝えられます。

曖昧でなかなか掴みにくいと思うのですが、結論として戦国時代後期の構城は、岩屋城を本拠とする中村氏や、代わって同城に入った太河原氏の前衛拠点、つまり岩屋城の手前、敵の勢力が東からでも南からでも入って来る時の防衛拠点として機能していたことになります。守護館または守護代館の機能は結局、中村氏が生活の拠点を移した時点で岩屋城へ移ってしまったといえますが、同氏は国外勢力の侵攻で最終的に殺害され、岩屋城には太河原氏が入ったもの、二年で同じく死去、古い時代から続く伝統的な権威を帯びた武士勢力は没落、滅び去ってしまいました。

伝統的な守護代、守護代勢力がなくなった後の構城がどうなったかといえば、元亀元年（1570）、浦上・宇喜多氏と毛利氏との戦争が次第に激化し、美作の両者の戦いがかなり激しくなってきます。その時に中西氏や杉山氏など、毛利氏方に属した土豪が院庄に籠城して宇喜多氏などに抵抗したという史料が出てきます。ですから当時この院庄、おそらく構城だと考えられるが、毛利氏の拠点として、各地の土豪勢力が院庄に拠って、備前国から来た勢力に抵抗したことになります。

次に構城が現われるのはかなり時代が下りますが、天正7年から同12年（1579～84）という、宇喜多氏と毛利氏との戦争が激化した時期に院庄が戦争の焦点として現われ、天正9年（1581）、宇喜多方となっていた岩屋城が毛利氏の攻撃で落城するのですが、毛利氏はその勢いをかって院庄への攻撃を予定しています。

その後岩屋城に拠点を置いた中村頼宗の所領に「院ノ庄 五百貫」と見えるのも興味深いです。

併せて毛利輝元が構城に「片山空之助」という人物を籠めた、という伝承が元禄時代の史料に出ており、片山氏が拠った構城と「皿山の捕手」、場所的には嵯峨山城（津山市中島）にあった宇喜多氏の家臣・川端丹後守が対峙したという伝承が出てきます。構城の当時の様相を考える上では貴重な伝承です。

構城の城主について、およそ江戸時代に書かれた覚書や記録にはこの「片山空之助」という人物が挙げられています。「作陽誌」には、天正年間の末に「片山木工允・同左馬助」が住んだと書かれています。また片山木工允や左馬助の先祖、「片山左馬之助」は美和山城の城主立石氏の一族で、浦上宗景が二宮城（美和山城）を攻めた時に討死したといわれています。ですから片山氏は院庄や神戸地域にゆかりの深い侍で、構城に毛利氏の命令で拠ったとか、宇喜多氏によって籠められたとの史料もあることから、毛利氏、宇喜多氏にかかわらず、戦国時代の終わり頃には片山氏がずっと構城の城主ということで籠められています。天正年間のこの時期、構城は岩屋城や、花房氏が拠る荒神山城の前衛拠点として機能し、情勢に応じて国内勢力が籠城して争奪が行われたといえます。

毛利氏と宇喜多氏の合戦は天正12年（1582）に終わるのですが、その後、宇喜多秀家の時期にも構城は継続していたと考えられる記録があります。史料には牧河内や牧藤蔵という侍と片山木工を併せて宇喜多氏から「院庄ノ御番」に命じられたと書かれており、美作の武士勢力が宇喜多氏の命令で構城で番をしたことになります。つまり構城は片山氏個人の城ではなく、宇喜多氏が自分の家臣を入れるような半公的な施設として機能していたことになり、この辺り、構城の元々の機能が守護館、守護代館だったことと関係するのではないかと思います。

片山氏自身は文禄年間に作られた、宇喜多秀家の家臣を書き上げた「宇喜多家分限帳」でも、「片山木工丞」が450石取りと出ています。宇喜多氏が滅んだ後に院庄の北にある戸島村に住んだとの記録もあり、さらには津山藩森家の家中に「片山木工介」の子、一郎右衛門があったと書かれたものもあります。

レジュメに「まとめとして」と書いていますが繰り返しません。院庄館は史料が少なく、実際、守護館か

どうか文献史料上からは確定できないが可能性は否定できない。はっきりわかるのは、応仁元年(1467)、戦国時代の始まりを目処に、中村氏が入国して守護代になったことで、城の機能を備えている構造が結果的に守護館あるいは守護代館の機能をもつたこと、機能が岩屋城に移って以降は主要な山城の前衛拠点となり、また交通や流通の中央拠点ですので、争奪の場として

推移したということです。

なかなか史料がないという点で、聞いておられる方、併せて私自身もフラストレーションがたまるんですが、今言えることと言えばこれくらいですので、具体的には後の中西さんの話でお聞き頂ければと思っております。

非常に難しくなったと思いますが、御静聴ありがとうございました。

## 城郭史からみた院庄館・構城跡

中西義昌

### はじめに

それでは最後3番目ですけれど私中西の方が報告させて頂きます。時間の方がちょっと詰まっているところもありますのでコンパクトに話していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

今、アナウンスがありましたけど、明日の午後は「美作国の山城」についてお話をさせていただきますので、今日は平地居館から土壘や堀で防禦した平城までを中心にお話をさせていただきます。それから、4月に荒神山城（これは本当に面白い城郭遺構なのですが）の見学会をさせていただくことになっています。「3部作」で予定しております。

関西の出身で大分県在住な私が津山市でお話をさせていただくのは、妻が岡山県倉敷市の出身で現在津山市在住というご縁によります。そして、今回、津山市教育委員会から文化財報告会という形で喋らせて頂くのは非常に楽しみにしていました。その理由は、岡山県の城郭跡（特に旧美作国地域）は、山城・丘城をはじめ、平地居館や平城まで多彩な城郭跡が良好に残る地域だからです。全国にもそうはありません。加えて、戦国・織豊期には毛利氏と織田氏、豊臣（羽柴）氏との間で激しい抗争と国分け交渉が成された現場であること、その結果、様々な階層により様々なタイプの城郭跡が造られたということで、城郭跡を調査し歴史研究に直結させることを目指す者としては、とても魅力的で勉強になるフィールドだと感じています。以上のようなことを思いつつ、今回はお話をさせていただきます。なお、これまでお話をされたお二人（前原茂雄・森俊弘両氏）は地元の方ですので、非常に土地勘もありまた研究史にも憧憬が深いのですが、私は九州に居るものですから、地名や先行研究を間違えてお話をされる所があると思います。その時は、質問で突っ込みますに終わって

からコソッとご教示頂ければと思います。よろしくご了承下さい。

今日の報告は3ページほどあります。時間も詰まっていますので、要点を先に申します。

最初に、城郭研究における平城・平地居館の研究史について説明させて頂きたいと思います。なぜなら、院庄館跡の遺構について現在の城郭研究から考えた場合には、先に結論を話すことになりますが、鎌倉期の土壘という評価にはならないだろうというのが城郭研究者の間での共通認識です。これまでの調査成果とは異なる見解なので、こういった場所でお話をさせて貰うのもなんんですけど、これまでの研究史での議論と実際の遺構解釈のズレから、院庄館の遺構をどう捉えることが可能か検討したいと思っています。また、院庄館跡についても、（上記の）研究史の中からどう捉えるかお話をていきたいと思います。

### 1 城郭研究の研究史について

まず、今日の城郭研究についてお話をさせていただきます。

城郭の研究は、これまで城郭がどんなカタチをしているのか、どのように使われたか等の「城郭施設の歴史」を積み重ねてきた流れがあります。それに対して、「城郭跡はその地域の歴史を語る史料である」という繩張り研究が近年、広がりつつあります。この研究手法により、単に城郭の考証といった水準を抜け出した新たな史料学へと発達してきました。城郭は築いた人達（社会集団）が存在していたわけですし、その人達（社会集団）を受け入れている、若しくは支えた当時の社会状況があるわけです。私のような城郭研究者は、繩張り研究の手法を用いて、城郭跡というものを史料として扱うことによって築城主体、及び当時の社会の様子が解

明する城館史学を展開しています。

その契機となったのが、(こちらにも度々来られています)大阪大学名誉教授の村田修三さんです。村田さんは地元で地道に城郭跡の調査研究されている方々の成果から、文献史料を主体に用いた中世・戦国史研究に対して、城跡の縄張り理解からも同じような研究(縄張り研究)ができるということを報告されました。このことが城郭研究の大きな転機になりました。その中で村田さんは「城郭跡は地域史研究と在地構造分析の史料として活用できる」とおっしゃられました。それを我々は念仏のように唱えながら日夜、縄張り研究をやっている次第です。

しかしながら、村田さんはいろいろな活用例を示されたのですが、具体的に縄張りをどう読み解けば良いのか?という理論的枠組みづくりはかなり試行錯誤されたようです。その回答を鮮やかに示されたのが、次世代にあたる奈良大学教授の千田嘉博さんです。千田さんは織田信長みたいな風貌の方で、今回の山城サミットでご講演されますのでぜひとも聴きにいらしてほしいと思いますが、この方が理論的枠組みを提示されました。

千田さんが示されたことで重要なのは、戦国期城郭などは地理的条件などの影響により決まったカタチというものがなかなか見出しづらい、これに対して、織田・豊臣(羽柴)氏、及び関連勢力(織豊系勢力)が築いた城郭跡の変遷について、出入り口に当たる虎口の変化からモデル化できるということを証明したことです。

織豊系勢力は、周囲を石垣などで堅固に防衛することだけに留まらず、弱点となる出入り口の防禦(虎口プラン)にも様々な工夫を施しました。「なんだ、そんなことか」と思うかもしれません、虎口プランを多用した勢力は織豊勢力以外には武田氏と後北条氏(小田原北条氏)しか居ません。出入り口の防禦なんて誰だって気づくだろうと思うのですが、実際は意外と実践されていない。最終的に、織豊系勢力が採用した樹形虎口が、津山城など石垣造りの近世城郭まで発展します。千田さんは、そんな織田氏から豊臣(羽柴)氏、そして徳川氏までの城郭の縄張りモデルの概念図と変遷過程を明らかにされました。

これにより、城郭跡の事例は、織田・豊臣の城(織豊系城郭)から近世城郭へ発達する系譜と、それ以外の戦国期城郭と大枠で分けることが可能になりました。

この対比を軸として個別の城郭跡の分析が進むようになりました。例えば、荒神山城(津山市)に登って、樹形虎口から「これは織田・豊臣系の城だな」と評価できますし、神楽尾城(津山市)では「在地の領主や毛利氏の城郭跡だな」などと見分けができるようになりました。

さらに、千田さんの指摘されたこととして、城郭は当時の様々な要素が複合して成立した存在だということがあります。つまり城郭の中に社会を形成する様々な事象が取り込まれていく(これが戦国時代から安土桃山・江戸時代前半の大きな特徴なのですが)城郭の中に御殿も取り込まれる、生活空間も政治的な機能も、そして、町さえも城の枠組みの中に取り込まれる。そういう時代ということは、城郭跡の特徴を読み取ることでさまざまな領域の研究にアプローチできる総合資料科学が構築できるのではないかというビジョンを示されたわけです。

ですから、城郭跡についても、美術品や古文書などの貴重史料と同じように、きちんと保存して、そしてきちんと調査すれば当時の資料として有効利用できるのではないか。そういう視点が今日の城郭研究では聞かれつつあることをレジュメの1-1で説明させていただきました。

## 2 岡山県下の城郭研究の流れ

次に、レジュメの1-2で、岡山県内の先行研究について触れます。おおよそ3つのアプローチがあると考えて頂ければと思います。

第1に、縄張り研究という方法論があります。先ほど、城郭跡を歴史研究の資料として用いる際に、城郭遺構をどう作図するかというのが一つの目標になります。レジュメに掲載した縄張り図や山形省吾さんが作図した調査図がありますけど、そのような城郭跡の平面構成を図化した縄張り図について如何に精度を高めて作図するか、そして、各地の城郭跡を調査し多くの縄張り図を作成し、各事例の比較・検討を行うことで、築城主体の性格から当時の社会の様相を読み解く研究手法です。例えば、織豊系城郭とそれ以外の戦国期城郭で大きく分類することで当時の社会の様相を読み解く手がかりを得る、といった研究を縄張り研究と言います。

岡山県の城郭跡は様々なタイプがあり資料的価値が

見込めるため、関西や関東の研究者が遠路、或いは帰省の際に調査に来るなどの調査成果があります。有名なところでは村田修三さんが編者となった『中世城郭事典』があります。医王山城や籠葺城、備中高松城の陣城、備中松山城・大松山城などが掲載されています。中でも、城郭研究者である池田誠さんが岡山県地域で精力的な調査成果を挙げられました。津山盆地周辺や天正年間の織田・毛利の戦場となった岡山市・倉敷市周辺で多くの縄張り図を作成されています。

これらの研究では、主に、毛利氏や宇喜多氏、織田氏・豊臣（羽柴）氏など大名権力の拠点城郭が研究対象になりました。特徴のある城郭跡の事例から、彼らが戦いの中で創出した城郭の平面構成である縄張り技術がどのようなものだったかを探ろうとしたわけです。ただ残念ながら織田・豊臣（羽柴）氏以外の大名にはなかなか目立った特徴が見出しづらく、特に、毛利氏関係の城郭などはなかなか特徴が見出しづらい部類にあたるのですが、このアプローチは織豊系勢力以外では余り成果を挙げられていないのが現状です。

次に、第二のアプローチとして、「特徴のある城郭跡ばかり調査しても全体像はみえない。小さな城郭跡もたくさんあるので、それらも合わせて見ないと地域のことはわからない」と言う立場があります。このアプローチは、地元の方々が中心になって近年進展しつつあります。範囲の設定としては、例えば、美作国だったら美作国の勝郡の全域を対象にしてその範囲の城郭跡を悉皆的に調査するわけです。それで、全体で何城ある、その内、大規模な事例が○例、小規模な城郭跡が△例、城郭の伝承はあるけど遺構がない事例が△例といった具合に、分布や比率を抽出して傾向から分析する研究手法です。地元の山形省吾さんの調査事例の他、畠和良さんが精力的に調査されています。

そして、第三のアプローチでは歴史考古学の分野があります。岡山県は考古学の盛んな地域のひとつです。歴史時代の考古学（歴史考古学）でも、早い段階から発掘調査が行われてきました。発掘調査だけでなく、岡山市の岡岡実さんや津山市の平岡正宏さんが、現地での探集瓦（城跡に瓦が散乱していたりしますが勝手に取っちゃダメですよ。あれは貴重な史料ですから）の事例から、瓦の同范関係などを探る研究が行われています。例えば、コビキA・Bという瓦の区分があります。それらの見極めから、この城郭跡は宇喜多氏が

関与したものだと、それより新しい時期だと推察します。

この三つのアプローチが重なりあって、今日の岡山県地域でも、次第に城郭研究が進展しつつあると理解して頂ければと思います。ただ、岡山県は悉皆調査がまだ行われていません。ですので、なかなか全体像が見えてこない。この岡山県地域の城郭跡の全体像が見えてこないと、中国地方だけでなく西日本における城郭研究は進展しないと考えています。

### 3 院庄館跡と院庄構城跡について

さて、これからが本題、レジュメ1～3に行きます。院庄館跡や院庄構城跡を考える上で外せない平地居館（方形館）や平城の研究史について説明いたします。

まず、平地居館（方形館）や平城は、山城や丘城と異なり、残りの良い事例がかなり限られていることがあります。そして、人々の生活と密接している分、例えば、前原報告でもあった「構城は寺院が転用されたもの」と言った具合に、平地居館（方形館）や平城などが他の施設と見分けにくいという問題があります。その上で、文献史料から探る手法や、現地調査や発掘調査を行う手法、城跡が残っていない場合は法務局や市役所などにある地籍図から考証するといった手法により調査成果の蓄積が行われてきました。

平地居館（方形館）・平城の研究史をみると、東と西で大きく分かれます。東日本では、鎌倉武士などの館が想定され、居館を營み、武士團を形成して地域を席巻するといった認識があります。それらの武士團の屋敷とはどのようなものかという問題関心から研究が進みました。一方、西日本では、武士の館よりも、莊園の構成要素として管理する事務所みたいなものが館として認識される傾向にあります。その上で、莊園勢力や地頭屋敷、守護の居館などが調査研究されてきました。

近年では、調査事例をもとに遺構論から城館を見直す動きっていうのが出てきています。一例を挙げる、2005年に中四国地区城館調査検討会において、中四国各地の方形館などの事例が集成され検討されました。また、私が所属している城館史科学会でも近年、縄張りからみた戦国前期の城というテーマでやっています。夏の全国城郭研究者セミナーでも、2008年に三重大学で「中世後期の方形城館と地域」が開かれました。

ここでは、方形館から地域の歴史を考えることが議論されました（三重県の伊賀地方は方形館・平城がやたら多い地域です）。

平地居館（方形館）・平城に関する研究を整理すると、第一に歴史学の方からのアプローチがあります。石井進さんが平地居館について、鎌倉武士の館を念頭に、館を中心同心円的に機能が配置されたとするモデルを示しました。また、小山靖憲さんは居館を仕切る水堀に注目されまして、田畠の灌漑的機能を果たしたとされました。つまり、田畠に利用するには冷水ではないのでいったん水堀に滞留させて日光で温めた上で村落に流す役割がある、そうした農業經營の中心的な役割を担う存在として領主があるという領主像を提起されたわけです。この説はかなり大きな影響を与えました。

しかしながら、しばらくして考古学研究者から疑問が出されました。橋口定志さんが東日本の居館の発掘調査事例を集められて年代観をみたところ、石井さんや小山さんがイメージされた土塁と堀で囲まれた館……ちょうど院庄館のようなイメージですけども、そんな事例は鎌倉時代に存在しないと結論つけたのです。早くても鎌倉末期の14世紀初め、一般に広がるのはもっと時代が下がると評価されました。西日本でも考古学研究者の間から、多少前後するけれど鎌倉時代の終わりから南北朝以降と評価されました。これにより、鎌倉武士=方形居館という当初のイメージから、南北朝前後の混乱期に当初は方形居館が登場し、次第に、土塁と堀による平地居館、いわゆる平城へ展開したというのが近年の見解です。

現在は、兵庫県の平地居館や平城を集成された山上雅弘さんが、土塁を持つ居館は13世紀頃から先行するけども、15世紀後半にならないと土塁・堀を持つ平地居館（方形館）・平城は一般化しないと結論づけています。つまり、15世紀後半から終わりぐらいになってようやく、それなりに土塁を持つ平城が分布するようになった、というのが今日の見解となっています。そうした見解を裏付けるように、大内氏や大友氏など、当初は土塁を備えた守護館でも、調査の結果、当初は築地堀で仕切られた程度のものであると考えられるようになり、16世紀前半になってようやく土塁が築かれたと言う結論に落ち着きつつあります。

こういった城郭研究や歴史考古学の成果からみます

と、平地居館（方形館）や土塁や堀を持つような平城は、鎌倉時代ではなくて、室町時代の後半、応仁の乱などの戦乱が激しくなる時代から次第に広がっていくということです。ですので、それをあてはめると、美作地域に残る院庄館や構城や構と呼ばれる事例が成立したのは、室町時代からという解釈になります。

それでは、これまでの院庄館の解釈はどうなるのかということですが、この地域の平地居館（方形館）・平城などの傾向を手がかりに、院庄館や院構城といった個別事例の性格を考えてみたいと思います。

この特徴のひとつとして、美作国東半部～播磨国にかけては、「○○構」と呼ばれる平城の遺構が非常に密集して残っている点があります。このことは、これらの地域では、それなりの構築物を築く力量を持つ中・小規模の領主たちが群となって分布していたことを示します。

現在、一般の方や持ち主にとっては、「構」の遺構は土地の活用にとって邪魔だなあという認識があると思いますが、ある程度まとまって平城跡が群として残っている地域はかなり貴重です。九州にはそういう地域はありません。近畿には幾つかあります、伊賀や甲賀地域、伊勢中部などが有名です。この他、京都西郊の西岡地域（京都市西京区から長岡京市・向日市）にも土塁を持った館跡がまとまって分布しています。

近畿周辺で、こういった館が密集する、つまり突出した勢力が出来た地域っていうのは、皇室・公家・寺院や足利幕府など京都と関係の深い勢力が割拠する地域にどうも共通して見られるのかなあという印象があります。もちろん、城館を面的に調査して裏づける作業などが必要ですが、美作地域を含めて岡山県域の城館調査を進めると、全国の歴史研究に大きな影響を及ぼすのではないかと期待しているところです。

近年でも「構」など平城跡の土塁や空堀が破壊されたりしているのですが、変な凸凹があるというのではなく、これらの地域史の物語が良好に残されている環境が、室町・戦国時代の歴史像を塗り替えると言つた大風呂敷まではいかないとしても、歴史の1ページは開けるのではないかという思いがありますので、ぜひとも史跡として大事にしてほしいなと感じています。

以上の点を踏まえた上で、院庄館跡の平面構成を周りの事例から比較して考えてみます。

まず、院庄館は174 m × 250 の大きさの、ほぼ方

形居館ながらもちょっといびつな形としています。これを周りの事例と比較しますと、「構」などの平城跡としては非常に大きい、非常に突出した事例となります。規模としては、大友氏館、大内氏館といった守護居館並みの規模であることが特徴として指摘されます。

次に、土墨については、建造時期についてでは、鎌倉後期とされる勝間田焼の破片が検出されたことについては、発掘成果として踏まえないといけません。しかしながら、遺構論から考えた場合には、勝間田焼から考えられる時期に土墨を持つ事例はほとんどない。両者の年代観をどう重ね合わせるかは難しい課題です。両者の年代観から、土墨を築く際に振り返して混入した可能性も考えられるわけです。

これまでの研究動向からみた場合、院庄館跡の評価は本当に難しいものとなっています。その中で幾つかの仮説を提示したいと思います。

第1に、院庄館跡におそらく守護所的なものがあったことは、前原・森報告から間違いないだろう。しかしながら、土墨を持つ事例で16世紀半ばの守護所級の平城が南北朝前に機能していたというのはかなり突出したレアケースになります。南北朝前にひとつ「徒花」の存在として創出された「一発花火」みたいな事例を考えることができます。

第2に、やはり室町後期まで下がるだろう（つまり勝間田焼の検出は土墨への混入だとする）と考えた場合でも、遺構論の立場からするとやはり「一発花火」的なものになるかと思います。守護の本拠でもなった地域でこれだけの規模の平城を創出する主体が考えられないのです。

そして、第3に、かなり突拍子な印象を持たれるかと思いますが、現状の土墨遺構が院庄館故地に築かれた「別の院庄館城」ではないかという考え方です。即ち、森忠政が院庄に入った時に「院庄館故地」に築こうとした（但し築城途中で放棄した）新城の遺構ではないかと言う仮説です。かなり突拍子なので「中西、森忠政築城説唱える」とか言われても困のですが、これだけの規模の土墨を構えた方形区画を築くクラスと言えば、同じく平地に松代（海津）城を改修して築いた森忠政のような織田・豊臣政権に属した大名クラスしか思い当たらないのです。

さらに、第4に、現状の土墨遺構が「院庄館故地」の後世の顕彰活動で「復元」されたものではないかと

いう仮説も考えられます。作陽誌を編纂したのが津山藩家の長尾勝昭という人物なのですが、彼が「院庄館故地」として顕彰碑を建立するわけです。そして近世後期に各地で歴史への顕彰活動が活発化するのですが、その過程で藩の顕彰活動として「復元」されたものではないかというのが可能性としてあるわけです。福島県にある白河の関跡は、白河藩主だった松平定信時代に「ここが白河の関だ」という考証結果から整備された姿なのは有名な話です。

以上のことが、現在の院庄館故地に残る遺構から考えられるわけです。おそらく場所は現在の位置で間違いないと思います。問題は土墨などの遺構が、南北朝・室町期の「院庄館」そのものとイコールなのか、後世の別の遺構（院庄新城、或いは史跡顕彰による復元）なのかといった、段階的な検討が必要じゃないかと思います。今後、精査していくことで明らかになるとは思いますが、現時点では、こういう可能性があるということをご案内しておきたいと思います。

さて、最後に院庄構城が残っています。院庄構城につきましては、地誌類では戦国期から宇喜多領だった織豊期に機能したものとあります。その後、森忠政の美作入部時には院庄を1年程、腰掛城にしたということが「武家伝聞録」などに記されています。

それでは、遺構はどうなのかと言うと、現在、部分的に行われている発掘調査の成果に学びますと、主郭は100 m四方ぐらい。そして周囲が空堀で囲まれていたというが、これまで明らかになってきた平面構成です。それよりも外側については、歴史地理学的な分析、いわゆる地籍図による復元分析や発掘調査等を含めて、どうもこれ以上周りに大きく広がる可能性は低いだろうというものが現在の評価です。この院庄構城についても、周囲の事例から比較・検討すると、近くにある沖構とか下原構、石須構など「構」とされる平城跡と主郭部は同程度の規模になります。つまり、院庄構城は、戦国期に美作国各地に築かれた平城「構」のひとつと評価できると思います。よって、森忠政が院庄に入部して新城を築こうとしたという先代実録や開傳記の記述がありますが、遺構からはおそらく森忠政は曲輪や堀といった土木部分には余り手を加えなかつたと考えられると思います。

元々、森忠政入部以前の美作国は、宇喜多領・小早

川領に属していました。宇喜多・小早川時代には支城として、西部の高田城、中部の荒神山城、東部の林野（倉敷）城や三星城などがありました。新領主が入る場合、これまで旧領主に安堵されていた村落単位の土豪や地侍は自らの権益を主張して一揆を組んで抵抗する可能性があります。そのために入部する側は既存の拠点城郭を改修することが多々あります。仮に忠政が本格的に院庄構城を改修した場合には、（図版に入っていますが）松代（海津）城（森忠政が上杉景勝領だった信濃川中島を拝領した後に整備した居城）のような平城が創出されたことでしょう。

しかしながら、実際の院庄構城は御茶屋程度の規模に留まっており極めて小さ�습니다。美作一国の太守が最初に入った城郭にしてはあまりにも小さい。このことから、当初は院庄構城じゃない新城（上記で示した院庄新城のようなもの）築城に着手したものとの諸事情で津山築城に切り替えたか、最初から院庄にはそもそもくれず津山築城を目指したという仮説のどちらかになると推察されます。

そうした視点から、森家先代実録や武家聞傳録の記述を踏まえて検討した場合、院庄を腰掛けにして最初から津山築城を進めた可能性が高いと思われます。一方で、半年の間構城の近辺に院庄新城みたいなものを造ろうとしたけども、条件の悪さからやめた可能性もないわけではありません。この場合、院庄館跡の土墨が主郭部ではないかと推察されるわけですが、こちらの方は現時点では資料の裏付けが難しいと思われます。

最後にまとめますけど、院庄館跡と院庄構城跡について、文献史料だけでなく現存する遺構を手がかりに考えると、いろいろと仮説が導かれます。いずれの仮説に妥当性があるかの裏付けは今後の作業になります。その場合には、單に院庄館跡や院庄構城跡だけを考えるのではなく、常に周りの事例との比較・検討をしながら状況証拠を積み上げた後に、最後に遺構の評価で結論づけるという城館史科学の視点が重要になってきます。

今後そういう形で、美作国の大城館調査に取り組み、調査事例の中から院庄館跡や院庄構城の評価を詰めていければいいなと思っています。

さて、今回は、仮説だけいっぱい出されてモヤモヤして帰られるのは非常に申し訳ないかと思いますので、

最後に私見をご提示しして今後の議論の叩き台にしていただければと思います。

院庄館跡については、先程冒頭で申した今日の研究史からみて、鎌倉期の守護館があったことは認めて土墨の評価に関しては保留させて頂かなければいけない。しかしながら、室町期以降での土墨を造った勢力については、森さんのご報告にもありましたように該当者がいない。それが大きな課題になります。森忠政の院庄新城の可能性が一番高いと思うのですが、状況証拠が弱い。もしくは近世後期の顕彰活動による復元の可能性がある程度想定されることと、どちらかで考えています。いずれにしても、今後の調査研究に委ねたいと思います。

一方、院庄構城跡は、美作国地域に数多くみられる平城の「構」とほぼ同規模であることから戦国期の様相を残す遺構と考えています。森忠政は院庄に入部して院庄構城を腰掛にしつつ、津山築城を敢行したか、或いはしばらく院庄新城を築こうとしたものの家の喧嘩などから津山築城に切り替えたとみられます。こちらも、細かいところについてこれから発掘調査や様々な事例を調査によって絞り込みがなされることを期待したいと思います。

以上、遺構論からこれだけの検証ができると、そしてまだこれだけの課題があるということをお示しして、今後の研究を喚起したいと思います。今後、美作国地域のみならず、岡山県を含めて中国地方の中・近世史研究、及び歴史考古学の研究については、城郭研究はもちろん、まだまだ可能性があるということを今回ご理解頂ければと思います。

全国ここに各地残っている城跡というのは本当に貴重な史料です。是非とも保存して頂いて後世にこの問題の解決も含めて伝えて頂ければと思います。そのお願いを以て、締めに代えさせて頂きたいと思います。

### 印 刷 仕 様

紙 質 表紙 レザッククリーム 175kg  
本文 ニューエイジ 90kg  
D T P O S Windows 7 Ultimate  
DTP Adobe Indesign CS4  
図版作成 Adobe Illustrator CS4  
写真調整 Adobe Photoshop CS4  
Scanning 35mm・6×7film EPSON GT-X 970  
画面類 GRAPHTEC IMAGESCANNER TS7000  
使用 Font モリサワ OpenType 基本 7 書体 (じゅん Pro、リュウミン Pro-L-KL、見出ゴ  
MB31Pro、見出ミン MA31Pro、太ゴB 101Pro、太ミン A101Pro、中ゴシ  
ック BBBPro)  
画像原稿 階調画像線数は 175 線  
印 刷 印刷所へは、PDF X-1a (2001) で書き出して入稿

### 年報 津山弥生の里 第18号 (平成21年度)

2011年3月31日発行

発行 津山市教育委員会

文化財課

〒708-0824

岡山県津山市沼600-1

TEL0868-24-8413 FAX0868-24-8414

印刷 (株)廣陽本社